

第二回口頭辯論ニ於テ第一回ニ引續キ證據調ヲ爲シタル後當事者其結果ニ依リ辯論ヲ爲シタルコト明カナル以上ハ民事訴訟法第二百三十二條ニ所謂判決ノ基本タルヘキ辯論ヲ爲シアルモノナルカ故ニ縱令第一回ニ臨席シタル判事ニ更迭アルモ之カ爲メ第二回ニ於テ更ニ事實及ヒ證據上ノ陳述ヲ爲サシメサレハトテ不法ニ非ス

(反對)

第二回ノ口頭辯論ニ至リ列席判事中ニ變動アリタルトキハ其辯論ヲ更新セサルヘカラス否ラサレハ其判決ハ違法ナリ

辯論ノ進行中判事ニ更迭アリタル場合ニハ口頭審理ノ原則ニ依リ更ニ辯論ヲ爲スコトヲ要ス
○基本タル口頭辯論トハ訴訟事件ノ全體ニ付キ辯論シタル判決前ノ最終ノ口頭辯論ヲ指スモノトス

(同主旨)

口頭辯論中最終ノ辯論ハ民事訴訟法第二百三十二條ニ所謂判決ノ基本タル口頭辯論ナリトス證據調ノ結果ニ付テ爲ス最終ノ辯論ハ民事訴訟法第二百三十二條ニ所謂基本タル口頭辯論ナリトス

證據調ノ結果ニ付キ爲シタル最終ノ辯論ハ民事訴訟法第二百三十二條ニ所謂判決ノ基本タル口頭辯論ナリトス

民事訴訟法第二百三十二條ニ所謂基本タル口頭辯論トハ判決ニ接著スル口頭辯論ヲ指稱ス故ニ此辯論ニ臨席シタル判事カ判決シタル裁判ハ不法ニ非ス

民事訴訟法第二百三十二條ニ所謂基本タル口頭辯論トハ判決ニ接著スル口頭辯論ヲ指稱ス故ニ判事ニ更迭アルモ其辯論ニ臨席シタル判事カ判決ヲ爲スニ付テハ特ニ辯論ノ更新ヲ要セス

判決ノ基本タル口頭辯論トハ數回ノ辯論アリタル場合ハ其判決ニ先ニスル最後ノ口頭辯論ヲ云フ

辯論續行ノ期日ヲ定メタル場合ニ於テハ最終ノ期日ヲ以テ各當事者カ事實及ヒ法律上一切ノ訴訟關係ヲ表明シ證據調ノ結果ニ付テ辯論スヘキ主タル辯論期日ト爲スモノナルカ故ニ此期日ニ臨席シタル判事カ判決ヲ爲シタルトキハ適法ナリ

最終ノ辯論期日即チ判決ニ接著スル辯論ハ民事訴訟法第二百三十二條ニ所謂判決ノ基本タル口頭辯論ナリトス故ニ之ニ臨席シタル判事カ判決ヲ爲シタルハ相當ナリ

最終ノ辯論ハ判決ノ基本タル口頭辯論ナリ

判決ノ基本タル口頭辯論トハ判決ニ接著スル辯論ヲ指スモノトス

民事訴訟法第二百三十二條ニ所謂基本タル口頭辯論トハ判決前ノ最終ノ口頭辯論ヲ指シタルモノトス

數回開キタル口頭辯論ニ於テハ判決ニ接著スル辯論即チ最終ノ辯論ヲ以テ判決ノ基本タル辯論ト爲スヘキモノトス

○各當事者カ豫メ辯論ヲ盡スモ其後證人ノ訊問ヲ爲シタルトキハ其證據調完結後訴訟ノ關係ヲ表明シ其結果ニ付キ更ニ辯論ヲ爲サシメサル以上ハ判決ノ基本タル辯論ヲ爲シタルモノト云フヲ得ス

○調書ニ記載シテ明確ニスヘキ規定アル申立及ヒ陳述若クハ自白又ハ證人及ヒ鑑定人ノ供述若クハ檢證ノ結果等ニシテ苟モ之ヲ明確ニシタル以上ハ爾後辯論數回ニ涉リ縱シヤ其間ニ於テ判事ニ交迭アルモ其交迭

二八	二七	二五	二九	二九	三五	三〇
六	六	四	五	四	六	五
五五〇	九五	九二	一	四	八一	三七

三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
八	九	九	一〇	九	九	八
二三	二二	二六	二九	二六	二六	二六

アル毎ニ右明確ニシタル事項ヲ更新スヘキモノニ非ス

○民事訴訟法第二百三十二條ハ總テノ證據調終了後ノ判決ヲ受クル基礎ト爲ルヘキ辯論ニ臨席シタル判事ハ縱令其以前ノ辯論ニ臨席セサルモ本案ノ判決ヲ爲シ得ル資格ヲ有スヘキ者タルコトヲ規定シタルモノナリ

○辯論數日ニ涉リ前回ノ辯論ニ臨席シタル判事ニ交迭アリテ最終ノ辯論ニ新ナル判事加ハリタルトキ事實上法律上ノ陳述及ヒ證據調ノ顛末等總テノ訴訟材料ヲ更ニ提出シ自己ニ於テ必要ト思料スル限り辯論ヲ繰返シ自己ノ主張ニ利益ナル心證ヲ判事ニ得セシムルコトニ注意スルカ如キハ各當事者ノ應ニ執ルヘキ務ニシテ判事ハ此場合ニ於テモ亦不干渉主義ノ原則ニ依リ當事者ノ爲シタル辯論中不明瞭ナル部分ヲ釋明セシムル迄ニ止マリ辯論シタル事項ニ對シ判斷ヲ與フルヲ以テ足レリトス

○最終ノ口頭辯論期日ニ臨席シタル判事ニ於テ判決ヲ爲シ當事者雙方ノ在廷セサル儘之ヲ言渡シタル場合ニ在テハ縱令當事者ノ一名ヲ調書ニ掲記セサリシトテ之カ爲メニ其判決ヲ以テ民事訴訟法第二百三十二條ノ法則ニ違背セルモノト云フヲ得ス

○基本タル口頭辯論ニ臨席セス且前審ニ於テ其事件ニ付キ裁判長トシテ判決ヲ爲シタル判事ノ干與セル判決ハ違法ナリ

○同一ノ訴訟事件ニ付キ各別異ノ判事ヲ以テ構成セラレタル裁判所カ數回ノ口頭辯論ヲ開キタル場合ニ於テハ當事者ヨリ訴訟關係ノ全體ヲ表明シ證據調ノ結果ニ付キ陳述ヲ爲シタル最終ノ口頭辯論ヲ以テ判決ノ基本タル口頭辯論トス

(同主旨)

同一訴訟ニ付キ數回ノ口頭辯論アリテ各辯論毎ニ立會判事ヲ異ニセシ場合ニ於テ所謂判決ノ基本タル口頭辯論トハ其判決前ノ最終ノ口頭辯論ノミチ云フモノニシテ其以前ノ口頭辯論ハ基本タル口頭辯論ニ非ス

○判決ノ基本タル辯論ニ干與シタル判事カ合議ノ上判斷評決シタルトキハ判決ハ茲ニ成立シ必スシモ之ヲ爲シタル判事カ言渡スコトヲ要セス

(同主旨)

判決原本ニ辯論ニ臨席シタル判事ノ連署アル以上ハ他ノ判事カ裁判言渡當日裁判所構成ノ爲メノミニ列席シタレハトテ民事訴訟法第二百三十二條ノ規定ニ違背セス
口頭辯論ニ臨席セサル判事カ判決言渡ノ當日列席シタルモ其判決ニ參與セス單ニ裁判所構成ノ爲メノミニ列席シタルコト明カナルトキハ之ヲ違法ノ判決ト云フヲ得ス
口頭辯論ヲ終結シ評決シタル後其言渡前ニ當該裁判官轉官若クハ轉任スルモ其判決ハ有效ナリ

三五二 一〇三

三五二 一〇三

三六 九四

三七 三二

三七 二五〇

三七 一三七〇

三五 八

四 六五二

二六 三七五

二九 二 八二

判決ノ言渡ニ辯論及ヒ判決ニ干與セサル判事ノ加ハルコトアルモ違法ニ非ス
民事訴訟法中基本タル口頭辯論ニ臨席シタル判事カ其判決ヲ爲スコトヲ規定シアルモ其判決
シタル判事カ必スシモ其言渡ヲ爲ササルヘカラストノ規定ナシ故ニ判決原本ニ署名セサル判
事カ其言渡ヲ爲スモ定數ノ判事カ臨席シテ言渡シタル上ハ違法ニ非ス

判決ノ基本タル口頭辯論ニ臨席シタル判事ニシテ其判決原本ニ記名調印セル上ハ判決自體ハ
有效ニ成立ス故ニ形式ニ屬スル言渡ニ付キ他ノ判事代テ列席スルモ違法ニ非ス

判決ハ評議ノ結果ニ依リ成立シ其言渡ハ既ニ成立シタル判決ヲ外面ニ標識スルニ過キス故ニ
判決ノ基本タル口頭辯論ニ臨席セサル判事カ判決ノ言渡ヲ爲スモ違法ニ非ス

民事訴訟法第二百三十二條ハ基本タル口頭辯論ニ與リタル判事ニ非サレハ其判決ヲ爲スコト
ヲ得サル旨ヲ規定シタルニ過キスシテ其判決ノ言渡ハ他ノ判事ニ於テ之ヲ爲スコトヲ妨ケサ
ルモノトス

民事訴訟法第二百三十二條ハ判決ノ基本タル口頭辯論ニ臨席シタル判事ニ非サレハ判決ヲ爲
スコトヲ得サル旨ヲ規定シタルニ止マリ其言渡モ亦同一ノ判事之ヲ爲スコトヲ要ストシタル
モノニ非ス

判決ノ言渡ハ判決ヲ公表スルノ方式ニ過キサレハ判決ニ干與セサリシ判事ヲ以テ構成シタル
裁判所カ其言渡ヲ爲スモ不法ニ非ス

民事訴訟法第二百三十二條ハ判決ニ付テノ評議及ヒ判決書ノ作成ニ關スル規定ニシテ判決ノ
言渡ハ之ニ包含セス從テ判決ノ基本タル口頭辯論ニ臨席セサル判事カ其言渡ニ干與スルモ違
法ニ非ス

○前ノ辯論期日ニ臨席セル判事カ最終ノ辯論ニ臨席シタル判事ト同一ナ

二九	二	八二
三〇	五	一〇四
三一	四	五三
三二	六	三七
三三	四	六六
三四	四	二三
三五	五	二三
三七		二三
三九		五三

(第二百三十三條)

ル以上ハ縱令其中間ニ於ケル辯論期日ニ臨席シタル判事中ニ交迭アリ
トスルモ僅ニ期日ヲ開キ辯論續行ノ決定ヲ爲シタルニ止マルトキハ結
局最終ノ辯論ニ臨席セシ判事カ訴訟全體ノ辯論ヲ聽キタルモノナリ

『第二百三十三條』

○判決ハ口頭辯論終結ノ日ニ指定シタル期日ニ言渡サス其後訟廷ヲ公開
シテ指定シタル日ニ之ヲ言渡スモ不法ニ非ス

○民事訴訟法第二百三十三條但書ハ七日以内ニ言渡ヲ爲ササルニ於テハ
其判決ヲ無効ナラシムヘシトノ法意ニ非ス

(同主旨)

民事訴訟法第二百三十三條ノ但書ニ「其期日ハ七日ヲ過クルコトヲ得ス」トアルハ畢竟裁判所
ヲシテ之ヲ守ラシムル規定タルニ過キサレハ七日以後ニ裁判ヲ言渡シタルハトテ其裁判ヲ無
効ナラシムヘキ法條ニ非サルカ故ニ上告ノ理由ト爲ラス

民事訴訟法第二百三十三條但書ハ裁判所ヲシテ遵守セシムヘキ規定ニ過キサレハ辯論終結後
七日ヲ過キ判決ヲ言渡スモ爲メニ其判決ハ無効ト爲ルヘキモノニ非ス

○判決言渡ノ期日ヲ宣言シタル後何等ノ決定ヲ爲サスシテ之ヲ變更スル
ハ違法ナリト雖モ之カ爲メ上告人ノ權利上ニ利害ノ影響ヲ及ホササル
ヲ以テ上告ノ理由ト爲ルヘキ限ニ在ラス

○裁判所カ判決言渡ノ期日ヲ指定セサルハ違法ナレトモ之カ爲メ當事者

四		八五〇
三〇	六	六八
三四	二	二七
二五	一	八四
二八	四	六五
三六		二〇八

ニ不利益ヲ蒙ムラシメタル場合ニ在ラサレハ上告ノ理由ト爲ラス

〔第二百二十五條〕

○判決ハ言渡ナル方式ニ因リ言渡ノ瞬間ニ其裁判所ニ於テ動カスヘカラサルノ效力ヲ有シ外部ニ對シテ發生スヘキモノトス從テ言渡ナキ判決ハ形式上縱令完全ニ編製セラレ又適式ニ當事者ニ送達セラレタリトスルモ實質上一箇ノ書面ニシテ外部ニ對シテ判決タル效力ヲ有スルコトナシ

○裁判言渡調書ニ當事者ノ氏名ヲ掲ケサルトキハ其調書ハ當事者カ裁判言渡ノ期日ニ出頭シタルコトヲ證明スルノ效ナキニ止マリ言渡シタル判決ノ效力ニ何等ノ影響ナキモノトス

〔第二百二十六條〕

○判決ニハ訴訟ノ主體タル當事者及ヒ裁判所ノ名稱ヲ掲クルノ外當事者ノ陳述シタル事實及ヒ爭點ノ摘示殊ニ其提出シタル申立即チ判決ヲ受クヘキ事項ノ申立ヲ表示シ而シテ其事實及ヒ爭點ニ對スル裁判ノ理由ヲ付シ其申立ニ對シ之ヲ是認シ若クハ之ヲ否認スル主文ヲ掲クヘキモノトス

○裁判所カ判決ニ掲クヘキ必要ノ事項ヲ遺脱シタル場合ニ於テハ唯其判

三九 五八

三七 八二

四 四三

三四 一 九

決ノ違法タルニ止マリ判決ノ基本タル口頭辯論ノ手續ニ違法アルモノトスルヲ得ス

○準備書面及ヒ判決ニ原告「何某外幾名」ト記載シタル場合ニ於テ其幾名ノ何人ナルヤハ訴狀添附ノ委任狀ニ總體ノ原告氏名住所等存スルヲ以テ訴狀ニ之カ表示ヲ掲ケタルモノト看做スコトヲ得ヘキカ故ニ民事訴訟法第二百五條第一號第九十條第一號及ヒ第二百三十六條第一號ノ規定ニ違背シタルモノト云フヲ得ス

○終局判決原本ニハ少ナクモ各當事者ノ氏名住所ヲ掲記スヘキモノナレトモ勝訴ノ共同訴訟人ノ氏名住所ヲ畧記スルカ如キハ敗訴者ノ不利ト爲ラス且當事者表示ノ欠缺ハ民事訴訟法ニ所謂常ニ法律ニ違背シタルモノニ非サルヲ以テ上告ノ理由ト爲ラス

○民事訴訟法第二百三十六條ニ依レハ判決ニハ別ニ訴訟代理人ノ氏名ヲ掲クヘキ規定ナキカ故ニ裁判所カ誤リテ辯論ノ際出廷セサル訴訟代理人ノ氏名ヲ判決ニ掲ケタルハ必要ナラサル事項ヲ掲ケタルニ過キサルヲ以テ此瑕疵ハ判決ヲ破毀スルノ理由ト爲スニ足ラス

○民事訴訟法第二百三十六條第一號ノ規定ニ於ケル法定代理人ノ氏名ハ之ヲ判決ニ掲クヘキヲ本則トスルモ同條第三號ニ所謂裁判ノ理由ノ如

四 二七

二六 一 六

二九 三 四

三五 六 一五六

ク之ヲ掲ケサルモ絶對的ノ上告理由タルヘキモノニ非ス

○判決中當事者ノ表示ニ株式會社支店ノ文詞アルトキハ其意義ハ法人タル會社ヲ指スモノニシテ同支店カ獨立シテ訴訟當事者タルノ旨趣ニ非ス

○當事者ノ法律上代理人ノ氏名ハ當事者ノ身分又ハ職業ト均シク必スシモ判決ニ掲載スルコトヲ要セス

○民事訴訟法第二百三十六條第一號ニ於ケル當事者及ヒ法律上代理人ノ表示ハ其何人ナルヤヲ人違ノ恐ナキ程度ニ記載スレハ足ルモノニシテ必スシモ詳畧ノ差アルコトヲ許ササル法意ニ非ス

(同主旨)

判決書ニ掲グル當事者ノ表示ハ當事者以外ノ人ニ紛レナキ方法ニ於テ記載スレハ足レリ故ニ其身分職業住所ハ之ヲ畧記スルカ又ハ其記載ニ相違ノ廉アリトスルモ其何人ナルヤヲ知り得ヘキトキハ表示ノ效力ヲ失フモノニ非ス

判決書ニ掲グヘキ當事者ノ表示ハ其當事者以外ノ人ニ紛レナキ方法ニ於テ記載スレハ足ル故ニ身分職業ヲ畧記スルモ表示ノ效力ナシト云フヲ得ス

○口頭辯論調書ハ明確ニスヘキ諸件ヲ除ク外細大漏サス筆記スヘキモノニ非ス故ニ之ニ記載セラレサルノミヲ以テ原院カ其陳述セサル事項ヲ判文ニ掲載シタリト云フヲ得ス

三七 二三

三七 六五二

三六 五三

三九 六二七

三〇 一三二

三〇 三七

二八 四〇

○判決書中事實摘示ノ部ニハ當事者カ爲シタル攻撃防禦ノ方法ヲ逐一掲載スルヲ要セス

○判決書ニ掲クヘキ事實及ヒ争點ハ其要旨ヲ摘示スレハ足レリ

○判決中争點ノ摘示ヲ缺クモ如何ナル事項カ争點ナルヤヲ知了シ得ルニ於テハ判決ノ瑕疵ト爲ラス

○判決ノ事實摘示ニハ裁判所ニ於テ其判決ニ影響アリト認めタルト否トニ拘ハラス必要ト不必要トヲ區別セス當事者カ口頭辯論ニ基キ演述シタル一定ノ申立一定ノ原因證據申出證據ノ結果等ヲ盡ク記載スヘキモノニシテ之ニ反シ法廷調書ニハ一一之ヲ記載スヘキモノニ非ス故ニ調書ニ記載ナキコトヲ證據トシテ其申述ナカリシモノト云フヲ得ス又隨テ事實摘示ニ記載アル事項ヲ以テ直ニ其記載ノミニ因リ心證判斷ノ標準ト爲リタルモノト云フヲ得ス

○民事訴訟法第二百三十六條第二號ノ規定ニ於ケル事項タルヤ少クモ判決ノ基本タル事實上ノ關係ヲ摘示シ及ヒ如何ナル判決ヲ受クヘキ申立ヲ爲シタルヤヲ表示セサルヘカラス

○判決ニ當事者ノ提出シタル一定ノ申立及ヒ其演述シタル事實並ニ争點ノ要領ヲ掲載セサルハ違法ナリ

二六 五〇

二九 四五

二九 一〇二

三三 三

三四 九

三四 三五

○民事訴訟法第二百三十六條第二號ニ所謂事實及ヒ爭點ノ摘示云云ハ辯論ヲ經タル係爭事實ニシテ判決ヲ爲スニ必要ナルモノヲ明カニスルヲ以テ足レリトス

○請求ノ原因タル事實ノ申立ヲ摘示セサル判決ハ民事訴訟法第二百三十六條ニ違背シタル不法ノ判決タルヲ免レス

○裁判所カ其判決ニ掲クヘキ事實ノ範圍ハ請求權ノ由テ生スル法律上並ニ事實上ノ關係ヲ明瞭ナラシムルニ必要ナルモノヲ以テ限度トシ必スシモ其原因發生ノ日時場所等總テ之ヲ掲クルコトヲ要セス

○民事訴訟法第二百三十六條第二號ニ所謂其提出シタル申立トハ同法第二百二十二條ノ判決ヲ受クヘキ事項ノ申立即チ一定ノ申立ヲ指シタルモノトス

○民事訴訟法第二百三十六條第二號ニ所謂當事者ノ口頭演述ニハ當事者ノ提出シタル證據方法殊ニ證據調アリタルトキハ其結果ヲモ包含スヘキヲ以テ之カ口頭ノ演述ヲ爲シタル場合ニハ事實ノ摘示ヲ掲クルヲ通例トスルモ理由中ニ併セテ之ヲ説明スルコトヲ妨ケス

○裁判所カ判決ノ事實摘示ニ當事者ノ提出シタル證據方法及ヒ證據調ノ結果ヲ掲記セサルコトアルモ此一事ヲ以テ破毀ノ理由トスルニ足ラス

(同主旨)

判決ノ事實摘示ニ當事者ノ提出シ若クハ採用シタル證據ヲ掲ケサルハ違法ナリト雖モ之カ爲メニ其判決ヲ破毀スルニ足ラサルモノトス

○判決ニ事實ノ摘示ヲ掲クルニ當リ多少盡ササル所アルモ判決主文ノ當否ニ何等ノ影響ナケレハ之ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

○判決ニ事實ノ摘示ヲ爲ササルトキハ判決ヲ爲スニ足ルヘキ事實上ノ基本ヲ缺キ又上告裁判所ハ之カ判斷ヲ爲ス能ハサルニ至ルヲ以テ右摘示ヲ缺ク判決ハ法律ニ違背スルモノトス

○人證申請ノ如キハ判決ニ之ヲ掲ケサルモ上告ノ理由ト爲ラス

○自白ハ調書ニ記載シテ明確ニスヘキ事項ナルカ故ニ調書ノ記載ト判決ノ摘示ト相容レサルトキハ調書ノ記載ニ依據セサルヘカラサルモノトス

○無證ノ陳述ニ對シテハ承審官ハ説明スルヲ要セス

○一ノ契約證書ヲ無効ナラシメテ他ノ契約證書ニ羈束セラルヘキモノト爲サンニハ必ス其理由ヲ示ササルヘカラス之ヲ示ササルトキハ理由ナキ不法ノ裁判ナリ

○判決ノ説明前段後段同一ノ理由ニ歸スル場合ニ於テ既ニ之ヲ前段ニ説

三九	三九	三九	三七	三五	三四
				四	八
一六〇八	七二七	七二七	三七三	二一九	五

三五	二四	二	二	四五	四二	三七
一	一			三二二	三四七	一四五六
四五	一六二	七九	三二二	三四七	一九三	

- 明シタルトキハ再ヒ之ヲ後段ニ説明スルヲ要セス 二五 一 二〇八
- 法律ノ解釋ニ關スル單純ノ問題ハ縱令一箇ノ爭點ト爲ルモ其解釋ニ就キ判文上自ラ判旨ノ在ル所明カナル上ハ特ニ其爭點ニ對シ判決ヲ爲ササルモ爲メニ本案ノ結果ニ影響ヲ及ホササルモノトス 二五 一 二二六
- 單ニ組合營業ノ實權ヲ有スルノ故ヲ以テ營業者ト認メ速斷シタル裁判ハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判ナリ 二五 二 二二
- 原判文中ニ「數回ノ督促ヲ受ケ」云云ノ文字ハ以テ付遲滯ノ理由ニ供シタルモノト云フヲ得ヘシ 二五 二 二二五
- 證書ヲ正當ノモノト判定セシ理由ヲ示スニ於テハ該證書成立ノ原因ハ説明ヲ要セスシテ明カナリ 二五 三 二四八
- 後見人ノ幼者ヲ保護監督スルヤ必スシモ幼者ノ近傍ニ在ルヲ要セス裁判ニ於テ後見人ヲ有名無實ノ後見人ト爲スニハ必ス確乎タル證據理由ヲ示ササルヘカラス但幼者ノ家族カ後見人ノ認承ヲ竣タスシテ負債ヲ設ケタル事迹アルカ爲メ其後見人ヲ有名無實ト云フヲ得ス 二五 四 一
- 苟モ債權ノ有無ヲ判定スルニハ必ス一定ノ當事者ナカルヘカラサルヲ以テ其確認裁判ノ效力ヲ當事者以外ニ及ホスヘキモノトスル裁判ニハ必ス別段ノ權原理由アルコトヲ要ス 二五 四 一

- 會社解散スルトキハ將來ノ行爲ニ係ル賣買取引ハ之ヲ繼續スルノ必要ナキニ依リ其約務ノ消滅ハ當然ノ結果ナルヲ以テ特ニ之カ説明ヲ付セサルモ違法ノ裁判ニ非ス 二五 五 二二
- 凡ソ義務ノ存在ヲ明認シタル場合ハ出訴期限ヲ適用スヘカラサルコト勿論ナルヲ以テ此立證アルニ拘ハラス出訴期限ヲ適用スルニハ必ス其理由ヲ説示セサルヘカラス 二五 六 一六
- 異議ヲ生シ捺印ヲモ爲サス契約成立ニ至ラサルカ如キ事ノ重要ノ論點タルトキ裁判所ニ於テ之ヲ排斥セントスルトキハ必ス其理由ヲ付セサルヘカラス其理由ヲ付セサルトキハ違法タルヲ免レス 二五 六 二二四
- 確定裁判ノ效力ハ直ニ訴外人ヲ羈束シ得ヘカラサルハ勿論ナルヲ以テ訴外人カ訴訟當事者ノ一人ヨリ正當ニ買得シタル不動産取戻ノ訴訟アルニ方テハ訴外人ノ過失不注意如何ヲ審理シ其理由ヲ付スルハ判斷上緊要ノ點ナルニ之ヲ爲ササルハ不法ノ裁判ナリトス 二六 二 二四〇
- 原判文前段ニ於テ年期小作證書ヲ差入レタル事實アリト斷定シタルハ甲者外四名ヲ除クノ控訴人ノミニ係レルニ其後段ニ至リ更ニ此五名ニ對スル何等ノ理由ヲモ示サスシテ此五名モ亦自餘ノ者等ト同一ニ前契約ノ期限滿了シタルモノトシ新小作證書ヲ差入ルヘキ責務アリト爲シ

タルハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判ナリ

○判旨カ論地ハ一般ニ農業上通行ヲ要スル者ノ爲メ存スヘキ一ノ公道ナリトノ旨趣明瞭ニシテ且甲者ニ於テ該道路ノ開通ヲ得ハ己カ所有スル乙地ヨリ丙地ニ通行スルニ最モ必要ナルコトヲ主張スルモノナレハ其利益アルコトハ別ニ説明ヲ要セスシテ明カナルニ因リ此點ニ付キ殊ニ説明ヲ與ヘサルモ不法ノ裁判ト云フヲ得ス

○訴求ヲ司法裁判ニ屬スヘキモノニ非スト判定シタレハ之ニ對シ復タ理由ヲ説明シテ判斷ヲ下スノ必要ナシ

○曹洞宗ニ於テ事務取扱ナル役員ヲ置クヘキモノナルヤ否ヤノ争ハ宗教ニ關スルモノニシテ其事務取扱ナル者カ役僧ナルト否トニ依テ争ノ性質ヲ異ニスルモノニ非サレハ原院カ事務取扱ナル者ヲ役僧ナリト斷定シテ其理由ヲ付セサルモ不法ノ裁判ニ非ス

○當事者ノ認メサル委任狀ニ依レル登記ヲ正當ナリト判センニハ其理由ヲ示ササルヘカラス

(同主旨)

争アル證據ヲ探テ以テ判定ノ材料ニ供セント欲セハ先ツ其事實ノ理由ヲ示ササルヘカラス
原院カ法廷ニ提出セサル證據ヲ裁判ノ資料ニ供シタルハ不法ナリ縱令該證據ヲ法廷ニ提出シタ

二六
二
四〇八

二六
二
四七

二七
六

二七
五

二七
二二

二五
四
二六

リトスルモ當事者カ該證ニ不服ナルニ其文詞ヲ採用シテ之カ裁判ヲ爲サンニハ相當ノ理由ヲ示ササルヘカラス

○甲者籍ヲ其生家ニ有シ且其家ヲ相續スヘキ權利アリト決スル上ハ縱令一時離縁ト爲リシ父ノ實家ニ養育セララルモ爲メニ相續權ヲ失却スヘキモノニ非サレハ原裁判カ此等ノ陳述ニ對シ説明ヲ與ヘサルモ不當ニ非ス

○裁判官カ自由ナル心證ニ依リ事實ノ適度ヲ思料シテ養料ノ供給額ヲ指定シタルコト其判文上知了シ得ルニ於テハ此外ニ其理由ノ明示ヲ望ムヘキ理ナシ

○或證言ノ援用ニ對シテハ直接ニ之カ採否ヲ説明セサルモ他ニ之ヲ排斥シタルコト明カナレハ適法ナリ

○裁判所ハ其心證判斷ニ付テハ理由ヲ付スル義務ナシ
(同主旨)

裁判所ノ認定即チ自由ナル心證ヲ以テ判斷ヲ下スニ就テハ必スシモ其理由ヲ示スノ義務ナシ
○再賣買ノ豫約ハ約定ノ期間内ニ買受ノ手續ヲ爲ササルモ直ニ失權ヲ來スコトナシ解除條件附受戻契約ハ其受戻期日ヲ嚴正ニ遵守セサルトキハ失權ノ效果ヲ生ス故ニ此區別ヲ審明セスシテ直ニ本案ノ曲直ヲ判斷

二六
二
二七〇

二六
二
二七〇

シタル裁判ハ事實ヲ確定セサル不法アリ

○判決ニハ係争事實ノ判断ニ付キ裁判官ノ心證ノ標準ト爲リタル事項若クハ證據ヲ明示セサルヘカラス隨テ之ヲ明示セサル判決ハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判ナリ

○證書カ真正ニ成立シタルモノニ非スト認ムルトキハ其心證ヲ得タル理由ヲ判示スレハ充分ニシテ特ニ偽造等ノ事實存在スルヤ否ヤヲ確定スルノ要ナシトス

○事實裁判所ハ鑑定ノ結果ヲ信認シテ採用スルモ其理由ヲ説明スルノ責務ナシ

○事實裁判所ハ確定日附ナキ私署證書ニ關シ第三者カ其日附ヲ認メス證書提出者亦其日附ニ付キ何等ノ舉證ヲ爲ササル場合ニ於テ該事件ニ附隨スル事情ノ考覈ニ因リ其日附ヲ眞實ナリト認定スルニハ必ス其理由ヲ説明セサルヘカラス

○法律上判断ノ因リテ生スル所以ヲ説明スレハ敢テ法律ノ正條ヲ掲ケサルモ法律上ノ理由ハ具備セルモノトス

(同主旨)

原判決ニ於テ「宗教上ノ問題ニ係ルヲ以テ司法裁判所ノ管轄ニ屬スルモノニ非ス」トノ趣意ヲ

三一五

二七

三一

九

三一

一

三二

一〇一

三三

一〇六

三三

一〇九

説明シタルハ裁判所構成法第二條ニ基キタルコト明カナレハ特ニ其法條ヲ示ササリシトテ理由欠缺ノ裁判ナリト云フヲ得ス

○一方ノ主張ヲ是認シテ其理由ヲ説明シタル以上ハ之ニ抵抗スル所ノ他ノ一方ノ主張ニ對シ特ニ排斥ノ理由ヲ説示セサルモ其主張ヲ否認シタル判旨ハ分明ナルヲ以テ判決ニ理由ヲ缺キタル違法ナシ

○承審官ノ參考ニ供セントスル事情ノ供述ニ過キサル陳述ハ獨立ノ攻撃方法ト爲シタルモノト認ムルヲ得サルヲ以テ此等ノ陳述ニ對シ説明ヲ爲ササルモ不法ニ非ス

○虐待又ハ侮辱ヲ請求ノ原因トスル離婚ノ訴ニ於テ請求者カ其事實ヲ知リタルトキヨリ一年内ニ訴ヲ提起シタル事實ヲ確定セスシテ其請求ヲ容レタル判決ハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判ナリ

○民法施行前ニ於テ未成年者ノ爲セル法律行為ニ付テハ未成年者ノ能力ニ付キ事實承審官ノ認定スル程度如何ニ因リ法律ノ適用ヲ異ニスルヲ以テ承審官ハ其認メタル程度ニ付キ明確ニ其事實理由ヲ説示セサルヘカラス

○原告ハ請求ノ全部ニ付キ理由アルコトヲ主張シ被告ハ其一部ニ付キ理由ノ存セサルコトヲ主張スル場合ニ於テ裁判所カ被告ノ主張ヲ正當ト

二七五

三四一

三九

三四二

一

三四九

九七

三五四

六

認ムルトキハ其相當トスヘキ程度ニ付キ理由ヲ付スルノ必要アレトモ原告ノ主張ヲ是認スルトキハ其全部ニ付キ理由アルコトヲ説明スレハ足レリ

三五 八 一〇

○後見人カ其任務ヲ辭シタルヤ否ヤノ争點ヲ判斷スルニ當テハ民法第九百五條第九百四條ノ手續ヲ爲シタルヤ否ヤニ依テ之ヲ斷定スルヲ得ス必ス他ニ其辭任ノ有效ナルヤ否ヲ決スヘキ相當ノ理由ナカルヘカラス

三五 二 七三

○主要ナル争點ニ對シ起訴者ノ主張ヲ證明スルニ足ルモノナキコトヲ説明シタル以上ハ之ヲ以テ其請求ヲ排斥スルニ充分ナルカ故ニ主要ナラサル證據ニ付キ特ニ説明ヲ爲スノ要ナシ

三六 九八九

○判決ハ裁判所カ眞實ナリト認ムル所ノ事實ニ付キ其心證ヲ得タル證據理由ヲ説明スルヲ以テ足ルモノニシテ反對ノ證據ニ對シ一一排斥ノ理由ヲ付スル要ナシ

三六 一〇〇七

○當事者雙方ノ争點ヲ判斷スルニ當リ一方ノ立證ヲ是認シ其理由ヲ示シテ判斷ノ旨趣ヲ説明シタル以上ハ他ノ一方ノ立證ヲ採用セサル理由ノ如キハ必スシモ之ヲ判決ノ理由ニ掲クルヲ要セス

三六 一〇七七

○判決ノ理由ハ其主文ヲ維持シ得ヘキヲ以テ足ルモノトス

三六 一二三五

○裁判所カ或事實ヲ以テ係争事實ヲ判定スルノ資料ト爲ス場合ニ於テハ唯其資料タル旨ヲ説示スレハ足ルモノニシテ更ニ進テ其資料タル所以ヲ説示スルノ責ナシ

三七 六九七

○判決ヲ爲スニ當リ外國ノ文書若クハ外國ノ文字ヲ引用スルノ必要アルトキ即チ固有名詞若クハ商標ニ用キタル外國語ノ如キ外國ノ文字其儘若クハ其音ヲ我國ノ假名ニテ表示スルコトノ必要アルトキハ格別然ラ

三七 七六九

○サル場合ニ於テハ之ヲ日本語ニ譯解シテ其意義ヲ開示セサルヘカラス

三七 一四六二

○民法施行前ト雖モ永小作權ハ特約ナキ以上地主ニ於テ隨意ニ之ヲ消滅セシメ小作地ヲ引上ケ得サルコトハ一般ニ認メラレタル慣習ナレハ裁判所ハ其存在ノ根據ニ付キ特ニ説明ヲ加フルノ要ナシ

三七 一四六二

○判決ハ之ニ對スル理由ヲ具備スレハ足ル從テ其理由ニ對スル理由殊ニ裁判所カ職權ヲ以テ爲シタル證書ノ解釋ニ付テハ理由ヲ付スルノ要ナシ

三七 一六三七

○賃借人カ其借家ニ火ヲ失シタル場合ト雖モ重大ナル過失ノ存セサル以上ハ賠償ノ責ヲ負フコトナシ從テ其失火ニ付キ重大ナル過失アリシヤ否ヤヲ審究セス單ニ失火ノ過失ニ基因セサルコトヲ認メ得ヘキ立證ヲ爲ササル理由ヲ以テ賠償ノ責任アリト爲シタル判決ハ不法ナリ(民法第四百十五條四五年三一五頁參照)

○家屋カ一部焼失シ一部殘存スル場合ニ於テハ其程度形狀如何ニ依リ法律上或ハ之ヲ家屋ト認メ或ハ之ヲ家屋ニ非スト認ムヘキモノナレハ其殘存部分ノミニテハ家屋トシテノ存在ヲ失フモノト斷定スルニハ先ツ殘存ノ程度形狀如何ヲ判示セサルヘカラス

○裁判所カ採用セサリシ證據ニ付テハ唯一ノ證據ナルト否トヲ論セス不採用ノ理由ヲ説明スルノ責務ナシ

○債務者カ既ニ係争債務ヲ辨濟シタルコトヲ抗辯シ債權者ノ交付シタル金員受取證ヲ提出セル場合ニ其證書ノ成立ニシテ真正ナル以上ハ之ヲ排斥スルニハ何故ニ同證ノ金圓カ係争債務ノ辨濟ニ充テラレタルモノト認メ得サルヤヲ説示セサルヘカラス

○或法律ノ規定ハ或事實ニ該當スルヤ否ヤカ争ト爲リタル場合ニ於テ其規定該當セサルトキハ唯其旨ヲ説示スレハ足ルモノニシテ更ニ進テ何

三六	二八二
三六	二九〇
三六	二九六
三九	二六八

故ニ該當セサルカヲ詳説スルノ要ナシ
○裁判所カ信用セサル證據ヲ排斥スルニ當リテハ唯其信スルニ足ラサル旨ヲ説示スレハ足ルモノニシテ更ニ進テ之カ理由ヲ説明スルコトヲ要セス又當事者ノ擧ケタル證據ヲ採用セサル場合ニハ其理由ヲ説示スルノ職責ナキモノトス

(同主旨)

凡ソ裁判ハ不必要ト認ムル諸證ニ對シ一一説明ヲ與フルノ責任ヲ有セス其事柄ヲ分別スルニ必要ト認ムル證ニ據リ判決シテ可ナリ
證據ノ採否ハ承審官ノ自由權内ニ在レハ不必要トシテ採用セサル證據ニ對シ一一説明ヲ與フル責任ナシ

證據ノ鑑定及ヒ取捨ハ事實裁判所ノ心證判斷ニ一任スヘキモノナルヲ以テ事實裁判所カ縱令證據ヲ排斥スルモ強テ排斥ノ理由ヲ明示スルノ義務ヲ負ハシムルコト能ハス
裁判ハ主タル事項ニ對シ其理由ヲ説明シタル上ハ證人ノ證言其他各證據ニ對シ逐一説明スルノ義務ナシ

事實承審官ハ各證據物ノ取捨ニ就キ逐一其理由ヲ付スルノ責任ナシ
相手方ノ與知セサルモノニシテ當然之ヲ羈束スヘキ效力ナキ書面ヲ以テ證據力ナシト判示シタル上ハ他ニ排斥ノ理由ヲ説明スル要ナシ
推定ノ一材料タルニ過キサル證據ニ對シ事實裁判官ハ必ス特ニ排斥ノ理由ヲ辯明セサルヘカラサルノ責務ナシ

四〇	五七
四〇	五七
四五	二一八
四〇	五七
二六	二〇八
二六	二四〇
二六	二二七
二七	三三三
二六	二二七
二九	四

裁判所ハ當事者ノ提出シタル各證據ニ對シ必スシモ逐一採否ノ理由ヲ辯明スル責務ナシ
 裁判所ハ採用セサル證據ニ對シテ一理由ヲ付スル責務ナシ
 裁判所ハ採用セサル事實及ヒ證據ニ對シ一説明セサルヘカラサルノ責務ナシ
 裁判所ハ當事者ノ提出セル各證據ニ對シ一説明ヲ爲スノ責務ナ有セス
 裁判所ハ其排斥スル所ノ證據ニ付キ理由ヲ説明セサルヘカラサルノ責務ナ有セス
 裁判所ハ事實判斷ノ因リテ生シタル根據ヲ説明シタルトキハ必スシモ其人證據排斥ノ理由ヲ説明スルヲ要セス
 同一ノ證言中二様ノ申立アル場合ニ於テ其一ヲ採リ判斷ノ資料ニ供スルニ當リ特ニ其取捨ノ理由ヲ説明セサルモ違法ニ非ス
 事實裁判所ハ證人ノ陳述シタル各事項ニ付キ一採否ノ説明ヲ與ヘサルヘカラサルノ責務ナシ
 判決主文ニ示シタル如ク判斷セサルヲ得サル所以ヲ辯明スルニ足ル理由ヲ判示シタル以上ハ判決理由ハ既ニ具備スルモノナルヲ以テ其採用セサリシ證據方法ニ付テハ之カ理由ヲ説明スルノ必要ナシ
 事實裁判所ハ事實判斷ノ基本タル證據ニ付キ説明スルヲ以テ足ルヘク當事者ノ提出セル證據ニ付キ一説明スルノ責務ナシ
 爭點ヲ判斷スル理由ヲ明示シタル以上ハ之ニ關スル證據方法ヲ排斥スル理由ヲ明示スルノ必要ナシ
 (反對)
 凡ソ立證ヲ斥クルニハ必ス排斥ノ理由ヲ付セサルヘカラス若シ之ヲ付セサルトキハ違法ノ裁

二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九

判ナリ

○裁判所カ事實上債權ノ消滅セル事蹟ヲ認ムルモ其原因ノ何タルヤヲ明知シ難キ場合ニハ唯債權ノ消滅ヲ認メタル事蹟ヲ判示スルヲ以テ足り必スシモ辨濟時效其他ノ原因ニ依リテ斯ノ如キ事實關係ヲ生シタルコトヲ明示スルノ要ナシトス
 ○未成年者ニ對シ商取引ニ基ク債務ノ履行ヲ請求スル事件ニ於テ裁判所カ其取引當時ノ狀況ニ鑑ミ後見人之ヲ許容シタルコトヲ判示セルニ止マリ果シテ親族會ノ同意ヲ得テ許容シタルモノナルヤ否ヤヲ確定スルコトナク直ニ其取引ヲ取消シ得サルモノト斷定シタルハ不法ナリ
 ○婚姻取消ノ請求カ民法第七百八十四條第一號ノ期間ヲ經過シタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權調査ニ屬スル事項ナレトモ苟モ其期間中ニ提起セラレタル以上ハ特ニ之カ調査ノ結果ヲ判示スルコトヲ要セス又縱令其調査ヲ爲ササリシトスルモ法律ヲ適用スルニ當リ何等該規定ニ違背シタル所ナキトキハ之ヲ以テ不服ノ理由トスルヲ得ス
 ○手形ノ裏書讓渡ニシテ虛偽假裝ナル以上ハ其被裏書人ハ之ニ因リテ何等ノ權利ヲ取得セサルモ爾後該手形ヲ讓受ケタル第三者モ亦手形上ノ權利ヲ取得セサルモノトスルニハ其惡意ナルコトヲ判示セサルヘカラ

二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五

- 同借主ノ一人カ期日ニ至リ辨濟ヲ爲ササルトキハ他ノ者ニ於テ引受ケ辨濟スヘキコトヲ約定シタル場合ニ裁判所カ債權者ノ連帶請求ヲ排斥スルニハ其債務ノ連帶ニ非サル理由ヲ判示セサルヘカラス
- 當事者カ或私書ヲ否認シタルニ拘ハラス其成立ノ真正ナル理由ヲ判示セシテ之ヲ採用シタル判決ハ不法ナリ
- 或帳簿カ商業帳簿ナルヤ否ヤニ付キ當事者間ニ争アル場合ニ於テ裁判官カ之ヲ商業帳簿ト認メタルトキハ唯其旨ヲ判示スレハ足り更ニ進テ何故ニ商業帳簿ナルカヲ説示スルコトヲ要セス
- 如上ノ場合ニ於テハ妻ノ精神上ノ苦痛ハ必スシモ離婚判決ノミニ依リテ回復セラルヘキモノニ非ス從テ該判決ニ因リ精神上ノ苦痛ヲ回復セラレタリトスルニハ特ニ其理由ヲ説示セサルヘカラス(民法第七百十條四一年三四〇頁參照)
- 離縁請求事件ニ於テ養子カ養親ニ對シ畜生又ハ馬鹿爺ト云ヒタル事實ヲ認メ此所爲ハ民法第八百六十六條第一號ノ所謂重大ナル侮辱ニ該當スル旨ヲ説示シタルトキハ第三者カ其侮辱被侮辱ノ關係ヲ認識シタリヤ否ヤヲ判斷スルノ要ナシ

四〇

八四七

四〇

九一九

四〇

一一三〇

四二

六三

四二

三四〇

四二

四八九

- 裁判所カ原告ノ請求額中一部ヲ認容シタル場合ニ於テ被告ニ全部ノ訴訟費用ヲ負擔セシムルニハ相當ノ理由ヲ付スルコトヲ要ス
- 裁判所カ或事實又ハ情況ヲ以テ他ノ事實ノ眞否ヲ判斷スル資料ト爲シタル場合ニハ如何ナル事實若クハ情況ヲ資料ト爲シタルヤヲ明示スヘキモノトス
- 或貸金行爲ノ銀行取引ナルヤ否ヤヲ判定スルニ當テハ先ツ其貸付ヲ爲ス者カ一方ニ於テ資金ノ預リ又ハ借入等ヲ爲スコトアリヤ否ヤヲ確定シ該貸付行爲カ果シテ媒介行爲ナルヤ否ヤヲ明カニセサルヘカラス
- 物ノ引渡ヲ請求スルト同時ニ其物ノ現存セサルトキ之ニ對スル損害ノ賠償ヲ要ムル訴訟ニ於テハ其請求ヲ認容スルニ付キ必スシモ其物ノ存否ヲ確定スルコトヲ要セス
- 裁判所カ第三者ノ作成シタル書證ヲ採用スルハ即チ其作成ノ眞實ナルコトヲ信シタルニ因ルモノナレハ特ニ其理由ヲ開示スルノ要ナシ

(同(三))

裁判所カ第三者ノ作成シタル私署證書ヲ採用スルハ即チ其眞正ニ作成アリタルコトヲ自證スルモノナレハ特ニ其理由ヲ明示スルノ要ナシ

- 判決ニ掲クヘキ事項ハ事實摘示ノ部ニ記載セサルモ判決理由中ニ之ヲ

三九

一四四

四二

七五五

四二

一一九七

四二

七八〇

四二

五八七

四二

四九八

明示スルトキハ民事訴訟法第二百三十六條ノ規定ニ違背シタルモノト云フヲ得ス

○電燈業者カ電燈供給契約ヨリ生スル當然ノ效果トシテ其供給ノ設備ニ付キ瑕疵擔保ノ義務ヲ負フモノナルヤ否ヤヲ判定スルニハ先ツ該契約ノ内容特ニ屋内線等ニ付キ如何ナル約定ノ存スルヤヲ明カニセサルヘカラス

○訴ノ適法ナルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査スヘキ事項ナルコト勿論ナレトモ其適法ナルヤ否ヤニ付キ當事者間ニ爭アル場合ノ外裁判所カ訴ヲ適法ナリトスルトキハ特ニ之カ理由ヲ説明スル要ナキモノトス

○裁判所カ實際ノ生活ニ於テ得タル常識經驗ヲ以テ心證判斷ノ資料ニ供スルモ斯ル常識經驗ノ如キハ特ニ之ヲ證明スルノ必要ナキモノナルヲ以テ其推理判斷ノ因テ生スル事實ニ付キ證據ヲ舉示セサレハトテ違法ナリト云フヲ得ス

○家屋取拂地所明渡ノ請求ニ對スル判決ニ於テ家屋ノ朽廢若クハ天災火災ニ因ル滅失ニ至ル迄期間存續スヘキ賃貸借ノ契約アリトノ理由ニ基キ請求ヲ排斥スルニハ其契約カ民法第六百四條第一項ニ牴觸セサル所以ノ旨趣ヲ明カニスルニ非サレハ判決ノ理由ヲ具備スルモノト言フコトヲ得ス

トヲ得ス

○裁判所カ本來獨立セル二箇ノ訴訟事件ニ付キ之ヲ併合審理シ一ノ判決ヲ以テ裁判ヲ爲ス場合ニ訴訟事件ノ爭點カ各事件ニ共通ナルトキハ之ニ對スル理由ノ説明ハ必スシモ各別ニ之ヲ爲スコトヲ要セス

○破産宣告ノ申立ハ債權者ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス又支拂ノ猶豫ハ債權ノ存立ヲ前提トスルニ非サレハ認ムルコトヲ得サル筋合ナレハ債權ノ存否ニ付キ審理判斷ヲ爲サシテ直ニ支拂ノ猶豫ヲ認メ支拂停止ナシト判斷シタルハ裁判ノ理由ニ矛盾アルモノトス

○株券賣買ノ證據ニ援用シタル委任狀ニ關シ當事者乙カ之ヲ作成シテ甲ニ交付シタルコトニ付アハ爭ナキ事實ナルニ裁判所ニ於テ甲カ乙ノ財産管理中乙ノ實印ヲ濫用シテ作成シタルモノト推斷シ以テ之ヲ排斥スルノ理由ト爲シタルハ當事者間ニ爭ナキ事實ニ反スル事實ニ基キテ裁判シタルノ不法アルヲ免レス

○會社カ株式會社設立ノ發起人ト爲ルコトヲ得ルヤ否ヤヲ判定スルニハ先ツ其發起行爲カ定款ニ依リテ定マリタル目的ノ範圍内ニ包含スルヤ否ヤヲ確定セサルヘカラス

○地上權ノ地代ハ地上權設定ノ構成要件ヲ成スモノニ非サルヲ以テ裁判

四三 二七

四三 三三五

四四 六三

四四 七三

四五 二七

四五 二〇〇

四五 七九

元 一〇四

二 二七

- 所カ地上權設定ノ事實ヲ認定スルニ當リ地上權ノ設定ヲ地代ノ協定ニ繋ラシメタル場合ノ外地代ニ關スル協定ノ有無ヲ審按スル必要ナシ
- 裁判所カ慣習ノ存在ヲ認メ之ニ依リ裁判ヲ爲ス場合ニ於テ特ニ其慣行ノ實例ヲ說示セサルヘカラサル職責ヲ有スルモノニ非ス
- 土地收用審査會ノ決定セシ損失補償額ニ對スル不服ノ訴ニ於テ補償請求者カ收用土地ニ關スル如何ナル權利者トシテ其請求權ヲ有スルヤニ付キ當事者間ニ爭アルトキハ裁判所ハ收用審査會ノ裁決ニ基キテ之ヲ確定セサルヘカラス
- 本案ノ判決ト同時ニ檢眞ニ付キ判斷ヲ與フルトキハ特ニ檢眞ニ付テノ主文ヲ掲クルヲ要セス本案判決ノ理由中其判斷ノ因テ生スル理由ヲ說明スレハ足レリ
- 係爭物件數筆ニ涉ルモ其物件ノ何物タルヤニ付キ當事者間ニ爭ナキトキハ判決主文ニ該物件ヲ逐一明記セサルモ之ヲ知り得ヘキ程度ニ於テ掲クレハ足ルモノトス
- 訴ノ變更ナリト申立ハ相手方ノ防禦方法ニ過キザレハ之ニ對スル裁判ハ判決主文ニ掲クヘキモノニ非ス
- 判決ノ主文ハ物ノ數量又ハ行爲ノ時間等ニ關シテハ其數量ヲ明示シ又

二	二	三〇	三三	三四
二七	四五	七	九	九
二七	四二	一	一七	八五

- ハ其時間及ヒ之カ起算點ヲ明示スヘキヲ常トス
- 判決ハ其主文ニ包含スルモノニ限り確定力ヲ生ス故ニ當事者カ其執行ヲ爲シ又ハ將來之ヲ遵奉スルニ付テモ其確定力ヲ生シタル事項ノ範圍内ニ限ルヲ以テ判決主文ハ當事者ノ判決ヲ受クヘキ事項ノ申立ヲ省畧シ得サルヲ常トス
- 裁判所カ判決ヲ以テ當事者ノ一方ニ或給付ヲ命スル場合ニハ給付ノ目的タルモノノ種類數量品質等其給付ノ確定ニ必要ナル事項ヲ判決ニ明示セサルヘカラス
- 裁判所カ原告ノ請求ヲ全部是認スル場合ニハ其判決主文ハ原告ノ一定ノ申立ト相符合スルヲ常トス
- 原告カ一定ノ申立ニ於テ被告ハ原告及ヒ訴外甲者ト共同シ登記手續ヲ爲スヘキ旨ノ申立ヲ爲シタル場合ト雖モ其實被告及ヒ甲者ニ對シ請求權アルコトヲ申立テタルニ過キサルトキハ被告ノミニ對シテ登記手續ヲ命スルモ違法ニ非ス
- 判決主文ハ如何ナル範圍ニ於テ當事者ノ申立ヲ認容シ若クハ排斥シタルヤヲ表示スレハ足リ其範圍ヲ指示スル爲メニハ必スシモ主文自體ニ於テスルコトヲ要セス或ハ記録中ニ存スル他ノ文書ヲ引用スルモ妨ナ

三五	三七	三九	三九	三五
二〇	一〇	二〇	二〇	二〇
九五	九五	一〇三六	一四一九	一四一九

キモノトス

○裁判所カ判決ヲ受クヘキ事項ノ申立ニ基キ判決主文ニ之ヲ掲クルニハ必スシモ當事者ノ提出シタル書面ノ文字ヲ其儘ニ寫出スコトヲ要セス當事者カ書面ニ基キ爲シタル申立ヲ辯論又ハ釋明ノ旨趣ニ參照考覈シテ其趣意ヲ解釋シ適當ナル文詞ヲ以テ之ヲ主文ニ掲クレハ足ルモノトス

○判決ニ裁判所ノ記載ナキモ當該裁判所ノ判事カ署名シ且民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ所屬書記ノ作成シタル原判決謄本ニ依リ何裁判所ノ判決ナルコトヲ確ムルニ足ルトキハ其判決ハ違法ニ非ス

○判決ヲ爲シタル年月日ヲ判決原本ニ記載スルコトハ民事訴訟法ニ於ケル必要事項ニ非ス

(參照)

裁判所カ當事者ノ供述ヲ掲グルニ當リ證券印稅規則違反ノ證書ヲ引用スルモ判決ノ説明ニ掲ケテ判斷ノ資料ニ採用セサル上ハ判決ノ當否ニ影響ナキヲ以テ之ヲ不法ト云フヲ得ス

【第二百三十七條】

○判決ノ原本ニ裁判長ノ署名捺印ナキモ民事訴訟法第二百三十七條ノ手續ヲ爲ストキハ上告ノ理由ト爲ラス

四二	四一	三四	三四	三三	二六
六三七	九六九	二	二	九	二
		一四九	一三	二九	二八

○判決中ノ著シキ誤謬ヲ定數ノ判事會議ノ上訂正スルコトニ決シ其判事
中差支アリテ署名捺印スル能ハサルモノアルトキハ民事訴訟法第二百
三十七條第一項ニ從ヒ之ヲ附記スルコトヲ得

○判決原本ニ所屬官署ノ印ヲ押捺スヘシトノ規定ハ何レノ法律規則ニモ
之アルコトナシ

○判決原本ニ書記ノ署名捺印ヲ缺クモ判決ノ當否ニ影響ナキヲ以テ上告
ノ理由ト爲スヲ得ス

○民事訴訟法中判決原本ニ契印スヘキ規定ナケレハ縱令原本ニ契印ヲ缺
ク所アルモ上告ノ理由ト爲ラス

○民事訴訟法第二百三十七條ニ所謂差支ハ現ニ其職ニ在リ乍ラ事務ヲ執
ルコトヲ得サル場合ノミニ限ラス轉任退職又ハ死亡等ニ因リ事務ヲ執
ルコト能ハサル場合ヲモ包含スルモノトス

○民事訴訟法第二百三十七條第二項ノ規定ハ専ラ判事ヲシテ判決ノ後其
原本ノ作成ヲ遅延セサラシムルカ爲メニ外ナラス故ニ若シ判事カ數
此規定ニ背戾スルニ於テハ懲戒處分ヲ受クルノ責ヲ免レサルヘシト雖
モ判決ノ效力ハ之カ爲メ何等ノ影響ヲ受クルモノニ非ス

【第二百三十八條】

【第二百三十八條】

二九	四三	四	三六
二	四	四	三六
四六	二五	三七	四三九

○判決正本ノ作成及ヒ送達ハ第一審裁判所ノ書記之ヲ爲スヲ通則トシ唯訴訟カ上級裁判所ニ繫屬シ其記録カ未タ第一審裁判所ノ書記ニ返還セラレサルトキニ於テハ上級裁判所ノ書記之ヲ爲スヘキモノトス

三六
三六
六三三

○判決正本ハ一定ノ方式ニ依リ作成シタル判決ノ認證謄本ニ外ナラサレハ必スシモ判決ノ認證謄本ニ依リテ之ヲ作成スルコト能ハサルモノニ非ス

三六
三六
一〇三五

○未成年ノ當事者ニ送達セラレタル判決カ其儘確定スルヤ否ヤハ法律上ノ問題ナルカ故ニ縱令當事者間ニ爭ナシトスルモ裁判所ハ之カ爲メニ羈束セラレヘキモノニ非ス(第二百二十八條三六年一〇三五頁參照)

三六
二五
二五
三

○認證シタル判決謄本ニ書記ノ署名捺印ナキハ手續上ノ瑕疵タルニ止マリ原本ノ效力ニ影響ナク且其作製ナキコトヲ證明スルニ足ラス

二八
二八
七

○判決謄本ノ判事名下ニ印形ノ寫ナキモ其原本ニ押印ナシト看做スコトヲ得ス

二九
二九
七

【第二百二十九條】

○判決正本ニ記載スル所ノ日附ハ判決言渡ノ日附ニシテ原本作成ノ日附ニ非ス

二五
二五
三

○認證シタル判決謄本ニ書記ノ署名捺印ナキハ手續上ノ瑕疵タルニ止マリ原本ノ效力ニ影響ナク且其作製ナキコトヲ證明スルニ足ラス

二八
二八
七

○判決謄本ノ判事名下ニ印形ノ寫ナキモ其原本ニ押印ナシト看做スコトヲ得ス

二九
二九
七

ニ裁判所ノ印章ノミカ落印シアルニモセヨ既ニ書記カ署名捺印シタルニ於テハ絶對ニ無効ト云フヲ得ス

三三
三三
三

○民事ノ判決書ニ付テハ刑事訴訟法第二十條ニ於ケルカ如ク判決正本ノ每葉ニ契印スヘキ規定アラサルカ故ニ其契印ナキ正本ヲ以テ不適法ノモノト云フヲ得ス

三五
三五
六

○裁判ノ正本及ヒ謄本ハ原本ノ通り記載スヘキモノナレトモ裁判ニ干與シタル判事ニ付テハ唯其署名ヲ記スルヲ以テ足り捺印マテ模寫スルコトヲ要セス又捺印アル旨ヲ記スルコトヲ要セサルモノトス

三五
三五
七

【第二百四十條】

○請求ノ原因ニ付テノ判決確定後更ニ當事者ニ訴訟能力ナキコトヲ發見シタルトキハ裁判所ハ前ノ確定判決ニ羈束セラレルコトナク其訴ヲ却下スルコトヲ得

二九
二九
五

○裁判所ハ其言渡シタル終局判決及ヒ中間判決ノ中ニ包含シタル裁判ニ羈束セラレルハ當然ナルモ適法ナル故障ヲ受理シ新辯論ニ基キ判決ヲ爲ス場合ニ於テハ前闕席判決ニ羈束セラレルモノニ非サルコトハ民事訴訟法第二百六十一條ノ規定ニ依リテ明カナリ

三三
三三
四

○裁判所ハ其言渡シタル終局判決及ヒ中間判決ノ中ニ包含スル裁判ニ羈

三三
三三
四

東セラルルモ其理由ニ羈束セラルルコトナシ
 ○上告審ニ於テ終局判決ヲ破毀シ之ヲ原審ニ差戻スモ終局判決前ノ中間判決ニシテ破毀セラレサル以上ハ其效力ヲ失フモノニ非サルヲ以テ差戻ヲ受ケタル裁判所カ新辯論ニ基キ裁判ヲ爲スニ付テハ上告審ノ表示シタル法律上ノ意見ニ牴觸セサル限ハ尙ホ依然トシテ中間判決ノ羈束ヲ免レス

〔第二百四十一條〕

○判決主文ノ金額ト其理由中ノ金額ト相符合セサルハ違算若クハ書損ニ屬スルモノナルヲ以テ更正ヲ求ムヘキモノニテ破毀ノ原由ト爲スヲ得ス
 ○原院カ第一審判決ヲ廢棄シタルモノナルトキハ第一審判決主文ニ違法アリトスルモ之ヲ訂正セシムル必要ナキモノトス
 ○判決主文ニ故障ヲ棄却スト記載スルモ口頭辯論調書ニ控訴棄却ノ旨明記アル以上ハ其主文ノ文字ハ民事訴訟法第二百四十一條ニ所謂著シキ誤謬ナリトス
 ○寺ノ代表者トシテ住職及ヒ檀家總代ニ對シ提起シタル訴訟ノ判決言渡中其内一人ノ氏名ナキトキハ之ヲ脱漏シタルモノニシテ決シテ其者ニ

三三	二	二六	二九
一〇	二	一	二
一三	二四	四六	四

對スル裁判ヲ遺脱シタルモノト云フヲ得ス

○判決中ノ著シキ誤謬ニ付テハ其裁判ヲ爲シタル裁判所ハ更正ヲ爲スノ職責ヲ有スルモノナルハ其事件カ上告審ニ繫屬スル場合ト雖モ著シキ誤謬アルコトヲ認メタルトキハ更正ヲ爲ササルヘカラス

(同左)

著シキ誤謬ハ法律ノ規定ニ則リ原裁判所ニ對シ更正ヲ求メ得ヘキモノナレハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス
 違算若クハ著シキ誤謬ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ更正シ得ヘキモノナレハ上告ノ理由ト爲ラス
 書損ハ申請又ハ職權ニ因テ更正シ得ヘキモノナレハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス
 判文中ノ誤字ノ如キハ民事訴訟法第二百四十一條ニ依リ之カ更正ヲ求ムヘキモノニシテ上告ノ理由ト爲スヘキモノニ非ス
 判決中ノ或文辭カ誤寫ナルコト著明ナルトキハ民事訴訟法第二百四十一條第一項ニ依リ更正ヲ求ムヘクシテ上告ノ理由ト爲スヲ得ス
 判決中ノ違算書損及ヒ之ニ類スル著シキ誤謬ハ何時ニテモ更正ヲ求ムルヲ得ヘク上告ノ理由ト爲ラス
 判決中ノ著シキ誤謬ハ更正ヲ求ムヘクシテ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス
 判決中ノ違算書損及ヒ之ニ類スル著シキ誤謬ハ何時ニテモ其裁判所ニ更正ヲ求ムルヲ得ヘク之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

三三	二六	二九	二九	二六	二六	二五	三四	三三
六	二	二	一	二	二	一	九	六
一	二	二	五	九	二	二	九	一

判決ニ當事者ノ氏名ヲ遺脱シタルハ著シキ誤謬ナルヲ以テ其更正ヲ求メ得ヘク以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○判決主文ニ於ケル目的物ノ稱呼カ穩當ナラサル場合ト雖モ起訴者自身ノ誤謬ニ基クトキハ更正ヲ申立ツルコトヲ得ス

○判決中當事者ノ表示ニ法定代理人ノ氏名ヲ脱漏シタル場合ニ於テ申立ニ因リ之ヲ補充スルハ民事訴訟法第二百四十一條ノ更正決定ニ屬スヘキモノニシテ同法第二百四十二條ニ所謂追加ノ裁判ヲ以テ判決ノ補充ヲ爲スモノニ該當セス從テ上訴期間ハ判決ノ送達ヨリ起算スヘク更正決定ノ送達ニ因リテ延長セラルヘキモノニ非ス

○判決ノ誤謬ヲ更正シタル裁判ニ對シテハ民事訴訟法第二百四十一條第三項ニ依リ抗告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ヘキ規定アルヲ以テ原判決ニ對シ上告ニ於テ重ネテ此點ニ付キ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

【第二百四十二條】

○第一審裁判所カ其債務ヲ無利息ノ貸借ナリト認定シ利息ノ請求ヲ排斥シタルモノニテ利息ノ裁判ヲ脱漏シタルニ非サルニ第二審裁判所ハ之ヲ利息ノ裁判ヲ脱漏シタルモノトシ乍ラ其裁判ヲ爲ササリシハ不法ナリ

【第二百四十二條】

○追加裁判ノ申立ヲ爲シ得ヘキ場合ハ主タル請求若クハ附帶ノ請求又ハ費用ニ付キ裁判ヲ脱漏シタルトキニ限り上告論旨ニ對スル説明ヲ遺脱シタル場合ハ追加裁判ヲ求ムルヲ得ス

(同主旨)

民事訴訟法第二百四十二條ハ主タル請求若クハ附帶ノ請求又ハ費用ノ全部若クハ一部ノ裁判ヲ爲スニ際シ脱漏シタル場合ニ適用スヘキ法條ニシテ自認ニ關スル證據ノ説明等ノ事ハ此中ニ包含セラレサルモノトス

○主タル請求ノ判決ヲ脱漏シタル場合ニ於テハ民事訴訟法第二百四十二條ニ依リ追加裁判ヲ求ムヘキモノニシテ之ヲ理由トシ上訴ヲ爲シ得ヘキモノニ非ス

○請求ノ一部ニ就テノミ判決ヲ爲シ其他ノ部分ニ就テ判決ヲ爲ササリシトキハ追加裁判ノ申立ヲ爲スヘク以テ上訴ノ理由ト爲スヲ得ス

(同主旨)

第二審カ一部ノ請求ニ對シ判決ヲ脱漏シタルトスル場合ニハ民事訴訟法第二百四十二條ノ規定ニ從ヒ補充ノ判決ヲ受クルハ格別第二審ノ終局判決ヲ受ケスシテ直ニ上告ヲ爲スヲ得ス
請求金ノ利子ニ付キ裁判ヲ脱漏アルトキハ追加裁判ヲ求ムルコトヲ得ルモ之ヲ上告理由ト爲スコトヲ得ス

○當事者カ自己ノ懈怠ニ因リ檢眞ノ申立ヲ爲サス若クハ申立ツヘキ事項

三三	三七	三六	三五	三〇
三	一三六	一	二	二
四二	三五	一五七	七	四九
二六	二	二九	二五	三
二六	二	二六	三	三
一九九	一六		三五	

○ヲ脱漏シタル等ノ場合ニ於テ追加裁判ヲ申請スルコトヲ許スノ規定ナシ

○判決中當事者ノ表示ニ法定代理人ノ氏名ヲ脱漏シタル場合ニ於テ申立ニ因リ之ヲ補充スルハ民事訴訟法第二百四十一條ノ更正決定ニ屬スヘキモノニシテ同法第二百四十二條ニ所謂追加ノ裁判ヲ以テ判決ノ補充ヲ爲スモノニ該當セス從テ上訴期間ハ判決ノ送達ヨリ起算スヘク更正決定ノ送達ニ因リテ延長セラルヘキモノニ非ス

○訴訟ノ審級ハ終局判決ノ送達ヲ以テ終了スルモノトス追加裁判ハ判決ヲ補充スルモノニシテ判決ハ其補充ヲ竣テ始メテ完成スルモノナレハ判決送達後ニ於テ追加裁判ノ申立ヲ爲シ得ル一事ハ如上訴訟ノ審級カ終局判決ノ送達ヲ以テ終了スルノ妨ト爲ラス

〔第二百四十四條〕

○代理人ノ受ケタル判決主文ハ本人ニ於テ確定ノ效力ヲ有スルモノトス
○判決ハ主文ニ包含スルモノノ外確定力ヲ有セス故ニ通常訴訟ノ理由カ前ノ證書訴訟ノ理由ニ牴觸スルモ上告ノ理由ト爲ラス
○判決確定力ハ其主文ニ包含スルモノニ限り其理由中ニ引用シタル數多ノ證據ニマテ其效力ヲ及ホスヘキモノニ非ス

三〇	二九	二六	四五	三六	三〇
五	七	一			八〇
六一	四	五九	三五〇	三六五	

○判決理由ノ全部ハ固ヨリ確定スルモノニ非スト雖モ判決主文ノ因テ生シタル理由即チ判決ノ基礎タルヘキ理由ハ自ラ主文ニ包含セラルルモノタルヲ以テ主文ト共ニ確定スルモノトス

○判決ハ主文ニ包含スルモノニ限り確定力ヲ有スルモ其意味ノ範圍ヲ解釋スルニハ主文ニ密著ノ關係ヲ有スル理由ヲ援用スルハ當然ナリ

〔同三三〕

判決主文ニ包含スヘキ事項ハ其判決理由ニ依リ會得スヘキモノトス

○當事者カ判決ノ理由ヲ確定判決ノ效力トシテ援用シタル場合ニ於テ其理由カ直接ニ主文ヲ生シタルモノナルトキハ裁判所ヲ羈束スルモ單一ノ證據トシテ援用シタルトキハ之ヲ羈束セス

〔同三三〕

判決ノ理由ハ確定ノ執行力ヲ有スルモノニ非サルヲ以テ第一審ト第二審ト其理由ニ於テ異ナル所アルモ第二審ノ判決主文ニシテ棄却ナルトキハ其結果タル單ニ第一審判決ヲ確定シタルニ止マリ直ニ其理由ニ依リ第一審判決ヲ變更羈束スルモノニ非ス〔同一判例二五年三卷六頁〕
判決ノ理由ハ確定セス故ニ之ノミニ對シ上告ヲ許サス

○判決主文ハ理由ヲ竣テ適法ニ存立スヘキモ理由ハ獨立シテ確定力ヲ有スヘキモノニ非ス

○民事訴訟法第二百四十四條ノ意義ハ訴又ハ反訴ヲ以テ主張シタル請求

三三	二六	二六	三三	二六	三三
二	二	一	一〇		二
七九	一九九	四二	九九	一四七	二二

- ニ對スル裁判ニ限り確定スト云フニ在リト解釋セサルヘカラス
- 係争地ノ所有者ニ非サル旨ノ確定判決ハ其主張者ヨリ輾轉シテ係争地ヲ取得シタリト主張スル者ニ其效力ヲ及ホスモノトシテ毫モ妨アルコトナシ
- 裏書ニ因リ手形ヲ所持スル事實ヲ以テ請求ノ原因トシタル訴訟ニ於テ裏書ノ無効ナル事由ニ依リ請求ヲ棄却シタル確定判決ハ其主文中ニ裏書無効ノ事項ヲ包含スルヲ以テ該事項ハ確定力ヲ有スルモノトス
- 一事不再理ノ原則ハ既判力即チ實體上確定力ヲ生シタル範圍内ニ限り之ヲ適用スヘキモノトス
- 判決ハ主文ニ包含スルモノニ限り確定力ヲ有シ其主文ニ包含セサル理由ハ確定スルモノニ非ス故ニ小作契約ヲ原因ト爲シ或年度間ノ延滞小作料ノ引渡ヲ請求シタル訴訟ニ於テ原告ノ請求ヲ棄却セル判決ハ該年度以後ニ於ケル小作料ノ請求ノ當否ニ付テハ其確定力ノ效果ヲ及ホスヘキモノニ非ス

(同主旨)

- 判決ハ其主文ノミ確定シ既判力モ亦主文ニ包含スルモノニ限り理由ノ如キハ既判ノ効ナシ
- 一事不再理ノ原則ヲ主張スルニハ當事者雙方同一タルヘキハ勿論其目的ノ事物モ亦同一ニシテ先ノ裁判確定シタルコトヲ要ス

三五	一	一五
三五	七	四
三五	二	八九
三六		九三六
三七		一一三
二八	二	五〇

- 刑事裁判所カ犯罪ノ證據十分ナラサルコトヲ理由トシ無罪ノ判決ヲ爲シタル場合ニ於テ民事裁判所カ同一ノ資料ヲ證據トシテ犯罪行爲ヲ構成スヘキ事實アルコトヲ認定スルモ之ヲ以テ既判力ノ法則ニ戻ルモノト云フヲ得ス
- 民事ノ確定判決ハ取消又ハ原狀回復ノ訴ニ因リ取消サレサル以上其效力ヲ失フヘキモノニ非ス故ニ其判決ノ證據ト爲リタル事實カ他ノ刑事判決ニ於テ反對ニ認定セラレ民事ノ確定判決ニ從ヘハ請求權ヲ有スル者カ刑事判決ノ事實ニ依レハ請求權ヲ有セサルコトト爲ルモ之カ爲メ確定判決ノ效力ニ影響ヲ及ホスコトナシ
- 確定判決ノ效力ハ如何ナル場合ト雖モ訴訟ノ當事者及ヒ其承繼人ニ對スルノ外直接ニ之ヲ裁判外ノ人ニ推及スルコトヲ得ス

(同主旨)

既判効ヲ及ホスヘキ範圍ハ同一物ナル事件ニ限ルト同時ニ同一人ノ間即チ確定判決ヲ受ケタル當事者間若クハ其一般承繼人ノ間ニ限ルモノニシテ其以外ノ第三者ニ付テハ縱令同一物件ヲ買得シ其權利ヲ承繼シタル者ト雖モ該確定判決ノ效力ニ依リ當然利益ヲ得若クハ之ニ羈束セラルヘキモノニ非ス

三七		一三五
三六		六九
三六		二二六
三六		一〇六〇
三六		八三五

○口頭辯論ノ結果ヲ享受スヘカラサル第三者ニ對シ判決ノ效力ヲ推及シタル裁判ハ違法ナリ

○確定判決ハ其判決ヲ經タル事件ニ付キ當事者ヲ羈束スルモノト請求ノ目的ヲ同ウセサル事件ニ付テハ其效力ヲ及ホスコトナシ

(同主旨)

前後ノ訴訟カ互ニ其原因及ヒ目的ヲ異ニスルトキハ後ノ訴訟ハ前ノ確定判決ノ效力ニ羈束セラルコトナシ

○裁判所ハ特定物返還ノ請求ニ對シ相手方ニ留置權アルコトヲ認メテ之ヲ棄却シタルトキハ其物件ノ所有權カ起訴者ニ屬スルト否トハ該判決主文ヲ維持スル理由ニ非サレハ縱令判決理由中其所有權ノ所在ニ付キ説明スル所アルモ其理由ハ確定力ヲ有スルヲ得ス

○連帶債務ト保證債務トハ各々法律關係ヲ異ニシ前者ニ非サルコトハ後者ニ非サルコトヲ包含セシ故ニ被告カ連帶債務者ニ非サル理由ヲ以テ原告ノ請求ヲ却下シタル判決ハ被告ノ保證債務者ニ非サル點ニマテ其確定力ヲ及ホスヘキモノニ非ス

○確定判決ト雖モ一事不再理ノ原則ニ適合スル場合ニ非サル以上ハ裁判所ハ之ニ羈束セラルヘキモノニ非ス

○賣買ヲ原因トシテ所有權移轉ノ登記手續ヲ請求スル訴訟ニ於テ代金ノ支拂アリタルヤ否ヤノ爭ハ該訴訟ノ裁判ニ影響ヲ及ホスヘキ權利關係ニ關スルモノニ外ナラサルヲ以テ其判斷ハ判決主文中ニ包含スルモノニ非ス

○民事訴訟法第二百四十四條ニ所謂主文ニ包含セラルルモノトハ畢竟判決ニ記載セラレタル原因事實及ヒ申立ニ依リ特定セラレタル請求ヲ是認シ若クハ否定シタル裁判ナリト言ハサルヘカラス從テ其理由特ニ抗辯ノ如キハ判決ノ目的タル事項ニ非サレハ之ヲ以テ主文ノ内容ヲ成スモノト云フヘカラス

(同主旨)

判決ハ當事者ノ提出シタル請求ヲ是認シ又ハ否認シタルモノ即チ判決主文ニ包含スルモノニ限り確定力ヲ有スルモノトス

○判決ハ訴訟ノ目的タル請求ニ付キ之ヲ爲スモノナレハ請求ノ當否ノミヲ確定セシムル力アリ從テ判決ノ確定力ハ原因及ヒ内容ニ依リ簡別セラルル請求ニノミ制限セラルルモノトス

○請求ニ付テノ判決ハ理由ニ依リ維持セラルル主文ヨリ成ルモノナレハ理由ハ主文ヲ直接ニ維持スヘキ範圍ニ於テ且之ト合體シテノミ確定ス

三九

三三

四〇

一〇四

二八

五

七六

四三

三九

四三

八三

四三

五六

元

七五

元

八九

三五

四

三七

元

一〇九二

ヘキモノトス

○判決ハ其主文ニ包含スルモノニ限り確定力ヲ有スルモノナルヲ以テ第一審判決主文ニ何等ノ宣明ナキ請求ニ付テハ縦合理由中ニ之ヲ棄却スヘキ旨ノ説明アルモ未タ判決ナキモノト爲ササルヘカラス從テ之ニ對シテ爲シタル控訴ハ許スヘカラサルモノトス

〔第二百四十五條〕

○決定ノ理由明カナルニ於テハ基ク所ノ法條ヲ明示セサルモ不法ト云フヲ得ス

○決定原本ニ訴訟代理人ノ表示ヲ爲スハ決定ニ關スル要件ニ非ス

○裁判所ノ一旦決定シタル事項ハ列席判事交迭ノ爲メ其效ヲ失フヘキモノニ非ス

○決定原本ニハ必スシモ決定ヲ爲シタル判事ノ署名捺印ヲ要スルモノニ非ス其決定書中ノ記載若クハ之ニ關スル審問調書又ハ其他ノ事由ニ因リ定數ノ判事カ適法ノ手續ヲ履行シ之ヲ爲シタル事實ヲ明確ナラシムルヲ以テ足ルモノトス

○曩ニ辯論中止ノ申請ヲ却下シタル決定ニ對シ即時抗告ヲ爲シタルモ棄却セラレ右申請却下ノ決定カ確定シタルトキハ原審ハ其確定力ニ羈束

元 一〇九二

二 六四七

三〇 四 七 六二

三四 三 四

三五 二 一

セララルヲ以テ同一理由ニ因ル再度ノ中止申請ヲ爲シタルトキハ之ヲ却下スヘキモノトス

第三節 闕席判決

○法廷ニ出頭シタル一方カ相手方闕席ノ儘判決アリタシトノ申立及ヒ故障棄却ノ申立ノ如キハ口頭辯論ノ一部ニ屬シ書面ヲ要スル限ニ在ラス從テ印紙ノ貼用ヲ命スヘキモノニ非ス

○當事者ノ一方カ辯論期日ニ闕席シタル爲メ其一方ノ陳述ヲ聽カスシテ爲シタル判決ト雖モ懈怠ノ結果ニ基カサル以上ハ其判決ハ對席判決ニシテ闕席判決ニ非ス

○前回ノ口頭辯論期日ニ闕席判決ノ申立アリタルモ裁判所カ其闕席判決ヲ爲サス次回ノ口頭辯論期日ニ當事者雙方出席シ適法ニ總テノ辯論ヲ終了シタル以上ハ曩キノ闕席判決ノ申立ハ自然消滅ニ歸シタルモノナルニ依リ闕席判決ヲ爲ササリシコトヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

〔第二百四十六條〕

○訴訟代理人カ辯論期日ニ辭任届ヲ差出シタルトキ其委任者本人ニ對シ更ニ呼出狀ヲ發セス出頭シタル相手方ノ申立ニ依リ闕席判決ヲ爲シタ

元 八七六

二七 八二

三〇 一 五

三〇 九 三

ルハ相當ナリ

○當事者ノ一方カ判決ニ接著スル口頭辯論期日ニ出頭セス又ハ出頭スルモ辯論ヲ爲ササルトキハ縱令前ノ期日ニ於テ辯論ヲ爲シタルコトアルモ相手方ノ申立ニ因リ闕席判決ヲ爲スヘキモノトス

○當事者ヨリ辯論期日ノ變更ヲ申請シタルノミニテ裁判長ハ其期日出頭ヲ在廷ノ當事者ニ命セス又書記ハ其期日ノ呼出狀ヲ送達シタルコトナキニ其期日ニ於テ當事者ノ一方カ合式ノ呼出ヲ受ケ乍ラ出頭セサルモノト爲シ之ニ對シ闕席判決ヲ言渡シタルハ不法ナリ

○闕席判決ヲ受ケントスル申立ハ書面ニ基キ之ヲ爲スヲ要セス

○口頭辯論期日ニ從參加人ノミ出頭シ其補助スル當事者カ出頭セサルトキト雖モ相牴觸スル行爲アリタルモノト謂フヲ得サルヲ以テ其當事者ニ期日ノ懈怠アリタルモノトシテ闕席判決ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

○心神喪失ノ常況ニ在ル者ニ對シテ爲シタル期日呼出狀ノ送達ハ無効ナルヲ以テ呼出ヲ受ケタル當事者カ辯論期日ニ出頭セサルモ期日ヲ懈怠シタルモノトシテ闕席判決ヲ爲スヘキニ非ス

〔第二百五十一條〕

二九	八	一三
三〇	五	九
三〇	一〇	四
三三	九	六
四〇		二八〇
二		一三三

〔第二百五十四條〕

○口頭辯論期日ニ當事者雙方ノ代理人出頭シテ各一定ノ申立ヲ爲シ且事實及ヒ證據ニ關スル供述ヲ爲シタルトキハ縱令兩者ノ合意上一時辯論ヲ止メタル後一方ノ代理人ノミ出廷シテ證據調ノ結果ニ付キ辯論ヲ爲シタルハトテ相手方代理人ハ期日ヲ懈怠シタルモノト謂フヲ得サレハ對席判決ヲ爲スヘキモノトス

〔第二百五十六條〕

○開延期日ヲ指定セサルトキハ當事者ノ出廷セサルハ當然ノコトニシテ闕席裁判ヲ爲スコトヲ得ス

○汽船ノ乗客カ汽船仲次營業者ノ報知ニ依リ發航日時ヲ信用スルハ普通ノコトナレハ之カ爲メ懈怠ノ責ヲ生セス

○定期汽船カ濃霧ノ爲メ發航日時ヲ繰上ケ爲メニ乗船ノ機ヲ失シ口頭辯論期日ニ出頭セサル場合ハ其出頭セサル者ノ爲メ民事訴訟法第二百五十四條第二號ニ所謂避クヘカラサル事變ヲ生シタルモノトス

〔第二百五十六條〕

○單ニ判決ノ日附ト訴訟ノ番號ノミヲ記スル闕席判決ノ故障申立書ニ於テ判決日附ヲ誤記シタルモノノ如キハ闕席判決表示ノ要件ヲ缺キタルモノトス

四二		七四九
二四	一	一八六
三〇	二	三九
三〇	二	三九
三〇	三	六

○民事訴訟法第二百五十六條ニ闕席判決ノ表示トアルハ他ノ判決ト識別シ得ヘキ方法ニ依リ其判決ヲ表示スルヲ以テ足ルモノニシテ必スシモ闕席判決ノ主文ヲ記載スルコトヲ要セス

(同主旨)

故障申立書中闕席判決言渡ノ日附ニ誤記アルモ其他ノ要件記載アリテ毫モ他ノ事件ト混同スヘキモノニ非サルトキハ民事訴訟法第二百五十六條第一號ノ表示ヲ欠キタルモノト云フヲ得ス

民事訴訟法第二百五十六條第二項第一ノ所謂闕席判決ノ表示トハ他ノ判決ト識別シ得ヘキ方法ヲ以テ故障ヲ申立ツル闕席判決ヲ表示スレハ足ルモノニシテ必スシモ其判決ノ全文若クハ主文ノ全部ヲ記載セサルヘカラサルモノニ非ス(同一判例二七年一九八頁、二八年三六五頁、同年三卷一頁、二九年七卷一九頁)

○民事訴訟法第二百五十六條第二項ニ故障ヲ申立テラレタル闕席判決ノ表示トアルハ闕席判決ヲ表示スルニ當リテ該判決文全部ヲ掲クルコトヲ要スルノ意義ニ非サレトモ少クモ其主文言渡ノ年月日及ヒ當事者ノ氏名若クハ事件ノ番號等ヲ掲クヘキモノトス

(第二百五十七條)

『第二百五十七條』

○判然許スヘカラサル故障トシテ却下シタル裁判長ノ命令ハ原狀回復ノ判決ヲ以テ取消シ得ヘキモノニ非ス

三六	一四三六
三一	一五
三四	六六
三九	八三
三八	九

(第二百五十八條)

『第二百五十八條』

○第一審裁判所ニ於テ適法ノ呼出狀正本ヲ送達シタル證アラサルニ第二審ニ於テ之ヲ合式ノ呼出ヲ受ケタルモノト同視シ其故障申立人ニ懈怠ノ責アルモノト爲シ民事訴訟法第四百十九條ヲ適用シテ控訴ヲ棄却シタルハ不法ナリ

(第二百五十九條)

『第二百五十九條』

○闕席判決ニ對スル故障申立ノ許否ハ重キヲ其闕席ノ怠慢ニ出テタルヤ否ノ調査ニ措クヘキニ非ス其法式期間等法律上之ヲ許スヘキヤ否ヲ調査スルニ在リ

(第二百六十條)

『第二百六十條』

○故障ヲ適法ナリトスルトキハ決定ノ言渡ヲ爲スノ手續ヲ要セス直ニ闕席前ノ程度ニ復シ新辯論ニ進行セシムヘキモノトス

(同主旨)

闕席判決ニ付キ故障申立アリタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ故障ヲ許スヘキヤ否ヤ又法律上ノ方式ニ從ヒ若クハ其期間ニ於テ故障ヲ申立テタルヤ否ヤヲ調査シ此三要件ヲ缺カサルトキハ之ヲ受理シ闕席前ノ程度ニ復スヘキモノトス

故障ニ付テハ裁判所ニ於テ其故障申立書ヲ職權上調査シ適法ナリト爲ストキハ之ヲ許シ直ニ本案ノ辯論期日ヲ定ムヘクシテ故障ノ適法ナルヤ否ニ付キ別段ノ口頭辯論ヲ開クヘキモノニ

二六	二〇六
二五	四六
三〇	二四
二五	三五

非ス

○故障ノ申立ヲ適法ナリトスルトキハ訴訟ハ闕席前ノ程度ニ復スヘキ旨ヲ告クルヲ以テ足レリトシ直ニ其故障ノ適法ナルコトヲ裁判スルノ要ナキモノトス

○民事訴訟法中故障ノ申立ヲ適法ナリトスル場合ニ其理由ヲ明示シテ裁判スヘキ旨ノ規定ナケレハ苟モ事實上之ヲ適法ト爲シタル事蹟存在スル以上ハ其適法ナル旨ヲ判文ニ説示セサルモ違法ニ非ス

○故障ヲ適法トスルトキハ訴訟ハ闕席前ノ程度ニ復スヘキモノナルヲ以テ闕席前ノ口頭辯論ハ依然其效力ヲ有スルモノトス

【第二百六十一條】

○抗告裁判所ニ於テ故障ヲ適法ト爲シタルトキハ訴訟ハ闕席前ノ程度ニ復シタルニ付キ故障ヲ受ケタル裁判所ハ本案ノ對審裁判ヲ爲ササルヘカラス又控訴裁判所ハ故障ヲ受ケタル裁判所カ右ニ拘ハラス再ヒ故障ノ判決ヲ下スモ之ヲ以テ闕席判決ヲ維持スル第一審裁判ト看做スコトヲ得ス

○故障ノ申立中特ニ闕席判決ノ廢棄ヲ求ムル申立ナキモ裁判所ハ之ヲ廢棄シテ判決ヲ爲スコトヲ得

二元	三五	三六	三六	三六
九	四		三五	五
四	四	一八九	二四八	六

○裁判所ハ其言渡シタル終局判決及ヒ中間判決ノ中ニ包含シタル裁判ニ羈束セラルルハ當然ナルモ適法ナル故障ヲ受理シ新辯論ニ基キ判決ヲ爲ス場合ニ於テハ前闕席判決ニ羈束セラルルモノニ非サルコトハ民事訴訟法第二百六十一條ノ規定ニ依リテ明カナリ

○新辯論ニ基キ爲スヘキ判決カ闕席判決ニ符合スルニ拘ハラス闕席判決ノ不適法ナリシヲ理由トシテ之ヲ廢棄シタル判決ハ失當ナリ然レトモ其闕席判決ヲ維持スル旨ヲ言渡スト之ヲ廢棄シテ更ニ同一旨趣ノ判決ヲ言渡ストハ結果ニ於テ異ナル所ナキヲ以テ破毀ノ理由ト爲スニ足ラス

(同主旨)

新辯論ニ基キ爲スヘキ判決カ闕席判決ノ主文ト符合スルトキハ其闕席判決カ訴訟手續ニ違背シ又ハ理由ニ不當ノ廉アルモ之ヲ廢棄スヘキモノニ非ス

○新辯論ニ基キ爲スヘキ判決カ闕席判決ト符合スルニ拘ハラス闕席判決ヲ維持スル旨言渡サスシテ更ニ之ト旨趣ノ判決ヲ爲スモ其結果同一ニ歸スルヲ以テ破毀ノ理由ト爲スニ足ラス

(同主旨)

新辯論ニ基キ爲スヘキ判決カ闕席判決ト符合スルトキ闕席判決ヲ維持スト言渡サスシテ原告請求相立タスト言渡シタルハ穩當ナラスト雖モ結局裁判ノ效果ニ利害ノ關係ナキニ於テハ上

三三	三三	三四
一	三	九
五	四	一五九

告ノ理由ト爲ラス

對審判決カ闕席判決ト符合スル場合ニ於テ闕席判決維持ヲ言渡サス「本件控訴ハ之ヲ棄却ス」ト言渡シタルハ民事訴訟法第二百六十一條ノ規定ニ違背シタル裁判タルヲ免レサルモ當事者ノ利害ニ毫モ影響ヲ及ホスヘキモノニ非サルニ依リ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○新辯論ニ基キ爲スヘキ判決ハ故障ノ適法ナルヤ否ヤヲ判斷スル裁判ニ非サルヲ以テ之ニ關スル理由ヲ判示スヘキモノニ非ス

○闕席判決ノ主文ト新辯論ニ基キ爲スヘキ判決ノ主文ト符合スルトキハ其理由ノ異同ヲ問ハス闕席判決ヲ維持スヘキ旨ヲ言渡スヘキモノトス

(同主旨)

闕席判決ト新辯論ニ基キ爲シタル判決ト多少其理由ヲ異ニスル所アルモ判決主文ノ歸スル所同一ナルトキハ新判決ニ於テ闕席判決ノ維持ヲ言渡スハ相當ナリトス

○新辯論ニ基キ爲シタル判決ヲ以テ闕席判決ヲ維持スルコトヲ言渡ス場合ニ在リテハ其判決ニ於テ特ニ闕席判決ヲ爲シタル年月日及ヒ裁判所ヲ掲載スルコトヲ要セス

○闕席判決ノ維持トハ其主文ヲ對席判決ニ引用スルノ謂ニ外ナラス故ニ其闕席判決ノ主文中ニ訴訟費用ハ控訴人ノ負擔トストアル以上ハ該判決以後ノ訴訟費用ニ付テモ亦判決ヲ爲シタルモノトス

○第二審裁判所カ對席判決ニ於テ闕席判決ヲ維持シタル場合ニ其對席判

三〇	二	一四
三〇	九	三
三五	九	一四五
三五	七	三
三七		二七
三七		五二

決ニ對スル上告ニ因リ第三審裁判所カ該判決ヲ破毀スルコトアルモ其破毀ノ裁判ハ闕席判決ニハ何等ノ效力ヲ及ホササルモノトス

○民事訴訟法第二百六十一條ハ對審判決ノ主文ニ於テ言渡スヘキ事項ヲ示シタルニ止マリ敢テ之ヲ理由中ニ說示スヘキコトヲ命シタルモノニ非ス

○新辯論ニ基キテ爲スヘキ判決カ闕席判決ト符合セサルニ拘ハラヌ新判決ニ於テ闕席判決ヲ廢棄セサルハ失當ナレトモ之カ爲メ當事者ノ利害ニ何等ノ影響ヲ及ホササルヲ以テ上告ノ理由ト爲ラス

(同主旨)

裁判所カ故障ヲ受理シタルトキハ其訴訟ハ闕席前ノ程度ニ復シ新辯論ニ基キ更ニ判決ヲ爲スヘキモノトス便チ其判決ニシテ前ノ判決ニ異ナリタル場合ニ在テハ特ニ廢棄ノ言渡ヲ爲ササレハトテ前判決ハ自然消滅ニ歸スルカ故ニ廢棄ノ言渡ナキ點ヲ以テ攻撃スルヲ得ス

新辯論ニ基キテ爲スヘキ判決カ闕席判決ト符合セサルニ拘ハラヌ新判決ニ於テ闕席判決ヲ廢棄セサルハ穩當ナラス然レトモ闕席判決ヲ廢棄セサルカ爲メ其判決カ形式上存在スルモ毫モ新判決ニ影響ヲ及ホササルカ故ニ破毀ノ理由ト爲スニ足ラス

○新辯論ニ基キ爲スヘキ判決カ闕席判決ノ一部ト符合シ其他ノ部分ト符合セサルトキハ闕席判決中符合スル部分ヲ維持シ符合セサル部分ヲ廢棄スルモ違法ニ非ス

三八		三七九
三九		七七
四〇		二五二
四二		三三三
三七		三八二
三三	二	二二
四二		三三三

○新辯論ニ基キ爲ス所ノ判決ニ於テ曩ニ言渡シタル闕席判決ヲ維持スル場合ハ前者ノ判決カ後者ノ判決ト符合スルヲ以テ同一ノ判決主文ヲ掲クル代リニ唯前者ノ判決ヲ引用スルニ止マリ之ヲ認可シテ判決ノ效力ヲ與フルモノニ非ス

〔第二百六十三條〕

○故障ニ付キ定メタル口頭辯論ノ期日ニ當事者雙方出頭シテ辯論ヲ終結シタル後再開シタル期日ハ新辯論ノ續行期日ナルヲ以テ故障申立人闕席シタル爲メ故障棄却ノ新闕席判決ヲ爲スハ違法ナリ

○前闕席判決前ノ訴訟手續ニ欠缺アルモ民事訴訟法第二百六十三條ニ依リ新闕席判決ヲ言渡ス妨ト爲ラス

第四節 計算事件、財産分別及ヒ此ニ類スル訴訟ノ準備手續

〔第二百六十六條〕

○受訴裁判所カ民事訴訟法第二百六十六條ニ依リ準備手續ヲ命シタル場合ニハ原告カ如何ナル請求ヲ爲スヤハ該手續ニ於ケル受命判事ノ調書又ハ其調書ニ附録トシテ添附スル書面ヲ以テ明確ニ爲シ之ヲ以テ口頭辯論及ヒ裁判ノ基本ト爲スヘキモノニシテ其調書ニアル他ノ記載ニ依

リ之ヲ推測シ又ハ準備手續開始前ノ口頭辯論調書ニアル記載ヲ以テ之ヲ補足スルコトヲ得ス

〔第二百七十二條〕

○民事訴訟法第二百七十二條ノ規定ハ訴訟カ準備手續ヲ命シタル裁判所ニ繫屬スル場合ニノミ適用スヘキモノニシテ其上級審ニ繫屬スル時ニ至リテハ之ヲ適用スルコトヲ得ス

第五節 證據調ノ總則

○證人トシテ指名セラレタルモノカ當事者間ノ係争事實ニ利害ノ關係ヲ有シ殊ニ其證言ノ信憑スヘカラサル事顯然タル場合ニ在リテモ尙ホ裁判所ハ其證人喚問ノ申請ヲ容ササルヘカラサル義務アルモノニ非ス
○凡ソ證據ニ對シ説明ヲ要スル場合ハ其證據カ法律上一應ノ證據力ヲ有スルモノニシテ裁判官ト雖モ故ナク排斥シ又ハ不問ニ付スルヲ得サルモノニ限ル

○事實認定上毫モ影響ヲ生セサル證據申請ヲ却下スルハ事實承審官ノ職權ニ屬ス

○證據調ノ申請ニ付テハ終局判決前ニ其許否ノ裁判ヲ爲スヘキハ當然ナレトモ申請者カ其裁判ヲ受クル權利ヲ拋棄セシトキハ格別ナリ

四三	四二	四〇	三九	三七	二六	二二	二一
二八二	四〇六	九七二	一〇〇	七九五	二六	二	二

四三	四二	四〇	三九	三七	二六	二二	二一
二八二	四〇六	九七二	一〇〇	七九五	二六	二	二

○證據ハ法律ヲ以テ特ニ證據力ヲ付與スルモノヲ除ク外相手方ノ否認ニ依リ其效力ヲ失フモノトス(第二百十七條三五年一卷二二頁參照)
○民事訴訟法中裁判所ハ證據調ヲ爲スノ外各證據ニ付キ一一其認否ヲ確定スヘシトノ法規ナシ故ニ相手方ノ關知セサル證據ニ付キ其認否ヲ問ハスシテ之ヲ排斥スルモ不法ニ非ス

(同主旨)

證據ノ認否ヲ問ハサルモ不法ニ非ス
證據ノ認否ハ各證ニ付キ必ス之ヲ爲サシムヘキ規定ナシ隨テ之カ申立ヲ爲サシメサルモ不法ニ非ス
民事訴訟法上裁判所ノ行爲トシテ證據ノ認否ヲ確定スヘキ規定ナシ故ニ原裁判所カ證書ノ認否ヲ問ハサルモ證據調ノ原則ニ違背シタルモノニ非ス

(反對)

立證及ヒ辯論ノ旨趣ニ依リ相手方ニ對スル證據認否ノ意思明瞭ナルトキハ別ニ認否ヲ問フヲ要セス

○裁判所カ證據決定ヲ爲シタル後其判事ニ更迭アルモ前決定ニ基キ證據調ヲ爲シタルハ相當ナリ

○證人カ過去ノ事ヲ陳フルニ付テハ自己ノ見聞セル事實ヲ記憶ニ依リ陳述スレハ足ル故ニ證人カ其現況ニ付キ再調査ヲ爲シタルモノニ非サレ

ハ證言トシテ信憑力ヲ有セストノ主旨ニテ之ヲ排斥シタル裁判ハ不法ナリ

○孫祖ノ間柄ナレハ相手方ト共謀シテ虛偽ノ負債ヲ作爲スルカ如キ人情ニ背反スル事實ナシトノ理由ヲ以テ人證及ヒ鑑定ノ申請ヲ排斥シタルハ法理上必無ニ非サル事實ヲ採テ必無ナリト確定シタル不法アルモノナリ

○當事者ノ一方ヨリ提出スル證據カ對手人タル他ノ一方ヨリ提出スル證據ニ牴觸スルハ固ヨリ其所ナルニ依リ之ノミヲ以テ證據排斥ノ理由ト爲スヘカラサルコトハ勿論ナリ

○相手方ノ提出シタル證據ヲ利用セントスルトキハ明カニ之ヲ援用スル旨ノ申立ヲ爲スヘキモノニシテ裁判所ハ自ら進テ之ヲ取捨スルコトヲ得ス(同一判例一九二九年六卷五七頁)(第二百十七條四三年五六〇頁參照)
○民法施行前出訴期限經過シタル場合ニ於テ債務者カ之ヲ援用シテ抗辯方法ト爲シタルトキハ其相手方カ辨濟ノ未了ヲ立證センカ爲メ爲シタル人證ノ申出ハ之ヲ却下スルモ不法ニ非ス

(同主旨)

我訴訟法ノ主義ニ於テ裁判所ハ漫ニ當事者ノ申出テタル證據方法ヲ擯斥スルコトヲ許サスト

三	二	三	二	二	三	二
四	二	一	二	二	二	九
五	七	七	八	八	四	六

三	一	三	五	三	二	三
三	一	二	五	二	二	二
三	一	二	六	二	二	二

雖モ全ク事實ノ判定ニ關係ナキ證據ノ申出ヲモ斥クルヲ得ストノ義ニ非ス故ニ證言ノ有無カ事實ノ判斷ニ關係ナシト云フニ歸スル場合ニ在テハ縱令證人訊問ノ申請ヲ採用セサルモ之ヲ以テ破毀ノ理由ト爲スニ足ラス

- 事實裁判所ハ當事者ノ一方ノ提出セサル證據ニ依リ(檢證及ヒ鑑定ハ格別)他ノ一方ニ不利益ナル判斷ヲ下スコトヲ得サルモノトス
- 先ニ取調ヲ爲シタル一方ノ者ノ證據ヲ偏信シ豫斷ヲ以テ他ノ一方ノ者ノ證據方法ヲ排斥スルカ如キハ探證上ノ法則ニ違背スルモノトス

(同主旨)

證言ノ信シ得ヘキヤ否ヤハ其證人ヲ訊問シテ供述ヲ聽キタル上心證ヲ以テ之ヲ決スヘキモノタリ故ニ豫斷ヲ以テ其證言ハ信シ難シト爲シ人證ノ申出ヲ排斥スルヲ得ス
人證ノ申立アリタル場合ニ於テ其證言ヲ信用スルニ足ラスト豫斷シテ其申立ヲ排斥スルハ違法ナリ

凡ソ人證ヲ以テ證明セントスル事實ニシテ信用スルニ足ルヤ否ヤハ親シク其證人ヲ訊問シテ供述ヲ聽キタル上心證ヲ以テ之ヲ決スヘキモノニシテ證人ヲ訊問セス豫メ想像ヲ爲シ其證言ヲ信シ難シトシテ人證ノ申出ヲ排斥スルカ如キハ證據法上許スヘキモノニ非ス

(反對)

證人ノ陳述スヘキ事柄ヲ豫想シ其豫想通り證人ヲ申出テタル者ニ利益ナル證言ヲ爲スモノトスルモ之ヲ信用スルニ足ラサルコトヲ定メ以テ其申請ノ當否ヲ判定スルハ不法ニ非サルモノトス

二七	四五
三三	六
三三	一九
三三	二〇八
三三	二〇
三三	一
三三	三五
三三	五
三三	一八

- 甲乙二箇ノ事件ヲ併合審理スルニ當リ甲號事件ニ付キ證人ノ囑託訊問ヲ爲シタル場合ニ於テ裁判所カ該證言ヲ採用スルニハ調書ニ依據スルモ又其供述自體ヲ摘録スルモ共ニ人證タルヲ妨ケス從テ甲號事件ニ關スル證言ヲ乙號事件ノ人證トシテ採用スルモ不法ニ非ス
- 裁判所カ當事者ノ鑑定申請ニ因リ受命判事ヲシテ之カ取調ヲ爲サシムヘキ旨ノ證據決定ヲ爲シタル場合ト雖モ爾後當事者ニ於テ其申立ヲ拋棄スルトキハ該決定ハ自ラ消滅ニ歸スヘキモノトス
- 當事者カ書證ニ對シ認否ノ申立ヲ爲ス以前ト雖モ裁判所ハ其書證ニ付キ證人ノ取調ヲ爲シ得ルモノトス
- 債務者ノ無資力ハ強制執行ノ結果若クハ破産手續ニ依リテノミ證セラレルモノニ非スシテ之ヲ證スルニハ法律上何等ノ制限ナシ
- 當事者カ現ニ法廷ニ在ル者ヲ證人トシテ訊問ヲ求ムル場合ニハ裁判所ハ別ニ決定ヲ爲スノ責ナシ從テ其申請ハ書面ヲ以テスルノ要ナキハ勿論印紙ノ貼用ヲモ要セサルモノトス

(同主旨)

證廷ニ在ル人又ハ物件ニ付キ之カ訊問取調ヲ爲サンコトノ申立ハ其申請書ヲ作ルヲ要セス從テ訴訟用印紙ノ貼用ヲ要セス

三六	二六
三九	一八
三九	二八〇
三九	二三七
四〇	八
二八	一三

裁判所ニ出頭セル者ヲ證人トシテ取調ヲ求ムルニハ證據調ノ申立書ヲ要セス又裁判所ニ於テモ證據決定ヲ要セス

○事實裁判所ハ當事者ノ申出テタル證據方法ヲ不必要トシテ却下シタルカ爲メ必スシモ之ニ依リテ證セントスル主張事實ヲ是認セサルヘカラサルモノニ非ス

○裁判所カ證人訊問ノ申請ヲ却下スルニハ其理由ヲ示ササルヘカラサル旨ノ法則ナケレハ該申請ヲ却下シタル理由ヲ示ス所ナキモ違法ニ非ス

○當事者カ一旦拋棄シタル證據調ニ付キ更ニ申請ヲ爲スコトヲ許ササル法規ナキカ故ニ其申請ヲ許容シテ證人訊問ヲ爲スモ不法ニ非ス

○裁判所カ當事者ノ提出セル證據ニ對シ其證據ニ據リテハ他ノ事實ヲ認メ得ルニ過キスシテ其主張事實ヲ認ムルヲ得サル旨ヲ判斷スルハ裁判所ノ事實及ヒ證據ノ判斷ニ付テノ專權行使ナルヲ以テ右證據ニ據リテ裁判所カ認メタル他ノ事實ハ必スシモ當事者ノ執レカニ於テ主張シタルモノニ限ラルヘキモノニ非ス

【第二百七十三條】

○受訴裁判所ニ出頭シタル證人ヲ受命判事ヲシテ取調ヘシメタルハ違法ナリ

三	二	四	四	三
一				八
六	八	三	六	二
五	八	六	四	

○民事訴訟法第二百七十三條ノ規定ニ依リ受訴裁判所カ其部員一名ヲシテ證據調ヲ爲サシムルコトノ決定ヲ爲ササルトキ又ハ裁判長カ受命判事ヲ指名セサルトキハ部員ノ一名ト雖モ自ラ受命判事ト爲リテ證據調ヲ爲スノ職權ナキモノトス

【同(三)】

○一タヒ證人訊問ヲ他裁判所ニ囑託スヘキコトヲ決定シタルモ之ヲ囑託セスシテ自ラ同證人ヲ訊問スルハ該囑託ノ決定ヲ變更シテ自ラ訊問シタルニ外ナラサレハ不適法ニ非ス

【(互對)】

○受託判事ハ囑託ヲ受ケタル臨檢ノ事項ヲ明確ニスル爲メ必要ト認ムル場合ニ於テハ職權ヲ以テ臨檢中鑑定ヲ命スルモ妨ナシ

○判決裁判所ニ於テ爲ササル證據調ハ之ヲ公開スヘキモノニ非ス

【第二百七十四條】

區裁判所判事カ受訴裁判所ノ囑託ニ基キ證據調ヲ爲ス場合ニ於テハ其公行ヲ禁シタル法規ナキノミナラス證據調ハ口頭辯論ノ一部ナルヲ以テ特別ノ事情アルニ非サレハ之ヲ公行スヘキモノトス

三	四	三	三	三
二				二
一	六	三	六	二
六	八	三	四	

○訴訟當事者カ其主張スル事實ヲ證明スルカ爲メ證人數名ノ召喚ヲ申請シタルニ其數名ノ内直接利害ノ關係ヲ有スル者ニモセヨ總テ此數名ヲ不必要トシテ其申請ヲ斥ケタルハ民事訴訟法第二百七十四條ノ規定ニ違背セシ不法ノ裁判ナリ

(同主旨)

裁判所ハ當事者ノ申立テタル數多ノ證據中其調フヘキ限度ヲ定メ得ルモ當事者カ召喚訊問ヲ請求シタル證人ヲ總テ拒絕スルコトヲ得ス

數多ノ證據中其調フヘキ限度ハ裁判所ノ意見ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得ルト雖モ申立テタル證人訊問ヲ全ク拒絕シタルハ違法タルヲ免レズ

○證人喚問ノ申請カ證書ノ解釋ヲ確メントスルニ在ルトキ裁判官カ證書ノ文詞ニ依リ意義明瞭毫無疑ナキ場合ニハ必スシモ其申請ヲ容ルルノ義務アラズ職權ヲ以テ之ヲ棄却スルヲ至當トス

○不必要ナル證據ノ眞否ヲ確定スル爲メ申立テタル證人訊問ヲ拒絕シタルモ不法ノ裁判ト云フヲ得ス

○裁判所ニ於テ證人出廷シ申請人申出ノ通り供述ヲ爲スモ申請人ノ勝訴ト爲ラサルコトノ心證ヲ得タルトキハ唯一ノ證據方法タルト否トニ拘ハラズ其申請ヲ却下スルコトヲ得

二六	二	二二三
二五	六	三六
二六	二	九六
二七	一	三二
二九	一	三九
二九	一〇	一九

○當事者カ同一ノ事實ニ付キ數多ノ證據調ヲ申立テタル場合ニ於テ裁判所カ其一タル證人喚問ノ申請ヲ却下シタルハ民事訴訟法第二百七十四條ニ所謂證據調ノ限度ヲ定メタルモノニシテ其職權ニ屬スル處置ナリトス

(同主旨)

數多ノ證據中其限度ヲ定ムルハ裁判官ノ職權ニ在ルヲ以テ實地臨檢ノ申請ヲ不必要ナリトシテ棄却シタルハトテ不法ナリト云フヲ得ス
數多ノ證據中其調フヘキ限度ハ裁判所之ヲ定ム

○一件記録ニ編綴セル新闕席判決ノ外尙ホ其以前ニ一箇ノ闕席判決アリタリトノ事實ヲ證明センカ爲メ該記録ニ編綴シアラサル口頭辯論調書及ヒ闕席判決原本ノ取寄申請ヲ排斥シタル判決ハ唯一ノ立證方法ヲ拒絕シタル違法アルモノトス

○證人カ當事者主張ノ如ク證言スルモ爭點ニ不必要ナルコト瞭然タルトキハ其訊問申請ヲ却下スルハ當然ニシテ唯一ノ證據方法ヲ拒絕シタルカ如キ違法ノ裁判ニ非ス

○當事者ノ申立テタル數多ノ證據中其調フヘキ限度ハ裁判所之ヲ定ムトノ民事訴訟法第二百七十四條ノ規定ハ一ノ事實ヲ證明スル爲メ數多ノ

三	一〇	一六
三七	一〇	三三
三七	一〇	三四
三	一	三七
三	六	一七四

證據申出ヲ爲シタル場合ニ適用スルニ止マルモノトス

(同主旨)

一ノ事實ヲ證スル爲メ當事者雙方ヨリ數多ノ證據方法ヲ申立テタル場合ニ於テ其全部又ハ一部ヲ取調フヘキヤノ限度ハ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムヘキモノナリ

○裁判所ハ當事者ノ申立テタル數多ノ證據中其調フヘキ限度ヲ定ムルコトヲ得ルモ當事者カ唯一ノ證據方法ヲ申立テタル場合ニ於テハ其申立ノ不合法ナラサル限ハ之ヲ却下シ舉證ナキ理由ヲ以テ其申立者ニ對シ敗訴ノ裁判ヲ爲スコトヲ得ス

(同主旨)

一ノ事實ヲ證センカ爲メ數多ノ證據ヲ提出シタル場合ニ於テ證人喚問ノ申請ヲ許否スルハ固ヨリ裁判所ノ權内ニ屬スト雖モ(民訴二七四條)一事實ヲ證スル唯一ノ證據トシテ證人喚問ノ申請ヲ爲シタル場合ニ於テ之ヲ容ササルハ證據提出ノ途ヲ拒絕スル筋合ナルヲ以テ民事訴訟法規定ノ精神ニ違背スルモノナリト云ハサルヲ得ス

村長カ記憶セシ事項ヲ證明シタルニ止マリ法律上村長ノ資格ヲ以テ作りタル公正證書ト看做スコトヲ得サルモノニ對シ之カ反證タル唯一ノ證據調ノ申請ヲ排斥シ該證明ヲ採用シタルハ不法ナリ

當事者カ申請シタル證據ノ外他ニ證明ノ具ナキ場合ニ其申請ヲ却下シ敗訴ヲ言渡シタル裁判ハ不法ナリ

或事實ノ主張ニ對シ唯一ノ證據タル證人ノ申請ヲ許容セス而シテ其主張ヲ口頭無證ノ供述ト

三五	三	三六
二九	二	三六
三五	五	三六
二七	二〇	
二六	一	五七
二九	八	八五

シテ排斥シタル裁判ハ證據ニ關スル訴訟手續ニ違反セルモノトス

當事者カ唯一ノ證據決定ノ申請ヲ爲シタルニ拘ハラス判決ニ必要ナシトシテ之ヲ斥ケ立證ナシトコトヲ以テ其請求ノ理由ナシト判斷シタル裁判ハ不法ナリ

當事者ノ提供セル證據方法ヲ排斥シ其立證ナキ根拠トシテ敗訴ヲ言渡シタルハ立證ノ途ヲ杜絶シ不當ニ事實ヲ確定シタル不法ノ裁判ナリ

立證方法ヲ拒絕シ其證明ナキヲ責ムルハ不當ナリ

數多ノ證據中其調フヘキ限度ヲ定ムルハ事實裁判所ノ自由權内ニ屬スト雖モ係爭事實ヲ證明スヘキ唯一ノ證據ヲ申出テタル場合ニハ裁判所ハ其證據調ヲ爲スノ責務アリトス

第一審ニ於テ人證ノ申立ヲ却下シタルヲ不服トシテ控訴ヲ爲シ尙ホ同一人證ノ申立ヲ爲シタルトキハ其人證ハ唯一ノ證據ナルヲ以テ控訴審ハ之ヲ取調フヘキモノトス

○法律上ノ問題ヲ解決スルノミヲ以テ事件ノ勝敗ヲ決シ得ルカ又ハ當事者ノ立證セントスル事實ニ關セス他ノ事實理由ニ依リ勝敗ヲ決シ得ヘキ場合ニ於テハ立證方法ハ不必要ニ屬スルカ故ニ裁判所ハ職權ヲ以テ其申立ヲ棄却スルコトヲ得ヘシ

○當事者雙方カ數多ノ證據ヲ舉ケテ辯論ヲ爲シタル後其一方ヨリ更ニ新事實ヲ主張シ檢證ヲ申請シタル場合ニ裁判所ニ於テ其新證據方法ヲ採用シ之カ證據調ヲ爲スモ既ニ得タル事實上ノ心證ヲ翻スニ足ラサルモノト認ムルトキハ之ヲ許ササルコトヲ得ヘシ

二九	一〇	一一
三二	二	四八
三三	九	六四
三四	四	七六
三四	五	一
三六		五〇
三六		一三五

○當事者ニ對シ唯一ナル證據ノ提出ヲ拒絕シテ其主張セシ事實ト反對ノ事實アルコトヲ是認シタル判決ハ不法ナリ

三六 八三六

○唯一ノ證據方法ト雖モ直接爭點事實ニ對スルモノニ非サルトキハ裁判所ハ其證據調ノ申請ヲ許否スルコトヲ得ヘキハ勿論之ヲ排斥シタル後其立證旨趣ニ反對ナル事實ヲ認定スルコトヲ得ルモノトス

三九 二八〇

(同主旨)

爭點ノ判斷ニ適切ナラサル證據方法ハ縱令唯一ノモノト雖モ之ヲ取調ヲ爲ササルコトヲ得

三六 一八六〇

○當事者カ同一ノ立證方法トシテ二名ノ人證ヲ申出テタル場合ニハ其一名ノミヲ訊問シ他ノ訊問ヲ許可セサルモ違法ニ非ス

三九 一五五九

○當事者カ同一ノ事實ヲ立證スル爲メ人證ノ外書證ヲ提出シタル場合ニハ縱令其書證ヲ採用セラレサルモ該人證ヲ目シテ唯一ノ證據ト云フヲ得ス從テ裁判所カ其證人喚問ヲ許ササルハ違法ニ非ス

四二 二元

(同主旨)

反證トシテ既ニ書證ヲ提出シタルモ仍ホ同一事實ヲ證センカ爲メ更ニ人證ヲ申出テタルハ唯一ノ防禦方法ニ非サルコト明カナリ此場合ニ裁判所カ其申請ヲ許ササルハ民事訴訟法第二百七十四條第一項ニ據リ證據調ノ限度ヲ定メタルモノト認ムルヲ得ヘシ
書證提出ノ後ニ於テ同一事實ヲ立證スル爲メ申請シタル證人ノ訊問ハ唯一ノ證據方法ニ非サルヲ以テ裁判所ハ民事訴訟法第二百七十四條第一項ニ從ヒ之ヲ排斥スルモ違法ニ非ス

三〇 九 四八 二六 二五八

○當事者カ檢證ヲ申請スルモ裁判所ハ他ノ證據ニ依リ十分ナル考覈ヲ得更ニ檢證ノ必要ヲ認メサルトキハ此立證方法カ當事者ノ爲メ唯一ノ證據タルニ拘ハラズ之ヲ許可セサルコトヲ得ヘシ

四二 一七三

(同主旨)

檢證ナルモノハ裁判官カ自働的ニ現物ヲ實檢シ考覈ヲ確ムル方法ナレハ其事實ヲ認定スルニ當リ檢證ヲ爲ササレハ十分考覈ヲ得ヘカラスト認ムルトキハ職權ヲ以テ之ヲ爲シ得ルト同時ニ當事者ノ申立アルモ他ノ方法若クハ狀況等ニ依リ十分ナル考覈ヲ得更ニ檢證ヲ爲スモ既ニ確メタル考覈ヲ變スヘキ事情ナカルヘシト認ムルトキハ之ヲ爲ササルコトヲ得ヘキモノトス裁判所カ係爭事實ヲ認定スルニ當リ自ラ檢證ヲ必要ト認ムルトキハ職權ヲ以テ之ヲ爲シ得ルト同時ニ其必要ヲ認メサルニ於テハ縱令當事者ノ申立アルモ檢證ヲ爲ササルコトヲ得而シテ此場合ニハ其證據方法カ當事者ノ爲メ唯一ノ立證タルヤ否ヤハ問フ所ニ非ス

四〇 一五五

○相手方ノ提出セシ證據ノ信用スヘカラサルコトヲ證明スル爲メ提出シタル證據方法ハ縱令唯一ノ場合ト雖モ之ヲ許容セサルコトヲ得

四三 三九

○當事者カ相手方ノ抗辯ニ對スル反證トシテ提出シタル證據方法ノ申請ヲ全然却下シテ相手方ノ批辯ヲ採用シタル判決ハ唯一ノ證據方法ヲ杜絶シタルモノニシテ違法ナリ

四三 八七四

○證據決定ハ當事者ノ提出セル證據中取調ヲ要スヘキモノニ付テ之ヲ爲シ其取調ヲ必要トセサルモノニ付テハ別ニ決定ヲ爲スヲ要セサルモノ

トス

(同主旨)

立證方法ヲ許容セサル場合ニ於テハ必スシモ決定ヲ以テ之ヲ言渡スコトヲ要セス
新期日ヲ指定シ證據調ヲ爲ス場合ニハ證據決定ヲ以テ證據調ヲ命スヘキモノナレトモ其證據
調ヲ必要トセサル場合ニハ決定ヲ爲スヲ要セス
裁判所ニ於テ證據調ノ申請ヲ許容セサル場合ハ必スシモ之カ裁判ヲ爲スヲ要セス
證據決定ハ當事者ノ提出セル證據中取調フヘキモノニ付キ之ヲ爲シ其取調ヲ要セサルモノニ
付テハ別ニ決定ヲ爲スヘキモノニ非ス

○受訴裁判所ニ於テ當事者ノ演述ニ引續キ直ニ證據調ヲ爲ストキハ證據
決定ヲ爲スノ要ナシ

(第二百七十五條)

『第二百七十五條』

○民事訴訟法第二百七十五條ニ所謂證據調ニ付キ不定時間ノ障礙アルト
キトハ證人タルヘキ者外國ニ在ルトキノ如ク直ニ證據調ヲ爲シ得サル
場合ヲ意味スルモノニシテ鑑定人ノ報告遲延スル場合ニ該當セス

(第二百七十六條)

『第二百七十六條』

○證據決定ヲ爲スニ當リ證人ノ表示ヲ缺キタル不法アルモ其不法ヲ責問
セサリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○人證ノ申出及ヒ證據決定ニ訊問スヘキ證人ノ氏名知レタルトキハ其氏

三五	三	一六二
三五	一	四六
三六		五二
三〇	九	六七
二九	二	三六
二九	一	九七
二八	五	七九
二六		七九
二二		九七
二〇		九七
一五		一

(第二百七十七條)

『第二百七十七條』

○擅ニ證據決定ヲ變更シ決定ニ依テ定メタル對照印章以外ノ印影ト係爭
書證ノ印影トヲ對照鑑定セシメ其結果ニ依リ判決ヲ與ヘタルハ不法ヲ
免レス

(第二百七十八條)

『第二百七十八條』

○證據決定ノ際受命判事ヲ指名セス又ハ受命判事指名ノ事項カ口頭辯論
調書ニ記載ナカリシト雖モ爲メニ右受命判事ノ爲シタル證據調ヲ全然
無効ナリトスルヲ得ス

(第二百八十條)

『第二百八十條』

○民事訴訟法第二百八十條ノ法規ハ當事者ヲシテ可成の便宜ヲ得セシメ
ントノ主意ニ出テタルモノニシテ期日通知ナキ爲メ證據調ヲ當然無効
タラシムル精神ニ非ス而シテ當事者カ自己ノ過失ナクシテ出頭セサリ
シトキハ判決ニ接著スル口頭辯論ノ終結ニ至ルマテ證據調追完又ハ補
充ノ申立ヲ爲シ得ヘキモノナルニ絶ヘテ其事ナク徒ニ期日通知ナキヲ
以テ論告スルモ上告適法ノ理由ナキモノトス

三五	九	一四五
二七		四〇〇
三〇	六	五
二七		四一九

○受命判事カ證人訊問ニ付キ民事訴訟法第二百八十條ノ手續ヲ盡ササルモ口頭辯論ノ際當事者ニ於テ異議ヲ申立テサルトキハ原判決非難ノ理由ト爲ラス

○受託判事カ證據調ノ期日及ヒ場所ヲ當事者ニ通知セサルモ其證據調ヲ以テ當然無効ナリト云フヲ得ス唯相手方ハ通知ノ欠缺ヲ理由トシテ其效力ヲ争フコトヲ得ルニ過キス

〔第二百八十八條〕

○民事訴訟法第二百八十八條ノ規定ハ裁判所カ一旦許容シタル證據調ニ付キ舉證者カ裁判所ノ定ムル期間内ニ證據調ノ費用ヲ豫納セサルトキハ其證據調ヲ爲ササルニ止マリ舉證者ヲシテ同一ノ立證旨趣ニ屬スル他ノ證據申立ヲ爲ス權利ヲ喪失セシムル法意ニ非ス

第六節 人證

○代言人ハ法律上證人タルノ資格ヲ有スルモノナレハ嘗テ和解ノ調停ヲ試ミタル代言人カ證人タレハトテ證言ノ效力ナシト云フヲ得ス

○口頭辯論調書ニ列席シタル三名ノ判事ヲ列記シ之ヲ證人訊問調書ニ添附スル場合ニ於テハ其訊問調書ニ判事列席ノコトヲ記スルノ要ナキヲ以テ之ニ記載ナケレハトテ構成ノ法式ヲ缺キタル不法ノ證據調ト云フ

ヲ得ス

○民事訴訟法中證人ニ關スル制限ノ規定ハ類推適用ヲ許スヘキモノニ非ス

○證人ノ供述シタル事實ヲ争ハサルコトノミヲ以テ相手方カ之ヲ認メタルモノト云フヲ得ス

○民事訴訟法ニ於テハ宣誓ヲ爲サスシテ供述シタル者モ宣誓ヲ爲シタル上供述シタル者モ共ニ證人ニシテ其供述ハ孰レモ證言ナリ

(同主旨)

忌避ノ原因アリト認メタル證人ヲ參考人トシテ訊問セサリシモ不法ト爲ステ得ス

民事訴訟法中參考人ノ名稱ナク唯宣誓ノ上陳述スル者ト然ラサル者トノ區別アルノミ故ニ其資格ニ於テハ共ニ證人ト名稱スヘキモノトス

宣誓ヲ爲シテ證言スル者ト宣誓ヲ爲サスシテ參考ノ爲メ陳述スル者トチ間ハ法律上凡テ之ヲ證人ト稱ス

民事訴訟法ノ證人トハ單ニ過去ノ事實ヲ供述スル第三者ナ云フモノニシテ其供述ニ付キ宣誓ヲ爲シタル者ノミナ證人ト云フニ非ス宣誓ヲ爲サス參考ノ爲メ供述ヲ爲ス者モ亦證人タリ

○證人ハ鑑定人ト異ナリ自ラ見聞シタル事實ヲ陳述スヘキモノニシテ其意見ヲ陳述スヘキモノニ非サレハ證人ノ意見ハ裁判所ノ判斷ノ資料ト爲スヘキモノニ非ス

二六	二	三六	五	二六	二	二八	一七二	二九	五	三〇	三	三二	四	三七	三三	五	三四	五	三六	二	三七	二	三九	七	四〇	二	四一	二	四二	二	四三	二	四四	二	四五	二	四六	二	四七	二	四八	二	四九	二	五〇	二	五一	二	五二	二	五三	二	五四	二	五五	二	五六	二	五七	二	五八	二	五九	二	六〇	二	六一	二	六二	二	六三	二	六四	二	六五	二	六六	二	六七	二	六八	二	六九	二	七〇	二	七一	二	七二	二	七三	二	七四	二	七五	二	七六	二	七七	二	七八	二	七九	二	八〇	二	八一	二	八二	二	八三	二	八四	二	八五	二	八六	二	八七	二	八八	二	八九	二	九〇	二	九一	二	九二	二	九三	二	九四	二	九五	二	九六	二	九七	二	九八	二	九九	二	一〇〇	二
----	---	----	---	----	---	----	-----	----	---	----	---	----	---	----	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	-----	---

○本案訴訟ニ利害關係ヲ有スル者ト雖モ當事者ニ於テ異議ノ申立ヲ爲ササルトキハ裁判所ハ之ニ宣誓セシメ證人トシテ訊問シ其證言調書ヲ證據トスルモ不法ニ非ス

○證人ハ五官ノ作用ニ依リ直接ニ知リタル事實ニ限り證言スヘキモノニシテ慣例ノ存否ノ如キハ證人ノ證言シ得ヘキモノニ非ス

○會社ト其取締役トノ間ニハ會社ノ業務執行ニ付キ代表關係アルニ止マリ各別箇ノ人格ヲ有スルモノトス而シテ取締役ハ自ラ會社ヲ代表セサル訴訟ニ於テ證人タル資格ヲ有セストノ規定ナシ

○宣誓ヲ爲ス權利アル證人ニ宣誓セシメスシテ其陳述ヲ聽クモ當然無効ト爲ルヘキ理ナケレハ縱令斯ノ如キ陳述ヲ判斷ノ用ニ供シタリトテ該判決ヲ破毀スルノ理由ト爲スニ足ラス

○證人訊問調書ニ訊問場所ノ表示ヲ缺クモ之ヲ無効ト爲スヲ得ス

○神社ノ氏子總代カ總代勤務中關係書類ノ調査ニ因リテ知得シタル事實ヲ供述スルハ一ノ證言タルヲ妨ケス

○裁判所カ證人申請ヲ許容シタルニ拘ハラズ之ヲ訊問セスシテ結審ヲ告ケタルニ對シテ異議ヲ留メサルハ是レ責問權ヲ拋棄シタルモノナレハ後ニ至リ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

三四	二	二四
三五	二	四一
三六		三〇九
四一		二五五
四二		七七
四五		二七二
四五		五〇三

(第二百八十九條)

○受託判事カ囑託セラレタル訊問事項ニ牽聯セサル事項ヲ證人ニ訊問スルハ違法ナリト雖モ之ニ對シ異議ヲ申立テサルトキハ責問權ヲ喪失スヘキヲ以テ後日ニ至リ其不法ヲ主張スルコトヲ得ス

『第二百八十九條』

○民事訴訟法第二百八十九條ニ所謂證言トハ自己ノ見聞ニ因リ係爭事實ニ付キ知得シタルコトヲ裁判所ニ於テ供述スルノ義ナリトス而シテ證人自ラ係爭事實ニ直接干與セルニ因リ之ヲ知得シタルト將タ當事者若クハ他人ヨリ聽取リタルニ因リテ之ヲ知得シタルトハ問フ所ニ非ス

『第二百九十一條』

○人證ノ申出及ヒ證據決定ニ訊問スヘキ證人ノ氏名知レタルトキハ其氏名ヲ明示スヘキハ勿論ナレトモ若シ知レサルトキハ其人ヲ表示スルニ足ルヘキ事項ヲ掲記セハ右ノ申出若クハ決定ノ效力ニ妨アルヘカラス

『第二百九十七條』

○民事上原告又ハ被告ト親戚ノ關係ヲ有スル者ハ證言ヲ拒ムノ權利アルモ證人タルノ資格ナキ者ニ非ス

○民事訴訟法第二百九十七條第一項三號ハ證言ヲ拒ミ得ル者ヲ明示シタルマテニシテ裁判官ニ對シ證人訊問前ニ必ス其關係ヲ尋問スヘキコト

元		九七
四〇		四五八
三五	九	一四五
二七		四二五

ヲ命シタルモノニ非ス

○證人カ當事者一方ノ親戚ナルカ爲メ法律上宣誓セシムヘキモノニ非サルトキト雖モ相手方ニ於テ其證言ニ對シ何等ノ異議ヲ申立テサリシ場合ニハ該證言ヲ證據トシテ採用スルモ違法ニ非ス

○民事訴訟法第二百九十七條ハ原告又ハ被告ト親族其他ノ關係アル者ニ付テ規定スルモ參加人トノ關係ニ言及セサレハ裁判所カ證人ニ對シ從參加人トノ關係ヲ問查セサリシトテ之ヲ不法ナリト云フヲ得ス故ニ該證言ヲ證據トシテ採用スルモ違法ニ非ス

○株式會社ノ監査役ハ會社ノ機關ニシテ會社ノ雇人ニ非ス

○證人ト原告若クハ被告トノ間ニ雇傭關係ノ存スル以上ハ使用者カ自然人タルト法人タルトニ因リテ民事訴訟法第二百九十七條ノ適用ヲ異ニスルモノニ非ス

○民事訴訟法第二百九十七條第三號ニ所謂雇人トシテ原告若クハ被告ニ仕フル者トハ原告若クハ被告トノ雇傭關係上從屬的ニ其使役ニ服スル勞務者ノミヲ指稱ス

○會社ノ番頭ハ法人タル會社ノ使用人ナルヲ以テ業務上會社ヲ主人トシ從屬的ニ其使役ニ服スルモノトス從テ民事訴訟法第二百九十七條第三

號ノ雇人ニ該當ス

○民事訴訟法第二百九十七條第一項第三號ニ所謂原告若クハ被告ト同居スル者トハ原告若クハ被告ノ親族ニ非スシテ一家ニ同棲スル者ヲ指稱シ親族ニシテ同居スル者ヲ包含セス

○民事訴訟法第二百九十七條第二項ハ單ニ訓示の規定ニ過キササルヲ以テ縱令證人訊問カ右條項ニ違背シタリトスルモ其證言ヲ採用スルニ毫モ妨ナシ

(同主旨)

民事訴訟法第二百九十七條第二項ハ訓示的ノ規定ニ過キササルカ故ニ右ノ規定ニ違背シテ證人ヲ訊問シタルニ拘ハラズ判決裁判所ハ自由探證ノ通則ニ依リ評定ヲ遂ケ其證言ヲ採用スルニ妨ナシ

(第二百九十八條)

『第二百九十八條』

○民事訴訟法第二百九十八條第四號ハ例ヘハ證言ノ結果ニ依リ證人等カ保證人共同債務者若クハ償還義務者トシテ其義務ヲ履行セサルヘカラサルニ至リ又ハ債權者ヲシテ證人等ニ對シ債權ノ執行ヲ容易ナラシムルニ至ルカ如キ場合ヲ云フモノトス

○民事訴訟法第二百九十八條第四號ノ規定ハ本訴訟ノ當事者間ノ權利關

二六 一〇六

三三 四 一

四二 一〇四

三三 三 一三七

三七 八〇二

四二 一八九

四二 一八九

四 三〇二

二 四七一

三四 八 二〇

三五 二 七九

係ニ付キ其當事者ノ一方ト權利共通若クハ義務共通ノ地位ニ在ル場合又ハ其一方ノ保證人ト爲リタル場合ノ如ク本訴訟ノ裁判ニ依リ直ニ損害ヲ生スヘキ場合ニ適用スヘキ法意ニシテ間接ニ利害ノ關係ヲ生スル場合ノ如キハ之ニ屬セス

○民事訴訟法第二百九十八條第四號ハ問ニ付テノ答辯ノ結果ニ因リ證人カ直接ニ財産權上ノ損害ヲ被ムルヘキ場合ノ規定ニシテ問ニ付テノ答辯カ唯間接ニ財産權上ニ損害ノ影響ヲ生スル虞アルカ如キ場合ヲ包含セス

(同主旨)

民事訴訟法第二百九十八條第四號ノ規定ハ問ニ付テノ證人ノ答辯カ未タ確定セサル債務ニ付キ自己ノ債務タルコトヲ認諾スヘキトキノ如ク直接ニ財産權上ノ損害ヲ生セシムヘキ場合ニ於テ其適用ヲ受クヘキモノトス

○民事訴訟法第二百九十八條第四號ニ問ニ付テノ答辯カ直接ニ損害ヲ生セシムヘキトキトアルハ訊問事項ニ對スル證言ノミニ因リテ當然損害ヲ生セシムヘキ場合ノ謂ニシテ其場合ニ限リ證言ヲ拒ムコトヲ得ルノ法意ニ出テタルモノトス

(第二百九十九條)

『第二百九十九條』

(刑)

○民事訴訟法第二百九十九條ハ證人カ同第二百九十七條第一號ノ關係アルトキハ證言ヲ拒ムコトヲ得サル旨ヲ規定スレトモ同條第二號及ヒ第三號ノ關係アル者ヲ除外スルカ故ニ此等ノ者ハ同第二百九十八條第四號ノ場合ニ付テノミ證言ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス

○婚姻事項ニ關シテハ親族ト雖モ證人タルノ資格ヲ有ス

○民事訴訟法第二百九十九條第二號ハ家族ノ關係ニ因リ生スル財産上ノ爭訟ノ場合ヲ云フモノニシテ本分家ノ關係アルヤ否ヤヲ爭フカ如キ場合ニ適用スヘキ條規ニ非ス

○家督相續回復ノ效果ハ當然相續財産ノ回復ニ及フヘキモノナレハ家督相續ノ回復ハ民事訴訟法第二百九十九條第一項第二號ニ所謂家族ノ關係ニ因リ生スル財産事件ニ該當スルモノトス

○禁治產者ノ管財人カ其資格ニテ爲シタル行爲ハ民事訴訟法第二百九十九條第四號ノ代理人トシテ係争ノ權利關係ニ關シ爲シタル行爲トアルニ該當スルヲ以テ管財人ハ縱令直接ノ利害關係アリトスルモ其行爲ニ關シ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

○主タル債務者ハ保證人ニ對スル關係ニ於テハ民事訴訟法第二百九十九條第四號ノ所謂前主ニ非ス故ニ債權者ヨリ保證人ニ對スル訴訟ニ於テ

三六	四一〇
三五	二〇九
二	三〇六
元	八六

四三	二二
二九	一三四
三三	一五
四	八四二
三三	四六

其債務關係ニ付キ主タル債務者ヲ證人トシテ訊問スル場合ニハ同條ノ規定ヲ適用スヘキ限ニ在ラス

○民事訴訟法第二百九十九條第四號ノ所謂原告若クハ被告ノ代理人トシテ係争ノ權利關係ニ關シ爲シタル行爲ニハ證人カ當事者ノ一方ノ代理人ト爲リ其相手方ニ對シテ係争ノ權利關係ニ關シ爲シタル行爲ヲモ包含スルモノトス

○證人カ民事訴訟法第二百九十九條ニ所謂原告若クハ被告ノ前主又ハ代理人トシテ係争ノ權利關係ニ干與シタリトノ事實ハ必スシモ訴訟ノ事實上ノ演述ニ於テ既ニ表明セラレ又ハ其説明アルコトヲ要スルモノニ非ス證人ニ依リ證セントスル事項ニシテ苟モ同法條ニ掲クル場合ニ該當スルトキハ證據決定ノ施行上證人ハ其證言ヲ拒ムコトヲ得ス從テ相手方ハ其證人ヲ忌避スルコトヲ得サルモノトス

○前主カ係争ノ權利關係ニ關シ實驗シタル事實ト雖モ苟モ前主トシテ爲シタル行爲ニ關係ヲ有セサルモノハ民事訴訟法第二百九十九條第一項第四號所定ノ事項ニ適合セサルヲ以テ斯ノ如キ事實ニ付キ獨立ノ訊問事項トシテ證言ヲ求メラレタル場合ニ於テハ同條ノ規定ヲ適用スヘキ限ニ在ラス

○民事訴訟法第二百九十九條第一項第四號ニ所謂前主トハ權利カ逐次數人ノ承繼ヲ經テ原告若クハ被告ニ移轉セラレタル場合ニ於テハ管ニ直接ニ之ヲ原告若クハ被告ニ移轉シタル者ノミナラス其前者タル逐次ノ各被承繼人ヲモ包含スヘキモノトス

(同主旨)

民事訴訟法第二百九十九條第四號ニ所謂前主トハ權利又ハ義務ノ被承繼人ヲ指稱セルモノトス

○民事訴訟法第二百九十九條第一項第四號ニ所謂原告若クハ被告ノ前主トハ原告若クハ被告ノ前主其人ニ限定セルモノニ非スシテ前主未成年者ナルトキハ其法定代理人ヲ指稱スルモノト解釋スヘキモノトス

(第三百一條)

『第三百一條』

○民事訴訟法第三百一條ニ規定セル證言拒絶ノ當否ヲ裁判スルニ付キ當事者ヲ審訊スル手續ハ本案ニ關スル受訴裁判所カ裁判ヲ爲ス場合ニ付テノ手續ニシテ抗告裁判所カ抗告ニ付テノ裁判ヲ爲ス場合ニ行フヘキ手續ニ非ス

○證言拒絶ニ付テノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スヘキ者ハ其證言拒絶ノ當否ニ付キ利害ノ關係ヲ有スル者即チ證言拒絶事件ノ當事者タル證人喚問ヲ

四〇 七二

四 二二七

四二 二二六

四五 六〇七

四五 六〇七

四〇 七二

四五 六三三

三六 三三

申請セル者及ヒ證人トシテ指名セラレタル者ナルヲ要ス

第三百二條

○民事訴訟法第三百二條ニ謂フ原因ヲ開示セスシテ證言ヲ拒ムトハ毫モ證言拒絶ノ事由ヲ陳述スルコトナク證言ヲ拒ムノ謂ニシテ證人カ拒絶ノ事由ヲ陳述セル場合ハ縱令其原因正當ナラサルトキト雖モ之ヲ以テ原因ヲ開示セスシテ證言ヲ拒ムモノト云フヲ得ス

第三百三條

○證人カ當事者ノ一方ト親族關係ヲ有シ且其訊問事項ハ證人ニ於テ其當事者ノ祖父ノ病氣ヲ看護セシコトアリヤ其死亡前數日間ノ容體如何トノ二點ナルトキハ證人ハ證言ヲ拒ムコトヲ得從テ此場合ニ相手方ヨリ提出シタル忌避ノ申請ハ其原因アルモノトス

○民事訴訟法第二百九十九條ハ同第二百九十七條ノ例外規定ナルカ故ニ同法第三百三條ハ此例外規定ニ當ル場合ヲ除外シ唯證言ヲ拒ミ得ヘキ證人ノミヲ忌避セシムルノ法意ナリトス

(同法旨)

民事訴訟法第三百三條ハ同第二百九十七條ノ場合ニ限り忌避スルコトヲ得ル規定ニシテ同第二百九十九條ノ例外規定ノ場合ニモ尙ホ忌避スルコトヲ得ルノ法意ニ非ス

三五二 八三

三六 九五四

三七 二五五

三九 五九三

三五 三

民事訴訟法第三百三條ハ證言ヲ拒ムコトヲ得ヘキ親族カ之ヲ拒マサルトキハ相手方ヲシテ其證人ヲ忌避スルコトヲ得セシムル法意ニシテ證人カ同法第二百九十九條ニ從ヒ其證言ヲ拒ミ得サル事項ヲ證言スヘキ場合ニ於テモ之ヲ忌避スルコトヲ得セシムル旨趣ニ非ス

三八 一六一

○民事訴訟法ノ證人忌避ニ關スル規定ハ其人證カ舉證者ノ爲メ唯一ノ證據タル場合ト否トヲ論セス之ヲ適用スヘキモノナリ

四〇 五七

○裁判所カ證人忌避ノ原因アリト決定シタルニ拘ハララス尙ホ之ヲ訊問スルハ不法ナリトス故ニ縱令其供述ノ援用ニ對シ忌避ノ申請人ニ於テ特ニ異議ヲ留メサルモ責問權ヲ拋棄シタリト認ムヘキモノニ非ス

四〇 一九四

○當事者ノ一方ノ妻カ其證人ノ妻ト姉妹ノ關係ヲ有スル場合ニ於テハ證人ト該當事者トハ何等ノ親族關係ナシト雖モ其證人ハ自己ノ配偶者ヲ通シテ當事者ノ配偶者ト二等親ノ姻族關係アル親族ニ該當スルヲ以テ相手方ハ民事訴訟法第三百三條第二百九十七條第一號ニ依リ之ヲ忌避スルコトヲ得ルモノトス

四二 七八四

○民事訴訟法第三百三條ノ證人忌避ノ規定ハ證人カ同第二百九十七條ノ規定ニ據リ證言ヲ拒ムコトヲ得ヘキ場合ニノミ適用スヘキモノニシテ同第二百九十九條ニ依リ其證言ヲ拒ムコトヲ得サル場合ニハ之ヲ適用スヘキ限ニ在ラス

四三 二二三

(同主旨)

證人カ抗告人ト民事訴訟法第二百九十七條第一號ノ關係アルモ其訊問事項ニシテ同法第二百九十九條第四號ニ該當スルトキハ之ヲ忌避スルヲ得ス

民事訴訟法第三百三條ノ規定ハ證人カ同法第二百九十七條ニ依リ證言ヲ拒ムコトヲ得ル場合ニノミ適用スヘキモノニシテ同第二百九十九條ニ依リ證言ヲ拒ムコトヲ得サル場合ニ適用スヘキモノニ非ス

證人カ當事者ノ一方ト親族關係ヲ有スルモ民事訴訟法第二百九十九條ニ依リ證言ヲ拒絕シ得サル場合ニ於テハ之ヲ忌避スルコトヲ許サス

民事訴訟法第三百三條ノ證人忌避ノ規定ハ證人カ同法第二百九十七條第一號乃至第三號ノ關係アリテ證言ヲ拒ムコトヲ得ヘキ場合ニノミ適用スヘキモノニシテ同第二百九十九條ニ依リ證人カ其證言ヲ拒ムコトヲ得サル事項ヲ證言スル場合ニハ之ヲ適用スヘキ限ニ在ラス(同一判例三五年八卷三四頁)

○甲乙丙ノ三名ヲ被告トスル共同訴訟ニ於テ乙丙ノ申請シタル證人カ甲ト親族關係ヲ有スルノミニシテ申請者ト親族關係ヲ有セサルモ其證人取調ノ結果カ直接ニ乙丙ノ訴訟ノ勝敗ニ影響ヲ及ホスノミナラス甲ニ對シテモ亦其影響ヲ及ホスモノナルトキハ民事訴訟法第三百三條ニ依リ其證人ヲ忌避スルコトヲ得ヘシ

(第三百五條)

『第三百五條』

○證人忌避ノ決定ハ必ス其理由ヲ付スルコトヲ要スルモノニ非サルヲ以

テ單ニ其理由ノ明示ナキコトノミヲ以テ直ニ之ヲ違法ト爲スコトヲ得ス

○民事訴訟法第三百五條第二項ニ於テ證人忌避ノ原因アリト宣言スル決定ニ對シ上訴ヲ許ササルハ訴訟ヲ遅延セサラシメンカ爲メニ外ナラスシテ同一ノ證人ニ付キ上級審ニ於テモ絶對ニ其喚問申請ヲ爲スコトヲ許ササルノ法意ニ非ス

○控訴裁判所カ忌避ノ原因アリト宣言シタル裁判ニ對シテハ上告裁判所ノ判斷ヲ受クルコトヲ得ス

(同主旨)

忌避ノ原因アリト宣言スル決定ハ民事訴訟法第四百三十三條但書前半ノ規定ニ該當スルモノニシテ上級審ヲ羈束スル裁判ナリトス

忌避ノ原因アリト宣言スル決定ハ終局判決前ニ爲シタル裁判ナリト雖モ之ニ對シ不服ヲ申立テ上告裁判所ノ判斷ヲ受クルコトヲ得ス

(第三百六條、第三百七條)

『第三百六條、第三百七條』

○同一ノ事柄ニ付キ同一ノ證人ヲ繼續シテ訊問スヘキ場合ニ於テハ最初ノ日ニ一タヒ宣誓セシムルトキハ其效力ハ其後ノ訊問ニ及フヘキカ故ニ訊問ノ都度更ニ宣誓セシムルコトヲ要セサルモノトス

三五	三五	四〇	三九	三八	三五
五	一〇	一五〇	一六三	八三	三七
元	一〇八	三			

三五	三四	四二	四二	三五
八	一〇	九五〇	二二七	三四
六	一〇			
一六二	一八			

○證人ノ人違ナラサルコトヲ判然ナラシメタルコトハ之ヲ證人訊問調書ニ記載スルコトヲ要セサレハ反對事實ノ證明セラレサル限ハ其人違ナラサルコトヲ判然ナラシメタルモノト做スヲ相當トス

○民事訴訟法第三百六條第一項ニ各別ニ宣誓ヲ爲サシムヘシトアルハ各別ニ宣誓ノ式ヲ履踐セシムヘキ法意ニシテ他ノ證人ノ在ラサル場合ニ於テ宣誓ヲ爲サシムヘシトノ旨趣ニ非ス

○民事訴訟法第三百七條ニハ證人ハ云云ノ誓ヲ宣フヘシトアルノミニシテ別ニ其形式ヲ制限セス又書面ヲ以テ宣誓ヲ爲ス場合ニハ自署若クハ捺印ヲ必要トセサレハ唯其證人ノ宣誓書タルコトヲ知り得ルヲ以テ足レリトス

○證人宣誓ノ規定ハ専ラ當事者ノ利益ニ根據セル非強行的規定ナルヲ以テ其手續ノ違背ニ對シ當事者カ證人訊問ニ接續スル口頭辯論ニ於テ異議ヲ述ヘサル限り最早其違背ヲ責問スルヲ得サルモノトス

〔第三百八條〕

○宣誓ノ法式ヲ爲ス以上ハ偽證罪ノ諭示ヲ爲ササルモ以テ上告ノ理由ト爲スニ足ラス

○證人ノ宣誓前ニ於テ偽證ノ罰ヲ諭示スルノ手續ヲ爲サナリシトキト雖

三六	七八
三九	三五九
四一	三六九
四五	三二〇
四五	二三

モ之カ爲メニ其爲シタル證言自體カ無効ニ屬スヘキモノニ非ス

〔第三百十條〕

○民事訴訟法第三百十條ニ從ヒ宣誓ヲ爲サシメスシテ訊問スルモノト雖モ證人タルニ外ナラサレハ申請者ニ於テ既ニ證人喚問ノ申請ヲ取消シタル以上ハ參考人トシテモ訊問スルヲ得サルモノトス

○證人ハ宣誓ヲ爲サシメタル上之ヲ訊問スルヲ原則ト爲スモ民事訴訟法第三百十條第一號乃至第五號ニ該當スル者ハ單ニ參考ノ爲メ訊問スルコトヲ得ルノミニシテ之ニ宣誓セシムルコトヲ得サルモノトス

○民事訴訟法第三百十條ノ訴訟手續ノ違背ハ當事者ニ於テ何等ノ異議ヲ述ヘサルトキハ裁判所カ其證言ヲ採用スルモ不法ニ非ス

〔同主旨〕

證人タル資格ナキ者ノ宣誓シタル證言ト雖モ當事者之ニ異議ヲ唱ヘサル以上ハ裁判所ハ其證言ヲ採用スルニ於テ何等ノ妨ナシ

〔反對〕

民事訴訟法第三百十條ニ掲ケタル者ハ總テ宣誓ヲ爲サシメス參考ノ爲メ訊問スルヲ得ヘキ者ナレハ之ニ對シ宣誓ヲ爲サシメ訊問スルハ不法ナリ隨テ其陳述ヲ採テ判斷ノ資料ニ供シタルモ亦違法ナリ

保證人ハ民事訴訟法第三百十條第五號ニ該當スル者ナルニ依リ宣誓ヲ爲サシメスシテ參考ノ

三五	二	二〇
三〇	三	九
三三	一	七
三四	二	七
三八	二	二
三〇	九	一七

爲メ之ヲ訊問スルヲ得ヘキモ普通證人ト同シク之ニ宣誓ヲ爲サシメタル上其證言ヲ採リテ裁判ノ資料ニ供シタルハ不法ナリ

三一 三
三二 四
三三 六七

證人トシテ呼出サレタル者カ當事者ノ提出セル證書ニ反對ノ證言ヲ爲セハ私書偽造若クハ變造行使ノ共犯人トシテ刑事訴追ヲ招ク恐アルトキハ民事訴訟法第二百九十八條第三號第三十條第四號ノ場合ニ該當ス故ニ其者ニ宣誓ヲ爲サシメタル上其證言ニ據リテ證書ノ真正ナルコトヲ斷定シタル裁判ハ不法ナリ

訊問ニ付テノ答辯カ證人ノ刑事上ノ訴追ヲ招ク恐アル場合ニ於テ之ニ宣誓ヲ爲サシメ訊問シ其證言ヲ採用シタル判決ハ訴訟手續ニ違背セル不法ノ裁判ナリ

三二 五
三三 七
三四 六

○民事訴訟法第三百十條ニ依リ事實參考ノ爲メニ訊問セラレタル者モ證人タルニ外ナラサレハ其者ノ供述ニシテ心證上採用スルニ足レリト思料スルトキハ裁判所ハ之ヲ採用シテ判斷ノ資料ニ供スルコトヲ得ルモノトス

○民事訴訟法第三百十條第一號乃至第五號ニ列記シタル者ハ宣誓ヲ爲サシメスシテ參考ノ爲メニ訊問スヘキモノナルモ是レ亦證人ニシテ參考人ト稱スヘキモノニ非ス

(同主旨)

三五 五
三六 三九
三七 三〇九

民事訴訟法中參考人ノ名稱ヲ以テ規定シタル法條ナシ故ニ證人トシテ呼出シ參考ノ爲メ訊問スルモ違法ニ非ス

二六 二
二七 八六

參考ノ爲メ訊問シタル者ニ證人ノ名稱ヲ用ヒ及ヒ其供述ニ證言ノ名稱ヲ附シテ之ヲ判斷ノ資料ニ供スルモ違法ニ非ス

三三 五
三四 九〇

民事訴訟法中宣誓ヲ爲サシメスシテ參考ノ爲メ訊問シタル者ニ對シ參考人ノ名稱ヲ付シタル規定ナクハ此等ノ者モ證人ノ名稱中ニ包含スヘキモノトス

三三 五
三四 二五

(反對)

對手者ノ代人カ若シ係争物件ノ一部ノ所有者ナルニ於テハ訴訟ノ成績ニ直接ノ利害關係ヲ有スヘキモノナルヲ以テ參考ノ爲メ訊問スルヲ得ルモ證人ト爲サテ得サルハ法律ノ規定スル所ナリ然ルニ原院カ該代人ハ果シテ係争物件ノ一部ノ所有者タルヤ否ヤヲ判決セス且該代人ヲ證人トシテ訊問シ其證言ヲ採リタルハ争點ヲ判セシテ法律ヲ不當ニ適用シタル不法ノ裁判ナリ

二七 二〇九

○裁判所カ公權停止者ヲ證人トシテ訊問スルニ當リ宣誓ヲ爲サシメタル場合ニ於テ當事者カ何等ノ異議ヲ申立テサリシトキハ自ら責問權ヲ拋棄シタルモノナルヲ以テ後日ニ至リ斯ル事由ヲ上告ノ理由ヲ爲スヲ得ス

四四 四三一

(同主旨)

宣誓ヲ爲サシムヘカラサル證人ニ宣誓ヲ爲サシメタル場合ト雖モ當事者之ニ異議ヲ唱ヘスシテ結審シタルトキハ其證人ノ宣誓ニ付キ當事者自ら責問權ヲ有效ニ拋棄シタルモノト看做サ

訴訟ノ成績ニ直接ノ利害關係ヲ有スル者ヲ證人ト爲シ宣誓セシメテ訊問シタルハ手續上違法ナリト雖モ當事者ニ於テ之ニ對シ何等ノ異議ヲ申立テス該證言ニ據リ裁判ヲ受ケタル以上ハ後日ニ至リ其手續ノ違法ナルコトヲ理由トシテ裁判ヲ非難スルコトヲ得ス

訴訟ノ成績ニ直接ノ利害關係ヲ有スル者ヲシテ宣誓ヲ爲サシムルハ訴訟手續ニ違背スト雖モ其證據調ノ際當事者カ異議ヲ申立テサルトキハ最早手續違背ヲ理由トシテ其證言ヲ排斥スルヲ得サルモノトス

裁判所カ民事訴訟法第三百十條第五號ニ該當スル者ニ宣誓ヲ爲サシメテ訊問シタルニ當事者ニ於テ其證言ニ對シ何等ノ異議ヲ申述セサルトキハ自ラ責問權ヲ拋棄シタルモノトス
裁判所カ訴訟ノ成績ニ直接ノ利害關係ヲ有スル者ヲ證人トシテ訊問スルニ當リ宣誓ヲ爲サシメタル場合ト雖モ當事者ニ於テ何等ノ異議ヲ申立テサリシトキハ後日ニ至リ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○民事訴訟法第三百十條第四號ハ參考ノ爲メ之ヲ訊問スルコトヲ得ルニ過キサレハ自ラ進テ宣誓證言シ又忌避ノ申立ナキトキハ證人トシテ訊問シ其證言ヲ採用スルモ可ナリ

○民事訴訟法第二百九十七條ノ規定ハ其第一二三號該當ノモノニ證言ヲ拒ムノ權利ヲ付與シタルニ過キス從テ此等ノ者ニ對スル同第三百十條

三	三	三	三	三	三
六	二	二	二	二	二
七	九	二	二	二	二

ノ規定ハ當事者ニ於テ有效ニ拋棄シ得サルモノニ非サルヲ以テ上告人カ原審ニ於テ異議ヲ申立テス既ニ其責問權ヲ喪失シタル以上ハ之ヲ理由トシテ原審ノ違法ヲ責ムルヲ得ス

○訴訟ノ成績ニ直接ノ利害關係アルモノヲ參考ノ爲メ訊問シタルハ相當ナリ

○證人ニシテ訴訟ノ成績ニ直接ノ利害關係ヲ有スルトキハ縱令當事者カ其直接ノ利害關係ヲ有セサル旨ノ意見ヲ申立テタリトスルモ之ニ宣誓ヲ爲サシメ訊問スヘキモノニ非ス

○株式會社ノ監査役ハ取締役差支ノ場合ニハ其代理ヲ爲シ且取締役ニ對スル訴訟ニ付キ會社ヲ代表スルコトアルモ會社ニ關スル訴訟ノ成績ニ直接ノ利害關係ヲ有スル者ニ非ス

【第二百十六條】
○證人訊問調書ニ民事訴訟法第三百十六條ノ命スル所ヲ記載セサルハ違法ナルモ此違法ハ其證人ノ供述ヲ裁判ノ資料ト爲スノ妨ト爲ラサルモノトス

【第二百十七條】
○民事訴訟法第三百十七條ノ所謂證人ノ再訊問トハ同一審ニ於テ再ヒ同

三	三	三	三	三	三
四	三	三	三	三	三
六	七	六	六	六	六

一ノ證人ヲ訊問スルノ義ナルカ故ニ同法第三百二十二條ニ依リ該規定ヲ鑑定ニ準用スル場合モ亦同一審ニ於テ再鑑定ヲ命スヘキ時ニ限ルモノトス

○裁判所ハ證人カ相牴觸シタル供述ヲ爲シタル場合ニ於テ其内一ヲ以テ眞實トシ明確ヲ缺ク所ナシト認メタルトキハ再訊問ヲ爲スヲ要セス又單ニ參考ノ爲メ供述ヲ聽キタル證人ノ證言ト雖モ信スルニ足ルモノト思料スルニ於テハ宣誓ノ上供述シタル證人ノ證言ト同一ニ之ヲ採用スルコトヲ得

○證人カ其供述更正ノ申立ヲ爲シタル場合ニ於テ該證人ノ供述ヲ採用セシニハ其再訊問ヲ爲ササルヘカラス

(同主旨)

宣誓ヲ爲シタル證人カ事實相違ノ供述ヲ爲シタルトキ裁判官渡前ニ在リテハ之ヲ更正シテ偽證ノ罰ヲ免ルルコトヲ得故ニ證人ヨリ其供述ノ更正ヲ申立テタル上ハ裁判所ハ民事訴訟法第三百十七條ニ從ヒ更ニ再訊問ヲ爲スニ非サレハ其供述ヲ採テ裁判ノ材料ニ供スルコトヲ得ス

○證人カ後日其供述ヲ補充シ又ハ更正セントスルニハ民事訴訟法第三百十七條ニ從ヒ證人ヨリ再訊問ヲ申請スヘキ途アルノミニシテ當事者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得ヘキ規定ナシ

三九 二九〇

三三 四九八

三四 九三七

三〇 九八〇

四二 一七三

(第三百十九條)

○證人カ其供述ニ對シテ何等補充更正ヲ爲ササルトキハ其供述ハ錯誤ナキモノト認ムルヲ當然トス

『第三百十九條』

○受命判事若クハ受託判事ノ爲シタル裁判ノ變更ヲ求ムルニハ先ツ受訴裁判所ノ裁判ヲ求メサルヘカラス

第七節 鑑定

○印影ノ眞否ニ付キ爭アリテ之ヲ鑑定セシムル場合ニ際リ其基本ト爲スヘキ印鑑ニ付キ爭アルヲ措キ其印鑑ニ基キタルハ適法ノモノニ非ス從テ此鑑定書ヲ裁判ノ材料ニ供シタルハ不法タルヲ免レス

○裁判所ハ鑑定人ノ說ニ從フノ義務ナキコト言フ歟タス例之檢眞ノ上印影ノ同一ナルコトヲ認メタルトキハ即チ同村ニ同一ノ印願ヲ所持スルモノ兩三名アリトノ事ヲ證明セラレタル場合ノ如キハ確然某ノ印影ナリトノ心證ヲ得ルコト能ハサルヲ以テ鑑定ヲ採ラサルモ不當ニ非ス
○意見書ナルモノハ鑑定書ノ如ク熟事者ニ於テ宣誓ノ上調査シタル結果ヲ書面ニ調製シタルモノト異ナリ單ニ自己ノ所見ヲ書面ニ表ハシタルニ過キササルヲ以テ裁判上證據物件トシテ見ルヲ得ス故ニ之ヲ鑑定書トシテ裁判ノ資料ニ供シタルハ不法ナリトス

四二 一七三

三三 九二〇

二七 三

二六 二九三

二六 一六

- 當事者ノ一方カ指名シタル鑑定人ニ對シ相手方ニ於テ異議ヲ述ヘサルトキハ裁判所ハ其鑑定人ヲシテ鑑定ヲ爲サシムルモ不法ニ非ス
- 鑑定ハ檢眞ノ一方法ナルモ鑑定アリタルヲ以テ檢眞アリタルモノト爲スヲ得ス
- 鑑定ハ當事者ノ申立有無ニ拘ハラズ裁判官ノ心證補助ニ止マルモノナレハ之ヲ排斥スルニ付キ特ニ理由ヲ付スルノ要ナシ
- 相手方ノ否認スル印章ハ直ニ採テ鑑定ノ對照物ト爲スヘカラスト雖モ裁判所カ其印章ヲ眞正ナリト判斷シテ之ヲ鑑定ノ材料ニ採用スルハ違法ニ非ス
- 鑑定ノ結果カ契約ニ何等ノ影響ヲ及ホスヘキモノナラサルトキハ其申請ヲ却下スルモ違法ニ非ス
- 鑑定ハ裁判所ノ考覈ヲ補助スルモノタルニ過キサレハ縱令當事者ノ申出アルモ裁判所カ必要ト認メサルトキハ之ヲ採用セサルコトヲ得ルモノトス

(同主旨)

鑑定ハ裁判官ノ知識ヲ補助スルノ要具ニ過キサレハ之ヲ要スルト否トハ一ニ裁判官ノ心證判斷ニ屬ス

二九	四	九二
二九	五	二九
二九	一〇	三
三二	五	六五
三四	二	一八
二		1007
三〇	二	四

【第三百二十四條】

鑑定ハ裁判所ノ考覈ヲ補助スルニ過キス故ニ裁判所ハ係争事項ノ眞偽ヲ自ら判斷シ得ヘシト認ムルトキハ鑑定ノ申請ヲ採用セサルヘカラサルノ義務ナシ
 鑑定ハ專ラ判事ノ心證ヲ補助スルノ具タルニ過キササルヲ以テ當事者ノ申立アリト雖モ裁判所ハ必スシモ之ヲ命スルコトヲ要セス
 鑑定ハ裁判官ノ考覈ヲ助クルニ過キスシテ他ノ證據方法ト異ナル故ニ裁判官カ自ら其係争事項ニ付キ判斷ヲ爲シ得ヘキモノト爲シ鑑定ヲ必要ト認メサルトキハ申請ニ係ル鑑定方法ヲ却下スルモ不法ニ非ス
 裁判所カ印判鑑定人ノ知識ヲ假ラスシテ自ら印章ノ異同ヲ判定シ得ヘキ場合ニハ敢テ印判鑑定人ノ鑑定ヲ要スヘキモノニ非ス
 裁判官カ自ら或事項ヲ判斷スルニ必要ナル知識ヲ具備セリト信スル場合ニ於テハ縱令當事者ヨリ鑑定ノ申出アルモ之ニ關セス自己ノ知識ニ依テ判斷ヲ爲シ得ヘキモノトス

【第三百二十四條】

○鑑定ニ關スル證據決定ニ於テ鑑定人ノ員數ヲ指定セサルトキハ一旦三名ノ鑑定人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後特ニ其員數ヲ減スヘキ決定ヲ爲スコトナク期日ニ出廷セル二名ノミニ鑑定ヲ命シテ判決ヲ爲スモ違法ニ非ス

【第三百二十一條】

○裁判所カ鑑定人ノ選定ヲ受託判事ニ委任スルコトヲ得ルハ民事訴訟法

三〇	三	二四
三三	一	四七
三三	二	七
三四	六	四二
三六		二四二
三六		一八九

第三百三十一條ノ規定スル所ニシテ之ヲ委任スルコトヲ證據決定ニ掲クルニ非サレハ委任スルヲ得サルノ規定ナシ

【第三百三十三條】

○鑑定ノ事項カ事物其物ノ表明ニ係ルトキハ民事訴訟法第三百三十三條ニ所謂人證ニ付テノ規定ヲ適用スヘキモノニ非ス

○過去ニ屬スル商品ノ市價カ幾何ナリシヤヲ鑑別セシムル場合ニハ鑑定ニ關スル規定ヲ適用スヘキモノニ非スシテ民事訴訟法第三百三十三條ニ依リ人證ニ付テノ規定ヲ適用スヘキモノトス

○係争時日ニ於テ或慣習ノ存在シタルヤ否ヤハ民事訴訟法第三百三十三條ニ所謂過去ノ事實ニ該當スルカ故ニ此等ノ事實ニ實驗アル者ノ訊問ニ因リ之ヲ證明スル場合ハ同條ニ依リ人證ニ關スル規定ヲ適用スヘキモノトス

○他人ヲ喚問シテ某地方ノ辯護士カ訴訟上金庫ニ供託ヲ爲ス場合ニ於ケル慣習ノ存否ヲ立證スル場合ニハ民事訴訟法第三百三十三條ニ依リ人證ニ付テノ規定ヲ適用スヘキモノトス

(同(三))

他人ヲ喚問シテ或慣習ノ有無ヲ立證スルハ所謂鑑定證人ナルモノニシテ民事訴訟法第三百三十三條ニ依リ人證ニ付テノ規定ヲ適用スヘキモノトス

十三條ニ依リ人證ニ付テノ規定ヲ適用スヘキモノトス

○民事訴訟法第三百三十三條ニ依リ人證ニ付テノ規定ヲ適用シテ訊問スヘキ鑑定人ニ對シ單純ナル鑑定人ニ付テノ規定ヲ適用シテ鑑定ヲ命シタル場合ト雖モ當事者ニ於テ何等ノ異議ヲ述ヘサルトキハ自ラ責問權ヲ拋棄シタルモノナレハ之ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

第八節 書證

○村役場ニ於テ爲シタル證明ハ普通ノ公正證書ト同一視スヘキモノニ非ス

○官吏ノ資格ヲ以テ官廳ノ爲メニ債務ヲ約スルニ際シテハ證券印紙ノ貼用ヲ要セス官名ヲ用フルノ外官印若クハ廳印ヲ押捺スルヲ常トス乃チ茲ニ官名ノ肩書アルノミニテ私印ヲ押捺シ證券印紙ヲ貼用シタル證書アルトキハ之ヲ官廳ノ債務ナリト判定スルヲ得ス仍ホ其債務ヲ縣債ナリト主張セントスル者ハ相當長官ノ委任若クハ其他適法ノ方法ニ依テ之カ立證ヲ爲スノ責任ヲ有スルモノトス

○明治十七年中被上告人ヨリ上告人ニ宛テタル地所賣渡證書ニシテ之ニ所轄戸長代理筆生ノ奥書アリ且原院ノ口頭辯論書ニモ之ニ付テ當事者間ニ異論アリシ形跡ヲ存セス斯ク公證ヲ經タル地所賣買證書ハ法律上

元 一〇五六

二六 三 六三

三七 一四〇四

三八 三

三六 一六七

三七 一四五八

三九 四一

二六 二 四四

二六 二 一〇一

必要トス

○登記官カ抵當權設定ノ登記ヲ爲シ其設定ノ契約證書ニ登記濟ノ旨ヲ記入シタルトキハ其記入ノ部分ハ官吏職務上ノ記載ニ係ルヲ以テ之ヲ公正ノ文書トシテ論スルコトヲ得ヘキモ此記入ノ爲メ其他ノ部分マテ公正ノ文書ニ變スルモノニ非ス

(同主旨)

公正證書ハ官吏若クハ公吏カ職務上調製シタルモノニシテ一私人間ノ調製ニ係ル證書ハ縱令官吏若クハ公吏カ證明ヲ爲スモ之ヲ公正證書ナリト云フヲ得ス

○舊商業會議所條例ニ依レハ商業會議所ハ一人ノ爲メニ商慣習ノ存否ヲ證明スヘキ職責ヲ有セサルヲ以テ其作成シタル書面ハ單ニ一人ノ證明書ニ過キササルモノトス

○官吏又ハ公吏ハ現ニ自ラ見聞シタル事實ヲ證明スルコトヲ得ルモ自ラ見聞セサル事實ニ付キ證明ヲ與フル職權ヲ有セス又縱令此事實ニ付キ證明ヲ與フルモ其證明ハ公正ノ效力ヲ有スルモノニ非ス

○豫審調書又ハ司法警察官ノ聽取書ト雖モ民事上書證トシテ證據力ヲ有スルモノトス而シテ其記載事項カ舉證者自身ノ供述ニ係ルト否トニ因リテ何等ノ區別ナシ

三三三

三四五

二七一

三五九

三五二

三九一

三九一

二五二

(第三百三十六條)

『第三百三十六條』

○證書中記載ノ事柄ニシテ舉證者ノ利益ト爲ルヘキモノアルトキハ其證書ハ其性質又ハ成立ノ如何ニ拘ハラズ民事訴訟法第三百三十六條第二號ニ該當スル證書ナリトス

○商人カ其取引上相手方ニ交付シタル通帳ハ賣主カ賣渡事實ヲ證スルノ具タルト同時ニ買主ノ爲メニモ亦買受物品ノ數額品質及ヒ代價等ヲ證スルノ具ナリトス從テ民事訴訟法第三百三十六條第二號ニ所謂證書カ其旨趣ニ因リ舉證者及ヒ相手方ニ共通ナルモノニ該當ス

『第三百二十九條、第三百四十條』

○當事者ノ一方カ相手方ノ手ニ存スル書證提出ノ申立ヲ爲シタル場合ニ

三七五

二九二

(第三百三十九條、第三百四十條)

於テハ縱令相手方カ之ヲ所持セサル旨ヲ申立ツルモ裁判所カ證書ニ依リ證スヘキ事實ヲ重要ナリト認メ且申立ヲ正當ト爲シタルトキハ相手方本人ヲ訊問シテ其取捨ヲ決セサルヘカラス

〔同主旨〕

舉證者カ相手方ノ提出義務アル證書ノ提出ヲ申請シ相手方カ此證書ヲ受取リタルコトナシト陳述シタル場合ニ於テ裁判所カ民事訴訟法第三百四十條以下ノ規定ニ依ラス其申請ヲ排斥シタルハ不法ナリ

○當事者ノ一方ヨリ相手方ノ手ニ存スル證書ノ提出ヲ命センコトノ申立アルトキト雖モ裁判所ハ證書ニ依リ證スヘキ事實ノ重要ニシテ且申立ヲ正當ナリト認ムル場合ニ於テ相手方カ證書ノ其手ニ存スルコトヲ明白スルトキ又ハ申立ニ對シテ陳述セサルトキニ非サレハ證書ノ提出ヲ命スヘキ限ニ在ラス

○民事訴訟法第三百三十九條第三百四十條ノ規定ハ當事者ノ一方ヨリ書證提出ノ申請ヲ受理シタル裁判所カ其申請ヲ理由アリト思料シタル場合ニ相手方ニ對シテ其提出ヲ命スルノ前提トシ遵守スヘキ手續ナレハ書證提出ノ申請カ理由ナキ場合ニ於テハ直ニ之ヲ却下スルコトヲ得ルモノニシテ右規定ノ手續ヲ履踐スルノ必要ナキモノトス

三	一	五
二九	九	二五
三三	三	六
四五		七〇

〔第三百四十六條〕

○官吏ノ作成シタル報告書ニシテ一件記録ニ添附セラレ現ニ裁判所ニ提出シアルモノニ付テハ民事訴訟法第三百四十六條ニ規定スル證書送付ノ申立ヲ爲スヘキモノニ非ス從テ舉證者ハ唯之ヲ援用スレハ足ルモノトス

〔第三百四十九條〕

○他事件ノ證人訊問調書ノ寫ヲ證據ト爲シタル場合ニ於テ相手方カ該證書ノ成立ヲ認メタル以上ハ其正本若クハ認證謄本ヲ提出スルコトヲ要セス

〔第三百五十條〕

○一方カ取消シタル證據ニ付キ相手方カ其取消ヲ承諾セサルトキハ之ヲ證據トシテ採用スルモ不法ニ非ス

○相手方ノ承諾ヲ得テ拋棄シタル書證ニ基キ事實ヲ確定シタル裁判ハ提出セサルモノヲ提出シタルモノトシテ不當ニ事實ヲ確定シタル違法アルモノトス

〔第三百五十一條〕

○凡ソ公正證書ナルモノハ之ヲ偽造若クハ變造ナリトシテ其證據力ヲ廢

三九	八六	
三七	二七六	
二六	三	一四
二八	四	九二

滅セシメントスルニハ先ツ偽造若クハ變造ナリトノ中間判決ヲ經テ其事實ヲ確メサルヘカラス然ラサレハ其證據力ヲ廢滅セシムルヲ得ス
○檢眞ヲ經テ眞實ト決定セシ私署證書ハ完全ナル證據力ヲ有スルカ故ニ公正證書ト同シク對抗者ハ偽造若クハ變造ノ申立ヲ爲スニ非サレハ復タ其眞否ヲ爭フヲ得ス而シテ第一審ノ檢眞ハ控訴提起ノ爲メニ當然消滅スルモノト論斷スヘカラス

○私署證書ノ眞否ニ付キ特ニ檢眞ノ手續ヲ爲シ裁判ニ依テ其證書ハ眞正ナリト判定セラルルトキハ其私署證書ハ公正證書ト同一ノ證據力ヲ有スルコトハ法文ニ於テ明カナリ則チ其證書ニ對シ偽造若クハ變造ノ主張ニ基キ更ニ眞否確定ノ申立アルマテハ裁判所ハ之ヲ眞正ノ證書トシテ裁判セサルヘカラス

○一旦檢眞ヲ經タル私署證書ハ否認ヲ以テ其效力ヲ抹殺スルヲ得ス尙ホ其效力ヲ爭ハントスレハ必ス民事訴訟法第三百五十一條ニ由リ偽造ノ申立ヲ爲シ眞否確定ノ裁判ヲ求メサルヘカラス

○檢眞ヲ經タル證書トハ書類ノ對照其他鑑定ノ結果等ニ因リ裁判所カ自由ナル判斷ヲ以テ眞正ナリト認定シタル證書ヲ指稱ス

○檢眞ヲ經タル私署證書ニ對スル眞否確定ノ申立ハ其證書カ他事件ニ於

テ檢眞ヲ經其事件ノ既ニ終局シタル場合ニ限り之ヲ爲シ得ヘキモノニシテ同一事件ニ於テ本案裁判前ニ檢眞ノ裁判アルモ之ニ對シテ直ニ眞否確定ノ申立ヲ爲スコトヲ得サルモノトス

(同主旨)

民事訴訟法第三百五十一條ニ所謂檢眞ヲ經タル私署證書トハ當事者間ノ他ノ訴訟ニ於テ既ニ確定判決ヲ經タルモノ又ハ其檢眞カ確定判決ノ理由中ニ包含セラレテ確定シタル場合ニ限ルモノトス

檢眞ヲ經タル私署證書トハ當事者間ノ他ノ訴訟ニ於テ既ニ確定判決ヲ經タル場合ニ限ルモノトス
民事訴訟法第三百五十一條ニ所謂檢眞ヲ經タル私署證書トハ既ニ完結シタル訴訟ニ於テ特ニ檢眞ノ裁判ヲ爲シ又ハ其判決ノ理由中ニ包含シテ檢眞裁判ヲ經タルモノヲ謂ヒ現訴訟ノ變屬中檢眞ノ裁判ヲ經タルモノハ右ノ私署證書ニ該當セス

民事訴訟法第三百五十一條ニ基キ私署證書ノ眞否確定ノ申立ヲ爲スニハ其證書カ他事件ニ於テ檢眞裁判ヲ經其事件カ既ニ終局シタル場合ニ限ル故ニ檢眞ニ付キ中間判決アリタレハトテ之ニ對シ直ニ眞否確定ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

民事訴訟法第三百五十一條ニ所謂檢眞ヲ經タル私署證書トハ他事件ニ於テ檢眞ノ裁判ヲ受ケ既ニ確定シタル私署證書ヲ指稱ス

民事訴訟法第三百五十一條ニ所謂檢眞ヲ經タル私署證書トハ他ノ事件ニ於テ檢眞ヲ經且其裁判ノ確定シタルモノヲ指稱ス

二七	二六	二六	二六	二九	二九	三三
二七	三六九	三九	三	四	六	二
二七	三六九	三九	三	九	七	六
二七	三六九	三九	三	九	七	六

三〇	三〇	三〇	三〇	二九	二九	三三
三〇	三〇	三〇	三〇	二九	二九	三三
三〇	三〇	三〇	三〇	二九	二九	三三
三〇	三〇	三〇	三〇	二九	二九	三三

私署證書ノ真否確定ノ申立ハ其證書カ他事件ニ於テ檢眞ヲ經其事件ノ既ニ終局シタル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス故ニ本案裁判前檢眞ノ裁判アルモ民事訴訟法第三百五十一條ニ據リ直ニ真否確定ノ申立ヲ爲スコトヲ得ス

○商法第四百四十二條第二項ニ依リ町役場ニ問合ヲ爲シタル場合ニ於テ町長カ其問合ニ對シテ作リタル書面ハ公正ノ證書ナレハ其效力ヲ爭ハント欲スル者ハ真否確定ノ申立ヲ爲ササルヘカラス

○民事訴訟法第三百五十一條ハ檢眞ノ裁判確定シタル私署證書ヲ指シテ之ヲ偽造若クハ變造ナリト主張スル場合ニ限り適用スヘキモノニシテ檢眞ノ裁判未タ確定セサル場合ニハ之ヲ適用スルコトヲ得ス

○當事者ヨリ證書ノ真否ヲ確定センコトノ申立アラサル場合ニ於テ公證ノ効ナキ公正證書ヲ以テ普通ノ證書ナリト判斷スルカ如キ裁判ハ中間判決ヲ以テ爲スヘキモノニ非ス

○人民ノ進達ニ依リ官廳ニ保存セラレタル山林原野地調帳ハ法律上ノ所謂公正證書ニ非ス又之ニ付テ變造ノ申立ヲ爲シタルコトモナケレハ民事訴訟法第三百五十一條ニ據テ中間判決ヲ爲スヘキモノニ非ス

○公正證書又ハ檢眞ヲ經タル私署證書ニ對シ真否確定ノ申立アルトキハ中間判決ヲ以テ其真否ヲ確定スヘキモノナリ然レトモ私署證書ノ真否

ヲ確定シタル中間判決及ヒ本案ノ終局判決ニ對スル控訴ニ付テハ一箇ノ終局判決ヲ以テ同時ニ裁判ヲ爲スハ相當ナリ

〔第三百五十二條〕

○檢眞申立書中單ニ鑑定ノ事項ノミヲ掲クルトキハ鑑定ノ申出ト看做シ其手續ヲ盡セハ可ナリ

○檢眞ノ申立ハ單純ナル證據方法ニ非スシテ爭アル證據物件ニ付キ真否ノ判斷ヲ求ムルモノナレハ受命判事ハ其爭ヲ斷スルノ權限ヲ有セス從テ受訴裁判所ニ其申立ヲ爲スヘキモノトス

○印影ノ真否ハ一度檢眞ヲ經タルノミニテハ確定ノ效力ヲ有セス其訴訟事件終結ノ後ニ至リ確定スルモノトス

○私署證書ノ真否ニ付キ爭アルトキハ必スシモ檢眞ノ方法ニ依ルヲ要セス諸般ノ立證方法ヲ以テ其證書ノ確實ナルコトヲ證明スルヲ得

(同主旨)

檢眞ノ申立ヲ爲ササリシ一事ヲ以テ證據方法ヲ拋棄シタルモノトシ他ノ理由及ヒ證據ノ有無如何ヲ問ハスシテ直ニ排斥スルハ違法ノ裁判ナリ

私署證書ノ真否ニ付キ爭アルトキハ舉證者ノ申立ニ因リ檢眞ヲ爲スコトヲ得ルハ法律ノ命スル所ナレトモ此申立ヲ爲ササルニ於テハ絶對ニ證據力ヲ有セストノ法規ナシ則チ舉證者ハ此

三二 四 四〇

三五 一 三六

三九 一四三五

二六 一 八九

二六 二 三六五

三〇 八 七

二六 三 八六

二九 六 七二

二九 八 一六

二九 二 八五

二五 一 二一七

第一審ノ檢眞裁判ハ第二審ニ於テ其事實ノ顯ハレタル以上ハ當然効力ヲ有ス

○私署證書ノ檢眞裁判ハ本案ノ裁判前ニ之ヲ爲ササルヘカラサル規定ナキヲ以テ本案ノ裁判ト同時ニ之ヲ爲スモ違法ニ非ス

(同主旨)

檢眞ノ裁判ハ本案ノ判決ト同時ニ爲スコトヲ得

檢眞ノ裁判ハ本案ノ判決ト共ニ之ヲ爲シ得ヘク必スシモ本案ノ判決以前ニ於テ爲スヲ要セス

檢眞ノ裁判ハ本案ノ判決前ニ於テ之ヲ爲スト其判決ト共ニ之ヲ爲ストハ裁判所ノ自由ニ屬ス

檢眞裁判ハ中間判決ニ依リ又ハ本案裁判ト同時ニ之ヲ爲スコトヲ得

(反對)

證書檢眞ノ裁判ハ終局判決前ニ之ヲ爲ササルヘカラス故ニ終局判決中ニ檢眞裁判ヲ爲シタル判決ハ不法ナリ

④ ○本案ノ裁判ト同時ニ檢眞ノ裁判ヲ爲ストキハ特ニ其主文ヲ掲クルヲ要セス本案ノ裁判ノ理由中ニ檢眞裁判ヲ爲シタル所以ノ理由ヲ説明スレハ足レリ

○檢眞ハ私署證書ノ眞否ニ付キ争アル場合ニ於テ記名者ノ印章若クハ手跡等ヲ對照シ以テ其眞否ヲ判斷スルニ止マリ眞否ノ争ニ關セサル契約ノ成否ヲ裁判スルモノニ非ス

○當事者ノ署名ニ係ラサル證書中ノ署名文字ト他ノ文字トヲ對照比較シ

二九	二	一三八
三一	四	四〇
二九	六	一
三〇	二	四
三〇	三	一〇四
三〇	六	一三
二八	五	一九
三一	四	四〇
三	八	三八

テ其異同ヲ判定シ以テ其證書ノ効力ヲ判斷スルカ如キハ一ノ證據調ニシテ證書ノ檢眞ニ非ス

○檢眞ノ申立ハ私署證書ノ眞否ニ付キ争アル場合ニ於テ其私署證書ニ依リテ證明セント欲スル者ニ限り之ヲ爲シ得ヘキモノニシテ其相手方カ之ヲ申立ツルハ不合法ナリ

(同主旨)

舉證者ニ於テ檢眞ノ申立ヲ爲ササルハ對照ノ書類ヲ提出セシトテ裁判所ハ進テ檢眞スヘキモノニ非ス

私署證書ノ舉證者ノ申立ナキニ檢眞ヲ爲スハ違法ナリ

○民事訴訟法ノ規定ニ從ヒ舉證者ノ申立ニ因リ私署證書ノ檢眞ヲ爲スハ當事者ノ一方カ之ヲ其相手方ヨリ出テタル私署證書ナリトシテ提出シタル場合ニ限ルモノトス

(同主旨)

民事訴訟法第三百五十二條「裁判所ハ舉證者ノ申立ニ因リ檢眞ヲ爲スコトヲ得」トハ訴訟當事者ノ筆跡等ニ付キ争アル場合ニ於テ其私署證書ノ眞否ヲ裁判スルノ義ニ外ナラス「當事者以外ノ者ヲシテ對照ノ文字ヲ筆記セシムルコトハ民事訴訟法ノ規定ナキ事柄ナルニ依リ云」ト説明シタルハ相當ナリ

檢眞ノ申立ハ當事者一方カ相手方ヨリ受領シタリトシテ提出スル私署證書ニ付キ相手方カ其

三三	四	八
三四	一〇	二九
二五	一	五八
三三	六	三五
三五	一	二〇
二八		二七

眞否ヲ争フ場合ニ於テ之ヲ爲スヘキモノトス

公正證書ノ寫トシテ提出セル書類ニ付テハ眞否ノ争アルモ檢眞ヲ爲スヘキモノニ非ス

○私署證書ノ檢眞ハ署名者カ其眞正ヲ争フ場合ニ爲スヘキモノニシテ當事者カ其先代ノ記名捺印アル私署證書ヲ認メサル場合ニ之ヲ爲スヘキモノニ非ス

○檢眞ノ申立ハ舉證者カ相手方ノ作成シタルモノトシテ提出シタル私署證書ヲ相手方ニ於テ否認シタル場合ニ爲スヘキモノトス故ニ第三者又ハ舉證者ノ先代カ作成シタルモノトシテ提出シタル證書ヲ相手方カ否認シタル場合ニハ此申立ヲ爲スコトヲ得ス

(同主旨)

第三者ノ作成シタル證書ノ眞否カ争ト爲ルモ其提出者ハ檢眞ノ申立ヲ爲スヲ得ス
證書檢眞ノ手續ハ當事者間ニ於ケル私署證書ノ眞否ノ争ヲ裁判セシムル手續ニシテ第三者ノ作成ニ係ル證書ニ適用スヘキモノニ非ス

○當事者カ其先代ノ記名捺印アル私署證書ヲ認メサル場合ニ檢眞ノ手續ヲ爲スハ不法ナレトモ該當事者ニ於テ何等ノ異議ヲ申立テサルトキハ後日ニ至リ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○相手方カ否認スル私署證書ニシテ檢眞ノ申立ナキモノト雖モ其眞正ニ成立シタルコトヲ證スルニ足ルヘキ證據アル以上ハ裁判所ハ之ヲ證據

トシテ採用シ得ルモノトス

○私署證書ノ檢眞ハ證書ノ署名者又ハ捺印者ナリト目セラレタル者カ手蹟及ヒ印章ノ兩者若クハ其一ヲ否認シタル場合ニ於テ舉證者ノ申立ニ因リ之ヲ爲スヘキモノトス從テ捺印者ト目セラレタル者カ其印章ノ眞正ヲ争ハサル場合ニハ檢眞ヲ爲スノ要ナシ

○檢眞ハ舉證者ノ申立ニ因リテ爲ス裁判ナルカ故ニ其申立ニ基キ檢眞スヘキ場合ニ在リテハ特ニ許否ノ裁判ヲ爲スヲ要セス

(同主旨)

檢眞ハ舉證者ノ申立ニ因リテ爲ス所ノ裁判ナルカ故ニ裁判所カ檢眞スヘキ場合ニ在リテハ其申立ニ付キ特ニ許否ノ裁判ヲ爲スコトヲ要セス

第三百五十三條

『第三百五十三條』

○檢眞ヲ爲スニ當リ上告人カ認ムルモノノ中ニ就テ之カ對照ノ取捨ハ承審官ノ職權ニ屬ス

○鑑定ト檢眞トヲ同一視スヘカラス檢眞ナル者ハ署名者ノ印章ヲ對照シ或ハ鑑定人ヲシテ之ヲ鑑定セシメ然ル後其結果ニ付キ證書ノ眞否ヲ判定スヘキモノトス故ニ單ニ鑑定ノミヲ經タルヲ以テ檢眞ヲ經タル證書ノ效力ヲ有スト云フヲ得ス

二八 二
九四 九四

三六 九〇三

三七 九三〇

三三 六 八四

三五 五 七七

三九 二六二

四〇 二八

四〇 五三九

元 八四九

四二 六三三

二五 二 一四

二五 五 二八

○證書檢眞ノ用ニ供スル書類ノ適否ハ裁判所カ書類其モノニ就キ決定スヘキモノニシテ未提出ノ書類ニ對シ適否ヲ豫斷スルコトヲ得ス

○手跡若クハ印章ノ眞否ヲ定ムヘキ對照物ハ當事者ニ異議ナキカ又ハ裁判所ニ於テ特ニ適當ト判斷シタルモノナルコトヲ要ス

(同主旨)

民事訴訟法第三百五十三條第三項ニ所謂證明シタル適當ノ對照書類トハ必スシモ當事者間ニ異議ナキ書類ニ限ルノ法意ニ非ス故ニ原院カ當事者ノ一方ヨリ筆跡證明ノ爲メ提出シタル書類中ノ封筒ニ對于人ノ店判アリテ某書ニ押用セル印影ト異ナルコトノ事實ヲ認メ此等ノ形跡ニ心證ヲ資リ對于人先代ノ筆跡ト斷定シタル上ハ即チ證明セラレタル適當ノ對照書類ニ非スト謂フヲ得ス

○檢眞ヲ爲スニ付キ何人ノ筆記ニ係ルヤ確知スヘカラサル書類ヲ以テ對照ノ具ニ供シタル裁判ハ不法ナリ

○爭アル書類ノ眞否ヲ判決セス直ニ之ヲ採テ對照ノ材料ニ供シ判斷ヲ與ヘタルハ不法ナリ

○當事者ノ一方カ提出シタル對照書類ニ對シ縱令相手方カ之ヲ爭フモ適當ノ對照書類ナルコトヲ證明シ得ルニ於テハ即チ民事訴訟法第三百五十三條第二項ニ所謂「適當ノ書類」ナリトス

○民事訴訟法第三百五十三條ニ謂フ適當ノ對照書類トハ署名者カ眞正ナ

二九	二九	二七	二七
二六	二六	三三	三三
四七	四七	三八	三八
四七	四七	三四	三四
七〇	七〇	七〇	七〇

リト自白シタルモノノミヲ指シタルモノニ非ス他ノ證據方法ニ依リ其眞正ナルコトノ證明セラレタリト認メ得ラルルモノモ亦之ニ包含ス

○證人カ任意ニ一定ノ語辭ヲ手記シテ受託裁判所ニ提出シタル場合ニハ受訴裁判所ハ之ヲ以テ係爭手跡ノ眞否ヲ判斷スル資料ト爲シ得ルモノトス

(參照)

私署證書ノ印影ノミヲ檢眞ノ對照物ト爲ストキハ其私署證書ニ相當ノ證券印紙貼用ナキモノ之ヲ採用スルヲ得ヘシ

(第三百五十四條)

『第三百五十四條』

○民事訴訟法上當事者ノ提出セル證書ハ直ニ之ヲ提出者ニ還付スルヲ本則トシ此場合ニ於テ必スシモ其謄本ヲ一件記録ニ添附シ置カサルヘカラサルモノニ非サルノミナラス同法準備書面ニ關スル規定ハ縱シ之ニ從ハサル事項アリトスルモ之カ爲メ直ニ其書面ヲ無効タラシムルモノニ非ス

○民事訴訟法第三百五十四條第二項ハ爭ニ係ル證書ノ還付方ニ關スル手續ヲ示シタルマテナレハ若シ之ニ違背シタルトキハ場合ニ依リ裁判官職務上ノ過失ト爲ルコトアリトスルモ裁判ノ當否ニハ關係ナシ

民事訴訟法 第一審ノ訴訟手續 地方裁判所ノ訴訟手續 書證

三五	三五	三二	三二
一〇	一〇	三六	三六
一八五	一八五	一五	一五
一六〇四	一六〇四	二二	二二
一七二	一七二	二六	二六

(同主旨)

偽造ノ争アリタル證書ヲ檢事ノ意見ヲ聽カスシテ還付スルモ本案ノ裁判ニ影響ヲ及ホス事柄ニ非サレハ以テ上告ノ材料ト爲スニ足ラス

○民事訴訟法第二百五十四條二項ハ刑事上ノ訴追ニ關係アルヲ以テ檢事ノ意見ヲ聽キ其意見ニ任スヘキコトヲ規定シタルモノニシテ民事ノ裁判上當事者ノ曲直ニハ毫モ關係ヲ有セス

第九節 檢證

○檢證調書ニ判事ノ捺印ナキモ之ヲ無効ト爲ス規定ナキヲ以テ現ニ判事カ實地ニ臨ミ調製シタルモノナルコト明確ナル以上ハ檢證調書トシテ公正ノ效力ヲ有ス

○檢證ハ受訴裁判所カ特ニ繫争事件ニ於ケル係争事實判斷ノ資料ニ供スル爲メ之ヲ爲スモノナレハ其事件ニ付キ作成セラレタル檢證調書ハ當事者採用セサルモ之ヲ證據トシテ採用スルコトヲ妨ケス

第十節 當事者本人ノ訊問

〔第三百六十三條〕

○民事訴訟法第三百六十三條後段ノ規定ハ裁判所カ當事者本人ヲ訊問スヘキ場合ニ於テ本人カ出頭セサル爲メ之ヲ訊問スルコト能ハサルトキ

ニ適用スヘキモノニシテ本人ヲ訊問セサル場合ニハ之ヲ適用スヘキモノニ非ス

第一章 區裁判所ノ訴訟手續

第一節 通常ノ訴訟手續

〔第三百八十二條〕

○民事訴訟法施行條例第七條ハ民事訴訟法實施前ニ受理シタル勸解ハ同法第三百八十一條ニ從ヒ和解ノ手續ヲ以テ完結スヘキコトヲ規定シタルモノニシテ勸解トシテ受理シタル訴訟ノ實體ヲ變換シ和解ト爲スノ精神ニ非ス

○裁判所ニ申請スル和解ハ必スシモ當事者雙方ノ讓歩示談ヲ目的トスルヲ要件ト爲スヘキ限ニ在ラス故ニ其申請ノ催告ノ效アリヤ否ヲ認ムルハ事實承審官ノ職權ニ屬ス

第二節 督促手續

○會社ノ代表權ナキモノニ對シ會社ニ係ル支拂命令及ヒ執行命令ヲ發シ其代表權ナキモノニ對シ裁判確定スルモ之ニ干與セサル會社カ之ヲ認メサル以上ハ其效力ニ羈束セラルルコトナシ

民事訴訟法 第一審ノ訴訟手續 區裁判所ノ訴訟手續 通常ノ訴訟手續 督促手續

三七	二六	三〇	三
六八	二	六	五
	四	四	一四
		一一四	

○支拂命令ノ原因タル債權ニ代ルヘキ示談契約ノ取結ハレタル以上ハ該命令ニ因ル權利拘束ノ效力ハ實質ニ於テ存續スヘキモノニ非ス

(同主旨)

支拂命令ノ送達後示談契約ヲ爲シタルトキハ支拂命令ノ申請ニ因テ生シタル權利拘束ノ效力ハ消滅ニ歸スルモノトス

○裁判所カ債權者ノ申請ニ依リテ支拂命令ヲ發シ而シテ該命令カ債權者ニ送達セラレタルトキハ其申請ノ日ニ遡リテ出訴期間ヲ中斷スルモノトス

○支拂命令ノ效力ト之ヨリ生シタル權利拘束ノ效力ト兩ナカラ消滅セル場合ト雖モ裁判所ハ債權者ノ申請ニ因リ同一ノ請求ニ付キ再ヒ支拂命令ヲ發スルコトヲ得而シテ其新命令モ亦法令ニ定メタル效力ヲ有スルモノトス

〔第三百八十三條〕

○同一ノ手形ヨリ生シタル手形債務ヲ負荷セル者二人以上アル場合ニ於テ其債權者カ各手形債務者ニ對シテ支拂命令ヲ發セラレシコトヲ申請セントスルトキハ民事訴訟法第四百九十五條第二項ニ準據シ債務者中ノ一人カ普通裁判籍ヲ有スル地ノ區裁判所ニ其申請ヲ爲スコトヲ得ル

〔第三百八十七條〕

○支拂命令送達ノ際ニ定マリタル管轄ハ其後住所ノ變更アルモ受訴裁判所ノ管轄ヲ變換セサルモノトス

○支拂命令ハ權利拘束ノ效力ヲ生スルモノニシテ當事者カ證券ヲ呈示シテ履行ノ請求ヲ爲ス場合ニ比スレハ一層有力ナル請求方法ナリトス故ニ債務者ニ對シテ該命令ヲ送達スルトキハ付遲滯ノ效力ヲ生スヘシ

〔第三百九十一條〕

○支拂命令ノ申請ハ裁判所カ其命令ヲ發シ之ヲ債務者ニ送達シタルトキハ其申請ノ日ニ遡リテ出訴期限中斷ノ效力ヲ生スルモ債務者カ異議ノ申立ヲ爲シ債權者ヨリ提起スヘキ訴カ地方裁判所ノ管轄ニ屬スヘキ場合ニ於テハ其異議ノ通知書送達ヨリ一个月内ニ起訴キトキハ支拂命令ノ申請ハ出訴期限中斷ノ效力ヲ喪フモノトス

(反對)

債權者カ督促手續ニ依リ明カニ自己ノ權利ヲ行使スルノ意思ヲ表示シ其目的ヲ達スルカ爲メ支拂命令ヲ申請スルハ法律ノ許セル手續即チ事實ナリ債務者カ此手續即チ事實ニ對シ相當ノ時間ニ異議ヲ申立テタルカ爲メ支拂命令ノ效力ヲ失ヒ又ハ債權者カ異議申立ノ通知書送達ヨ

モノトス

三六

三九七

〔第三百八十七條〕

三七

三一

一六

三七

九七四

三一

一

二三

- 控訴院ハ金額ノ權限如何ニ拘ハラズ訴訟ヲ受理シテ判決スルモ不法ニ非ス
- 第二審裁判所ハ第一審裁判所ニ於テ檢眞ヲ經タル私署證書ナルヤ否ヤヲ職權ヲ以テ調査スルノ責務ナシ
- 附帶控訴ニ對スル抗辯ハ必スシモ書面ニ基キ之ヲ爲スヲ要セス
- 終局判決ト共ニ上告審ノ判斷ヲ受クヘキ中間判決ハ獨立シテ確定スヘキモノニ非ス
- 控訴審ニ於テ訴ノ原因ヲ變更シタルヤ否ニ付キ爭ヲ生シタルトキハ中間判決ヲ爲スカ若クハ終局判決ヲ以テ本案判決ト共ニ之カ判斷ヲ爲サルヘカラス
- 第一審ニ於テ實體上ノ點ニ關シ訴ヲ不當ナリトシ第二審ニ於テハ形式上ノ點ヨリ訴ヲ不當ナリトスル場合ニ於テハ第一審判決ヲ廢棄シテ裁判ヲ爲スヘキモノトス
- 本案ノ判決ト共ニ上訴ヲ爲スニ付テハ檢眞ノ裁判ニ對シテハ特ニ之カ廢棄ヲ求ムルノ申立ヲ爲スヲ要セス唯其裁判ニ不服ナル意思ヲ開示スレハ足レリ
- 第一審判決言渡ノコトカ其口頭辯論調書中記載ナキモ第二審ニ於テ之

二五	一	八
二六	三	九四
二九	二	一五
二九	三	二二
二九	五	一
二九	五	八
三〇	二	四

- ヲ申立テサル上ハ第二審裁判所ハ職權ヲ以テ第一審判決ノ言渡アリタルヤ否ヤヲ取調フヘキ職責ヲ負フモノニ非ス
- 公正證書又ハ檢眞ヲ經タル私署證書ニ對シ眞否確定ノ申立アルトキハ中間判決ヲ以テ其眞否ヲ確定スヘキモノナリ然レトモ私署證書ノ眞否ヲ確定シタル中間判決及ヒ本案ノ終局判決ニ對スル控訴ニ付テハ一箇ノ終局判決ヲ以テ同時ニ裁判ヲ爲スハ相當ナリ
- 請求ノ原因ヲ正當ナリトスル確定判決ノ存スル場合ニ於テハ裁判所ハ之ニ羈束セラレ數額ニ關スル辯論ニ依リ其原因ノ正否ニ付キ調査及ヒ裁判ヲ爲スコトヲ得ス故ニ數額ノ判決ニ對スル控訴ニ於テ原因ニ關スル確定判決ノ效力ヲ顧ミス之ニ反スル判決ヲ爲シタルハ不法ナリ
- 第二審裁判所カ第一審裁判所ノ訴訟手續違背ノ訊問ニ因ル證人ノ證言ヲ採用シ判斷ノ材料ト爲シタルハ不法ナリ
- 控訴院ノ與ヘタル新闕席判決ニ對シ不服ナルトキハ上告ヲ爲スハ格別故障ヲ申立ツルコトヲ得ス
- 區裁判所カ職權調査ノ上適法ノ申請ト認メ支拂命令及ヒ執行命令ヲ發付スルモ之ニ干與セサリシ者等ノ抗辯ニ因リ其命令ノ不適法ナルコトノ顯ハルトキハ控訴院ニ於テ無効ナリト判定スルニ妨ナシ

三〇	三	一四六
三〇	八	七
三〇	二	二七
三二	一〇	六〇
三二	二	四〇
三三	五	一四

- 控訴審ニ訴訟ノ繫屬中答辯書提出以前被控訴人死亡シタル場合ニ於テ死者ノ名義ヲ掲ケタル答辯書ト其訴訟代理ノ委任狀トニ因リ辯論ヲ進行シ裁判ヲ爲シタルハ違法ナリ
- 第一審ニ於ケル請求ノ一定ノ申立ハ控訴審ニ於テ之ヲ變更セサル限ハ控訴ノ一定ノ申立ニ包含スルヲ一般トス
- 控訴院ハ權利行使ノ留保ヲ掲ケサル判決ニ對スル控訴事件ヲ裁判スルニ當リ自ラ留保ノ判決ヲ爲スコトヲ得ルモノトス
- 如上控訴院ノ判決ニ留保ヲ掲ケタルトキ其事件ノ第二審ニ繫屬スルコトハ自然ノ結果ナリ
- 特別授權ニ欠缺アル町村長カ第一審ニ於テ敗訴ノ判決ヲ受ケ其判決ニ對シ控訴シタルトキハ其控訴ハ適法ナリ
- 控訴審ハ訴訟ノ手續ヲ更新シ新ナル裁判ヲ爲スモノナルカ故ニ訴訟當事者ハ更ニ事實上ノ主張ヲ爲シ且其證據方法ヲ開示セサルヘカラス
- 第二審裁判所ハ控訴人カ第一審判決ニ對シ不服ヲ主張スル限度ノ範圍内ニ於テ該判決ノ當否ヲ判斷シ之カ説明ヲ與フルヲ以テ足レリトス

(同主旨)

控訴ハ覆審ニ屬シ争點ヲ判決スルノ外更ニ第一審裁判ノ當否ヲ説明スルノ責任ナシ

三	三	三	三	三	三	三
九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
九四	五七	一	一	六四	一三六	二八二
五	五	一	一	六	六	二

- 如上ノ場合ニ於テハ縱令共有財産ノ種目數箇ニ分レ數額ニ多寡アルモ其確認ノ訴ハ一箇ノ請求ニ外ナラサレハ被告ニシテ原告等ノ請求中第一審判決ノ認容セル部分ニ對シ控訴ヲ申立テ其廢棄ヲ求ムル以上ハ被告ノ争フ所ハ或種目ノ一部ニ止マルトキト雖モ其他ノ部分ニ關スル請求ニ付テモ亦移審セラレタルモノトス(第二編四二一年二六四頁參照)
- 差戻後ニ於ケル控訴判決ノ基本タル口頭辯論期日ニ當事者ヨリ委任ヲ受ケタル訴訟代理人出頭シテ辯論ヲ爲シタルトキハ縱令差戻前ノ控訴及ヒ上告判決ニ代理ノ欠缺アリタレハトテ原判決ヲ破毀スル理由ト爲スニ足ラス
- 控訴判決ヲ爲スニ當リ其主文ニ一審判決ニ掲クル訴訟目的物ノ記載ヲ援用シテ更ニ詳記セサルハ違法ニ非ス
- 控訴又ハ附帶控訴ハ原告若クハ被告カ自己ニ不利益ナル第一審判決ニ對シ不服ヲ申立ツル方法ナルヲ以テ第一審ニ於テ自己ノ申立ノ如キ判決ヲ受ケタル原告カ第二審ニ於テ申立ヲ訂正センニハ相手方ノ控訴ニ依リ單ニ訂正ノ申立ヲ爲スヘクシテ自ラ控訴又ハ附帶控訴ノ方法ヲ採ルヘキモノニ非ス

(第三百九十六條)

『第三百九十六條』

民事訴訟法 上訴 控訴

四	四	四	四	四	四	四
三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
七六〇	五八四	九二四	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇
五	五	五	五	五	五	五

○第一審ノ裁判ニシテ其性質上決定ニ非スシテ判決ニ屬スヘキモノハ縱令口頭辯論ナル訴訟手續ヲ經スシテ之ヲ爲シタルトキト雖モ之ニ對シテ控訴ヲ爲スコトヲ得

○控訴ハ第一審ニ於ケル終局判決ニ對シ爲スヘキモノニテ決定命令ニ對シ爲スヘキモノニ非ス

○判決ハ其主文ニ包含スルモノニ限り確定力ヲ有スルモノナルヲ以テ第一審判決主文ニ何等ノ宣明ナキ請求ニ付テハ縱令理由中ニ之ヲ棄却スヘキ旨ノ説明アルモ未タ判決ナキモノト爲ササルヘカラス從テ之ニ對シテ爲シタル控訴ハ許スヘカラサルモノトス

(同主旨)

第一審ノ判決主文ニ於テ原告請求ノ一部ニ付キ被告ニ辨濟ヲ命シタル場合ニハ爾餘ノ部分ハ該主文ニ包含セラレサルヲ以テ縱令理由中ニ説明スル所アリト雖モ未タ何等ノ終局判決ナキモノトス從テ其部分ニ對スル控訴ハ不適法ナリ(同一判例三七年一〇一六頁)

〔第三百九十七條〕

○防禦方法中ノ一抗辯ニ對シ爲シタル中間判決ニ付テハ獨立シテ控訴ヲ提起スヘキモノニ非ス隨テ終局判決ニ對シ控訴アリタルトキハ該中間判決ニ對シ特ニ附帶控訴ヲ提起スヘキモノニ非ス

(同主旨)

證據ニ關スル中間判決ハ獨立ノモノニ非ス本案判決ニ對シ控訴アル以上ハ中間判決モ亦控訴セラレタルモノトス

○控訴又ハ附帶控訴ハ終局判決若クハ終局判決ト看做スヘキモノニ對シ爲スコトヲ得中間判決ニ對シ不服アルトキハ本案ノ判決ニ對スル上訴ト共ニ之ヲ申立テ判斷ヲ受クヘキモノトス
○訴訟ノ受繼ヲ許ス裁判ハ中間判決ニシテ終局判決ニ非ス故ニ之ニ對シ不服アルトキハ本案ノ裁判ト共ニ上訴ヲ爲シ得ヘキモ獨立シテ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

○民事訴訟法第二百二十七條ニ於ケル一箇ノ獨立ナル防禦方法ニ對スル中間判決ハ終局判決ト看做スヘキ規定ナキヲ以テ終局判決ヲ竣ツニ非サレハ上訴ヲ爲スヲ得ス

〔第三百九十八條〕

○相手方ノ訴訟代理人カ合意ノ延期申請ヲ爲ス約束ニ背キタルカ爲メ期日ニ出頭セサルニ立至リ闕席判決ヲ受ケタル場合ノ如キハ民事訴訟法第三百九十八條但書ノ懈怠ナカリシコトノ中ニ包含セス
○民事訴訟法第三百九十八條但書ニ所謂懈怠ナカリシコトヲ理由トスル

二四	一	二五
二五	六	九七
二		六四七
四二		九八九
二九	七	三
三〇	一	二五
三一	四	三五
三四	一	六六
三七		一

トキトハ事件ノ呼上ナカリシトキ又ハ呼出狀ノ送達ナカリシトキノ如キ其當事者ニ懈怠ナカリシコトヲ理由トスルトキヲ指稱ス

○民事訴訟法第三百九十八條但書ニ所謂懈怠ナカリシトハ期日ニ出頭シタルニ拘ハラス出頭セサルモノトシ又ハ適法ノ呼出ナキニ拘ハラス期日ヲ怠リタルモノト爲シタル如キ場合ノ義ニシテ俄然病氣ニ罹リ出頭若クハ期日變更ノ手續ヲ爲ス能ハサルカ如キ場合ハ之ニ包含セス

(同主旨)

民事訴訟法第三百九十八條但書ニ所謂懈怠ナカリシトハ期日ニ出廷シテ辯論ヲ爲シタルニ拘ハラス懈怠シタルモノト認定シ又ハ辯論期日ニ適法ノ呼出ナキニ拘ハラス懈怠シタルモノト爲シタル如キ場合ニシテ俄然病氣ニ罹リ期日變更ノ手續ヲ爲ス能ハサルカ如キ場合ヲ包含セス

民事訴訟法第三百九十八條ニ謂フ「懈怠ナカリシコトヲ理由トスルトキ」トハ當事者カ口頭辯論期日ヲ懈怠セサリシ場合ナルニ拘ハラス裁判所ハ其懈怠アルモノト誤認シ闕席判決ヲ爲シタルトキヲ示スモノナリ

○民事訴訟法第三百九十八條但書ニ懈怠ナカリシコトヲ理由トスルトキトアルハ裁判所カ闕席判決ヲ爲スヘカラサリシ場合ニ之ヲ爲シタルコトヲ理由トスルトキノ謂ナリ從テ當事者ノ乗船カ風波ノ爲メ延著シタルヨリ指定ノ期日ニ出頭スルコトヲ得サリシカ如キ場合ハ之ニ包含セス

(同主旨)

天災其他避クヘカラサル事變ニ依リ期日出頭スル能ハサリシトノ理由ハ民事訴訟法第三百九十八條但書ニ所謂懈怠ナカリシトノ理由ニ適合セス

民事訴訟法第三百九十八條但書ニ謂フ懈怠ナカリシコトヲ理由トスルトキトハ裁判所カ闕席判決ヲ爲スヘカラサリシ場合ニ之ヲ爲シタルコトヲ理由トスルトキヲ指スモノナリ

(反對)

民事訴訟法第三百九十八條後段ハ闕席者ノ闕席カ天災其他避クヘカラサル事變等ニ原因シ全ク其者ノ懈怠ニ由ラサリシ場合ニ於テモ之ニ控訴スルノ權ヲ得セシムルノ法意ナリ故ニ故障ヲ許ササル闕席判決ニ對シテハ闕席ナカリシコトヲ理由トスルトキノ限リ控訴ヲ許スモノト爲シ當事者ノ闕席ハ懈怠ナカリシモノナルヤ否ヲ審理セス直ニ控訴ヲ不適法ナリトシテ棄却シタル判決ハ違法ナリ

(第三百九十九條)

『第三百九十九條』

○訴訟カ第一審判決後控訴審ニ繫屬中當事者カ裁判外ノ和解ヲ以テ該判決ト相容レサル權利關係ヲ約シタルトキハ之ニ基キ控訴ヲ取下ケタル場合ト雖モ其和解ハ有效ニシテ第一審判決ハ實質上ノ確定力ヲ生セス

(第四百條)

『第四百條』

○民事訴訟法實施以前ニ在テハ本案ノ防禦方法ニ對シ中間ニ與ヘタル裁判ヲ獨立シテ控訴スルノ規定ナキヲ以テ最終ノ本案裁判言渡ト共ニ其翌日ヨリ控訴期間ヲ計算スヘキモノナルニ第二審裁判所カ一事再理ノ

民事訴訟法 上訴 控訴

三四	五	三二
四二	二二九	二二九
三五	九	五七
四三		五五七

三〇	四	七二
三六		一〇七
三一	五	三三
四四		二〇八

申立ニ對シ第一審裁判所ニ於テ與ヘタル裁判ヲ本案ニ關スル豫審裁判ナリトシ其言渡ノ翌日ヨリ控訴期間ヲ計算シ既ニ控訴期間ヲ經過シタルヲ以テ控訴スルヲ得サルモノト判定シタルハ背法ナリ

二六
二
二八六

○原裁判所カ其判決理由ニ引證シタル請求ノ原因ニ關スル中間判決（即チ上訴ニ付テハ法律上終局判決ト看做サレタル判決）ハ未タ判決書ノ送達ナキモノナルヲ以テ法條（民訴四〇〇條一項及ヒ四九八條一項）ニ依テ明白ニ會得セラルル如ク確定ニ至ラサルモノナルニ原院ハ不當ニモ右原因ニ付テノ裁判ヲ以テ其判決既ニ確定セリ云云ト説明シタルハ不法ナリ

二六
二〇四

○當事者雙方ニ判決ノ送達ナキモ其一方ニ送達アリタルトキハ控訴ノ不變期間ハ其者ニ對シテ進行スルモノトス

三三
六
二四

○權利關係カ合一ニノミ確定スヘキ共同訴訟ニ於テ控訴期間ニ付キ民事訴訟法第五十條第四項ノ規定ヲ適用スルニハ總テノ共同訴訟人ニ對シ第一審判決ノ送達アリタルコトヲ必要トス

三九
一〇〇

〔第四百一條〕

○訴訟用印紙不足ノ控訴狀ヲ受ケタルハ不法ヲ免レスト雖モ民事訴訟用印紙法第十一條後半ニ依リ其不足ヲ加貼セシメ之ヲ有效ナラシムルコトヲ得

二七
二四八

トヲ得

○第一審ニ於テ併合シタル事件ノ控訴ハ一箇ノ控訴狀ニテ足レルモノトス

二六
四
三四

○控訴狀ニ控訴セラルル判決ノ表示（第一）及ヒ此判決ニ對シ控訴ヲ爲ス旨ノ陳述（第二）ヲ掲ケアルトキハ控訴ハ適法ニ成立スルモノニシテ原判決ニ付キ如何ナル變更ヲ爲スヘキヤノ申立ノ掲記ハ其成立要件ニ非ス

三四
一〇
一

（同主旨）

控訴狀ニ控訴セル原判決ハ如何ナル判決ナルヤヲ表示シ次ニ此判決ニ對シ控訴ヲ爲スノ旨趣ヲ前後ノ文詞ニ於テ表出シタルトキハ其控訴狀ハ適式ノモノト看做シ受理スルニ妨ナキモノトス

三三
二
四六

○控訴狀ノ末尾ニ判決ノ表示トシテ第一審判決正本ノ全部ヲ謄寫シテ添附シアルトキハ原判決ノ表示ヲ缺キタリト云フヲ得ス

三三
二
五〇

（同主旨）

判決ノ表示ハ必スシモ控訴狀中ニ之ヲ掲グルヲ要セス判決謄本ヲ控訴狀ニ添附スルモ可ナリ民事訴訟法第四百一條第一號ニ所謂「判決ノ表示」ハ控訴狀中何レノ部ニ掲載スルモ妨ナク又判決書ノ寫ヲ控訴狀ニ添附スルモ可ナリ控訴狀中原判決表示ノ部ニ別紙判決ノ全部ヲ記載スト掲ケ末尾ニ原判決正本寫ヲ添附シ其綴

二九
五
一

目ニ控訴人自ラ契印ヲ爲シタルトキハ該正本寫ハ控訴狀ト分離セル別紙ニ非スシテ其實控訴狀ノ一部ヲ成セルモノナルニ依リ第一審判決ハ適法ニ表示セラレタルモノトス

○控訴狀ニ判決ノ表示ヲ別冊トシテ添附スルモ不適法ニ非ス

○控訴狀中判決ノ表示ヲ缺クモ其送達前ニ別冊ヲ以テ之ヲ追完スルトキハ控訴ノ提起ハ適法ナリ

○控訴人カ判決ニ對シ控訴ヲ爲ス旨ノ陳述ヲ控訴狀ニ記載スルニ付テハ一定ノ形式アルニ非サレハ唯其記載ニ依リ控訴ヲ爲スノ旨趣ヲ認メ得ルヲ以テ足レリトス

(同主旨)

民事訴訟法第四百一條第二號ニ「此判決ニ對シ控訴ヲ爲ス旨ノ陳述」トアルハ控訴狀中控訴提起ノ意見ヲ表明スヘキ訓示ニ過キサレハ特ニ控訴ヲ爲ス旨ノ文詞記載ナキモ控訴ヲ無効ト爲スヲ得ス

民事訴訟法第四百一條第二號ハ一定ノ書式ヲ必要トスルモノニ非ス控訴ヲ爲ス旨ノ意思ヲ明カニ表示シアルヲ以テ足レリ

民事訴訟法第四百一條ニ所謂「此判決ニ對シ控訴ヲ爲ス旨ノ陳述」トハ控訴狀ニ控訴ヲ爲ス旨ノ旨趣ヲ認メ得ヘキ記載アルヲ以テ足レリトス

○控訴狀ニ記載アル事項ニシテ口頭辯論中之ヲ陳述セサルトキハ其申立ナキモノト看做ス

(同主旨)

或事項カ控訴狀ニ記載アルモ口頭辯論ノ際之ヲ陳述セサリシトキハ其申立ナキモノト看做ス

○請求ノ一定ノ目的物ハ訴狀ニ明記スヘキモノニシテ控訴狀ニハ一定ノ申立トシテ之ヲ詳載スルヲ要セス

(同主旨)

控訴狀中縱令一定ノ申立ヲ掲記セサルモ形式ヲ具備セサル違法アルモノト云フヲ得ス

控訴狀ニハ請求ノ目的ヲ記載スルヲ要セス唯如何ナル程度ニ於テ原判決ノ變更ヲ爲スヘキモノ申立ヲ掲ケ之ニ基キ申立ヲ爲スヲ以テ足レリトス

控訴狀中請求ノ一定ノ目的物ニ付キ特ニ之カ申立ヲ爲ササルモ控訴ノ提起ト共ニ當然第二審裁判所ニ繼續スルモノトス

控訴狀ニハ請求ノ一定ノ申立ヲ掲記スルノ要ナシ故ニ之ヲ更正スルニ付テハ民事訴訟法第二百二十二條ノ規定ヲ遵守スルヲ要セス

一定ノ申立ハ第一審訴狀ノ記載ニ基キ爲スヘキモノナレハ控訴狀ニ特ニ之ヲ記載スルヲ要セス故ニ第二審ニ於テ第一審訴狀ノ記載ニ基キ爲シタル一定ノ申立ハ有效ナリトス

○控訴スルニ當リ如何ナル程度ニ於テ不服ニシテ其判決ニ付キ如何ナル變更ヲ爲スヘキモノ申立ハ特ニ之ヲ掲ケサルモノ之ヲ推知シ得ルヲ以テ足り且該申立ハ判決ヲ受クヘキ事項ニ非サレハ民事訴訟法第二百二十二條ノ規定ヲ遵守スルヲ要セサルモノトス

(同主旨)

三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一
三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一
三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一
二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一
二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	〇九	〇八	〇七	〇六	〇五	〇四	〇三	〇二	〇一

控訴狀ニ於ケル不服ノ程度ハ民事訴訟法第四百一條ニ規定シタル控訴狀ノ必要條件ニ非ス

○控訴狀ニハ控訴院ヲ表示スヘキ文字ノ記載アレハ足ルモノニシテ其院長若クハ部長ナル文字ノ記載ハ控訴狀ノ效力ニ影響ヲ及ホスコトナシ
○民事訴訟法第四百一條若クハ第四百二十條等ニ變更ナル文字アルハ本案判決ヲ取消ス場合ニ之ヲ使用スヘシト云フ旨趣ヲ示スニ非スシテ當事者ノ申立ナキモノハ上訴ニ於テモ審理ヲ爲サストノ原則ヲ明カニシタルニ外ナラス

○第一審判決ノ勝訴者カ其判決送達後未タ控訴ノ提起アラサル間ニ死亡シタル場合ニ於テ敗訴者ヨリ控訴ヲ提起セント欲スルトキハ控訴狀ニ被控訴人トシテ勝訴者ノ承繼人ノ氏名ヲ記載スヘキモノトス

○控訴狀ニ當事者ノ氏名ヲ表示スルコトハ其要件事項ニ非サレハ縱令被控訴人トシテ死亡シタル勝訴者ノ氏名ヲ記載スルモ其承繼人カ控訴審ニ於テ何等ノ異議ヲ申立テサリシトキハ援テ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

第四百二條

○決定ニ對シ控訴アルトキハ控訴裁判官ハ其果シテ決定ニ對スルノ控訴ナルヤ否ヤヲ調査スルノ職務ヲ有スルモノトス

三三	三五	三六	四二	四三	四五
五	三				六
九	六〇	六二	二三	二三	七

○判然許スヘカラサル控訴等ニシテ第一審ノ訴訟手續ト差異ヲ生スル場合ニ在テハ第一審ノ訴訟手續ノ規定ヲ準用シテ控訴狀欠缺ノ補正ヲ命スヘキモノニ非ス

○控訴狀ニハ六月三日ト記載シアレトモ控訴院ノ受付印ニ六月五日ト記載シアレハ期間經過後ノ申立ナリト論告スルモ六月三日ハ土曜日其翌四日ハ日曜日ニ該レリ而シテ吏員退出後ノ差出ニ係ル訴狀ハ其次日又其次日日曜日ニ該レハ其次日即チ月曜日ニ吏員出院ノ上審査シ受付印ヲ押捺スルノ慣例ナルヲ以テ此慣例ニ依リ取扱ヒタルモノト認メ得ヘケレハ之ヲ以テ期間後ノ提出ト爲スヲ得ス

○控訴狀ニ訴訟印紙ヲ貼用セサレハ民事訴訟ノ書類トシテ其效ナキニ由リ裁判長カ之ヲ却下スルハ相當ナリ
○一定ノ申立訂正書ノ提出カ控訴期間經過後ニ係ルモ最初ノ請求以外ニ變更シタルモノニ非サル以上ハ期間經過後ニ起シタル控訴トシテ却下スヘキモノニ非ス

第四百五條

○訴訟目的物ノ實體ヲ區別スルヲ得サルモノハ之ニ對シ附帶控訴ヲ爲スモ別ニ印紙ノ貼附ヲ要セス

二六	二七	二八	二九	三〇	三一
一		二		五	
九	二六	二八	二二	四	一四
				一四	一六

○附帶控訴ハ通例獨立ノ控訴ト看做スヲ得サルモノナレハ其提起ニ付テハ主タル控訴ニ付テノ總テノ必要條件ヲ具備スル書面ヲ要セス故ニ附帶控訴申立書ニハ原判決ノ表示ヲ爲ササルモ不法ニ非ス

○附帶控訴ノ目的カ主タル控訴ト同一ノ訴訟物ナルトキハ民事訴訟用印紙法第四條ノ法理ニ照準スヘキモノニシテ同法第五條ニ遵由スルヲ要セス

○當事者ノ一方カ一ノ訴ヲ以テ爲セル數箇ノ請求中ノ一若クハ二以上ニ關スル裁判ニ對シテ控訴ヲ爲シ其後他ノ一方カ他ノ請求ニ關スル裁判ニ對シテ控訴ヲ爲シタルトキハ縱合其各請求ノ原因カ同時ニ發生シタルモノニ非ス又其各請求額ニ差等アリトスルモノノ終局判決ニ依リテ其各請求ニ關スル裁判アリタルニ於テハ後ニ提起セル控訴ハ附帶控訴ナリトス

○被控訴人ハ第一審カ其請求ヲ却下シタル部分ヲ控訴審ニ於テ更ニ請求セントスル場合ニハ附帶控訴ニ依ルヘキモノナレトモ訴訟物其物ヲ變更セスシテ單ニ其名稱ノミヲ訂正シ以テ第一審判決ヲ維持セントスルトキハ固ヨリ附帶控訴ニ據ルヘキモノニ非ス

○附帶控訴ハ相手方ヨリ控訴ヲ提起シタル場合ニ其控訴ニ隨伴シテ提起

スルコトヲ許シタル特別ノ上訴方法ナリトス故ニ附帶控訴ハ必スヤ相手方カ控訴ヲ以テ不服ヲ申立テタル判決ニ對スルモノナラサルヘカラス

○民事訴訟法第四百五條ハ一ノ訴ニ於テ一箇ノ請求ヲ爲シタルト將タ數箇ノ請求ヲ爲シタルトヲ問ハス第一審裁判所カ同一ノ判決ヲ以テ當事者雙方ニ對シ各一部勝訴ノ言渡ヲ爲シタル場合ニ於テ當事者ノ一方ヨリ控訴ヲ提起シタルトキハ相手方ハ自己ノ控訴ヲ拋棄シ又ハ控訴期間ノ經過セルトキト雖モ附帶控訴ヲ爲シ得ヘキコトヲ規定シタルモノトス

(同主旨)

民事訴訟法第四百五條ハ一ノ訴ニ於テ數箇ノ請求ヲ爲シタルト本訴及ヒ反訴ニ於テ各請求ヲ爲シタルトニ拘ハラズ第一審裁判所カ同一ノ判決ヲ以テ各請求ニ對シ裁判ヲ爲シタル場合ニ於テ該判決ニ對シ控訴人ヨリ控訴ヲ提起シタルトキハ被控訴人ハ自己ノ控訴ヲ拋棄シ又ハ控訴期間ノ經過シタルトキト雖モ附帶控訴ヲ爲シ得ヘキコトヲ規定シタルモノトス
一ノ訴ヲ以テ起シタル數箇ノ請求又ハ本訴ト反對ノ請求ニ對シ一ノ判決ヲ以テ雙方ニ勝敗ノ言渡ヲ爲シタル場合ニ於テ一方ヨリ控訴ヲ起シタルトキハ其相手方ハ縱令控訴期間ノ經過後ト雖モ控訴ノ繫屬中ハ之ニ對シ附帶控訴ヲ爲シ得ヘキモノトス

○第一審裁判所カ一箇ノ判決ヲ以テ本訴並ニ反訴ノ裁判ヲ爲シタル場合

三〇	二	二七
三〇	二	二七
三二	五	七一
三六		七九

三六		一六〇
三七		五八九
四〇		二七九
三六		一五四

ニ於テ當事者ノ一方カ反訴ノ判決ニ對シ控訴ヲ申立テタルトキハ相手方ハ控訴期間ノ經過後ト雖モ本訴判決ニ對スル附帶控訴ノ申立ヲ爲スコトヲ妨ケス

〔同主旨〕

第一審裁判所カ同一ノ判決ヲ以テ本訴訟ニ反訴ノ裁判ヲ爲シタル場合ニ於テ本訴若クハ反訴ニ關スル部分ノ裁判ヲ不當ナリトシ當事者ノ一方ヨリ控訴ヲ提起シタルトキハ他ノ一方ハ不服ノ申立ナキ部分ノ裁判ニ對シテ附帶控訴ヲ爲シ得ヘキモノトス

〔第四百六條〕

○控訴ヲ不適法トシテ判決ヲ以テ棄却シタルトキハ附帶控訴ノ效力ヲ失フ

〔第四百八條〕

○判然許スヘカラサル控訴等ニシテ第一審ノ訴訟手續ト差異ヲ生スル場合ニ在テハ第一審ノ訴訟手續ノ規定ヲ準用シテ控訴狀欠缺ノ補正ヲ命スヘキモノニ非ス

○訴ノ原因カ買戻契約ノ履行ヲ求ムルニ在ルトキ第一審ニ於テ述ヘタル事實上ノ申述ヲ第二審ニ至リ更正シタレハトテ訴ノ原因ヲ變更スルニ非サレハ對手人ノ義務ニ何等ノ影響ヲ及ホサス何トナレハ買戻契約ノ

四

二四二

四〇

一七一

二五

一八

二六

一九二

存在スル以上ハ管理人ニ對シテモ相續人ニ對シテモ該契約ヲ履行スヘキ義務者タル資格ニ變更更ヲ來スモノニ非サレハナリ此場合裁判所ハ更正ニ從ヒ果シテ相續セシヤ否ヤヲ調査セサルヘカラス

○訴ノ原因ヲ變更更セスシテ請求ヲ減縮シ得ルハ民事訴訟法第九十六條ノ規定スル所ナリ故ニ控訴ニ至リテ之ヲ減縮スルモ不法ニ非ス

○控訴裁判所ニ於テ假執行ニ關スル宣言ヲ爲スニ當テハ單ニ民事訴訟法第五百九條ノ規定ノミニ止マラス第五百三條等ノ規定モ亦之ヲ適用シ得ヘキ法意ナルコトハ同第四百八條ノ規定ニ依リ自ラ明カナリ

○控訴審ノ判決ニ違算ノ點アルトキハ民事訴訟法第四百八條第二百四十一條ノ規定ニ依リ同審ニ對シ其更正ヲ求ムヘキモノナレハ之ヲ理由トシテ上告ヲ爲スコトヲ得ス

○第一審ニ於テ直接履行タル目的物ノ給付ヲ求メ若シ其履行ヲ爲スコト能ハサル場合ニハ之ニ代ルヘキ損害ノ賠償ヲ求メタル後第二審ニ至リ其請求ノ中損害賠償ニ關スル部分ヲ減縮シタルトキハ訴訟法上請求ノ減縮ニ該當シ訴ノ一部取下ニ非ス

○控訴審カ附帶控訴ノ申立ニ付テ判決セサル場合ニ在リテハ當事者ハ追加裁判ノ申立ヲ爲シ得ルニ止マリ援テ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

二七

三三六

二六

四八

三五

一五三

三六

一一八

三七

三七六

三七

二六三

○民事訴訟法第九十七條ニ所謂訴ノ原因ニ變更ナシトスル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ストノ規定ハ同法第四百八條ニ依リ控訴ノ裁判ニ之ヲ準用シ得ルモノトス

(同主旨)

訴ノ原因ニ變更ナシトスル裁判ニ對シ不服ヲ申立ツルコトヲ得ストノ民事訴訟法第九十七條ノ規定ハ單ニ地方裁判所ノ裁判ニ對スル場合ノミナラス控訴院ノ裁判ニ對シテモ一般ニ適用スヘキモノトス

民事訴訟法第九十七條ノ規定ハ控訴審ノ裁判ニモ適用スヘキモノナレハ訴ノ原因ニ變更ナシトスル第二審ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第四百九條

第四百九條

○當事者雙方ヨリ控訴ヲ爲シ其兩控訴ニ付キ各別ニ判決原本ヲ作り且之ヲ言渡ス場合ニ於テ其一方ノ理由ヲ他ノ一方ノ理由ニ援用シ又ハ重複ナル點ニ於テ爭點ノ摘示又ハ理由ヲ省畧スルモ爭點及ヒ理由ヲ缺キタル不法ナシ

第四百十條

第四百十一條

○控訴裁判所ノ辯論範圍ハ口頭辯論ニ於テ當事者カ書面ニ基キ不服ヲ申立テタル事項ニ因リ定マルモノトス

第四百十條

第四百十二條

○第一審ノ闕席判決ニ於テ訴ノ却下ヲ言渡シタルハ請求ノ棄却ヲ言渡シタルト同一ナルヲ以テ控訴審ニ於テ其闕席判決ヲ維持セラレタシトノ申立ハ相手方ノ請求ヲ棄却セラレタシトノ意ニ外ナラス

第四百十三條

第四百十三條

○訴訟ノ原因タル謝金契約ニ瑕瑾アルニ因リ無効ニ歸シタルトキハ其名義ヲ勞力費トシテ請求スルモ同一ノ契約ニ基ク以上ハ其請求モ亦相立タサルモノトス若シ他ノ原因ニ基キテ請求スルモノトセハ訴ヲ變更スルモノナルヲ以テ更ニ起訴ノ手續ヲ爲ササルヘカラス

○訴名ハ訴ノ提起又ハ控訴提起ノ要件ニ非サルヲ以テ控訴審ノ訴名カ第一審ノ訴名ト其文字及ヒ意義ヲ異ニスルモ訴ノ變更ニ非ス

○第二審ニ於テ一定ノ申立ノ意味ヲ補充スル爲メ其申立ノ語句ヲ附加シ又ハ變更スルハ訴ノ變更ニ非ス

(同主旨)

第一審ト第二審トノ請求ニ付キ文字上ノ相違アルモ全體ノ訴旨ニ於テ變更スル所ナケレハ之ヲ以テ訴ノ變更ト云フヲ得ス

○第一審ニ於テハ或金員ヲ一己ノ貸金ナリト主張シ第二審ニ於テハ講金ナリトシテ請求ヲ爲スハ訴ノ原因ヲ變更セル不法アルモノトス

三九	三三	三五	三三	三九	三三
二七	二九	二四	二六	二九	二八
二二	二二	二一	二五	二二	二五
五五	四五	二六	五七	二六	二六
					三七
					三
					二七四
					一三〇
					五〇
					三

○民事訴訟法ニ所謂訴ノ變更トハ訴ノ原因即チ原告ノ主張スル權利ノ因テ生シタル法律關係ノ變更ヲ云フ

○第一審ニ於ケル一定ノ申立ニ於テ假若干俵ヲ辨濟スヘク若シ現物存在セサルトキハ代金若干ヲ辨濟スヘシトノ主旨ニテ請求ヲ爲シ第二審ニ於ケル一定ノ申立ハ單ニ其代金ノミノ辨濟ヲ請求スルハ訴ノ原因ヲ變更シタルモノニ非ス

○第一審ニ於テ債務者數名ニ對シ單ニ債務辨濟ノ申立ヲ爲シ第二審ニ至リ更ニ連帶辨濟ノ申立ヲ爲スハ法律上ノ申述ヲ補充シタルモノニシテ訴ノ原因ヲ變更シタルモノニ非ス

(同主旨)

第一審ニ於テ單ニ辨濟ノ請求ヲ爲シ第二審ニ於テ連帶辨濟ヲ求ムルハ法律上ノ申述ヲ補充スルニ止マリ訴ノ原因ヲ變更シタルモノニ非ス

○控訴審ニ至リ利息ノ辨濟ヲ添加シ請求スルハ民事訴訟法第九十六條第二號ニ該當スルモノニシテ訴ノ變更ニ非ス

○第二審ニ於テ損害賠償ノ請求ヲ現物引渡ノ請求ニ改ムルハ新ナル請求ニシテ許スヘキモノニ非ス

○被控訴人カ第二審廷ニ於テ訴ノ原因ヲ變更シタルトキハ第二審裁判所

三〇	一	二
三〇	一	二
三〇	九	三
二九	九	三
三二	八	二六
三三	六	一〇

ハ中間判決ヲ以テ「被控訴人カ前ニ爲シタル控訴棄却ノ申立ヲ取消ササル限り第一審ト同一ノ訴ノ原因ニ基キ辯論ヲ爲スヘキ」旨ヲ言渡スヘキモノニシテ之カ爲メ直ニ第一審判決ヲ變更シ其請求ヲ棄却スヘキモノニ非ス

○貸借ト地上權トハ全ク其法律關係ノ性質ヲ異ニスルカ故ニ控訴審ニ於テ貸借ヲ變更シテ地上權ト爲スハ訴ノ變更ニ屬シ許スヘカラサルモノナリ

○訴ハ原因ト目的ト相違テ成立スルモノナルカ故ニ民事訴訟法第九十五條第三號ノ規定中ニハ自ラ訴ノ變更ヲ包含シ第四百十三條ノ規定中ニハ自ラ訴ノ原因ヲ包含スルモノト解釋スルヲ相當トス

○第一審廷ニ共有山林分割ノ履行訴訟ヲ提起シ控訴審ニ至リ一定ノ申立ヲ變更シ「總テノ山林ヲ分割シ其三分ノ一ヲ控訴人ニ取得セシムヘシ」トノ申立ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ先ツ其不明瞭ナル申立ヲ釋明セシメ若シ其申立ニシテ確認訴訟ニ改ムルノ旨趣ナリトセハ確認訴訟トシテ之ヲ許シ得ヘキ事件ナルヤ否ヤヲ調査シ以テ相當ノ判決ヲ與フヘキモノトス

○起訴者カ第一審ニ於テ係争地ノ讓與ハ虛偽ノ意思表示ニシテ法律上無

三三	五	八九
三四	一〇	八六
三五	九	三三
三六		一三三

效ナリト主張シ第二審ニ至リ親權者カ幼者ノ財産ヲ擧ケテ他人ニ無償讓與ヲ爲スカ如キハ無効ナリト主張スルハ最初ノ請求原因ト相容レサル新原因ヲ附加セルモノニシテ訴訟法上許スヘカラサル所ナリ

三七

六八

○一定ノ申立ノ變更ハ民事訴訟法第九十六條ノ規定ニ於ケル事項ヲ除ク外一定ノ原因ノ變更ト均シク同法第四百十三條所定ノ訴ノ變更ニ該當セルモノトス

三七

一〇三三

○起訴者カ控訴審ニ至リ一定ノ申立ヲ變更セル場合ニ於テハ其變更シタル訴ヲ以テ新訴ト看做シ中間判決ヲ以テ其新訴タル部分ノミヲ却下シ既ニ適法ニ提起セラレタル控訴ハ尙ホ之ヲ存續シテ辯論ヲ爲サシムヘキモノトス

三七

一〇三三

(同主旨)

起訴者カ控訴審ニ於テ訴ノ變更ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ中間判決ヲ以テ其變更シタル點ノミヲ排斥スヘク之カ爲メ訴其モノヲ却下スヘキモノニ非ス

三六

九三六

○一定ノ請求原因ニ對シ第一審ノ判決アリタルトキハ第二審ニ於テハ縱令當事者ノ合意アルモ其原因ノ變更ヲ許サス裁判所モ亦之ヲ變更シ得サルモノトス

三七

一一六〇

○土地所有者カ借地契約ノ滿期後借地人ニ於テ故ナク其地所ヲ使用シ居ルトノ事實ニ基キ之カ明渡ヲ請求シ控訴審ニ至リ明治三十三年法律第七十二號ニ依リテ地上權者ト推定スルモ滿二個年ノ地料ヲ支拂ハサル爲メ該地上權ハ全ク消滅ニ歸シタリトノ新事實ヲ提出シ同裁判所カ之ヲ認容シ地料不拂ノ新事實ニ因リ其請求ヲ至當ト爲シ地所ノ明渡ヲ命シタル裁判ハ違法ナリ

三七

一二七一

○起訴者カ第二審ニ至リ第一審ニ於テ定マレル申立ヲ變更シタルトキハ其變更セル申立ノ部分ハ中間判決ヲ以テ之ヲ却下シ第一審ニ於テ既ニ定マリタル申立ニ基キ辯論ヲ爲サシメ之カ裁判ヲ爲スヘキモノトス

三六

八五六

○第一審ニ於テハ手形金ノ請求ニ付キ法定ノ手續ヲ盡ササリシ爲メ償還請求權ヲ失却シタルコトヲ主張シ相手方カ裏書讓渡ノ對價トシテ受取リタル金員ノ返還ヲ求メ第二審ニ至リ手形ノ無効ナル事實ヲ主張シ無効手形ノ對價トシテ受取リタル金員ノ返還ヲ要ムルハ訴ノ變更ナリトス

三六

九一九

○金錢ノ消費貸借關係ヲ訴ノ原因トスル者カ第一審裁判所ニ於テハ單ニ貸借關係存在ノ事實ノミヲ陳述シ其目的タル金錢ハ現實ニ之ヲ授受シタルモノナルヤ又ハ現存ノ債務ヲ消費貸借ノ目的ト爲シタルモノナルヤニ付テ詳細ノ申立ヲ爲サス第二審裁判所ニ至リ始メテ之ニ關スル詳

細ノ事實ヲ供述スルハ事實ノ補充ニシテ訴ノ變更ニ非ス

三六 一〇六四

○原告カ第二審ニ至リ最初訴ノ一定ノ原因中ニ記載シタル法律關係成立ノ日時ヲ更正スルモ之ヲ以テ訴ノ變更ト云フヲ得ス

三六 一七四六

○第一審ニ於テハ親族會決議ノ手續不法ナル事實ヲ以テ請求ノ原因ト爲シ第二審ニ至リ新ニ該決議ニ因リテ選定セラレタル後見監督人ノ不適當ナリトノ事實ヲ附加スルハ訴ノ變更ニ外ナラス

三九 四五七

○起訴者カ第一審ニ於テハ舊商法第八百七條ニ所謂爲替ノ原則ニ從ヒ單ニ爲替手形ノ支拂ヲ爲シタルコトヲ原因トシテ爲替資金ノ請求ヲ爲シ第二審ニ至リ當事者間ニハ爲替資金ヲ供スヘキ契約アルニ相手方カ之ヲ履行セサルコトヲ原因トシテ該資金ノ交付ヲ要ムルハ訴ノ變更ナリトス

三九 一三四一

○連帶債務者ノ一人カ債務ヲ辨濟シタル後他ノ債務者ニ對シテ求償權ヲ行フニ當リ第一審ニ於テハ連帶辨濟ヲ請求シ第二審ニ至リ其一名ノミニ對シ負擔部分ヲ請求スルモ之ヲ以テ訴ノ原因ヲ變更シタルモノト云フヲ得ス

三九 一五四五

○起訴者カ相手方ト締結セル盟約ヲ原因トシテ所有權移轉登記ヲ請求シタル場合ニ第一審ニ於テハ該盟約中或事項ノミヲ主張シ第二審ニ至リ

他ノ事項ヲ擴張シテ主張スルモ之ヲ以テ一定ノ原因ニ反シ若クハ其原因ヲ變更シタルモノト云フヲ得ス

三九 一六九〇

○第一審ニ於テハ被告カ原告ノ所有ニ屬スル建物ニ對シテ擅ニ自己所有ノ保存登記ヲ爲シタルモノトシ登記ノ抹消ヲ求メ第二審ニ至リ當事者間ノ虛偽ノ意思表示ニ基キ該建物ノ保存登記ヲ爲シタルモノトシ之ヲ原因トシテ其抹消ヲ要ムルハ訴ノ變更ナリトス

四一 八三

○消費貸借ノ法律行爲ヲ請求ノ原因トスル者カ第一審ニ於テハ其貸借ノ目的タル舊債務ハ賣買代金ナリシ事實ヲ主張シ第二審ニ於テハ其舊債務ハ債權者ノ交替ニ因ル更改ニ因リテ自己ノ債權ニ歸シタル旨ヲ主張スルモ是レ請求原因ノ成立以前ニ於ケル沿革ノ事實ヲ變更シタルニ過キサレハ之ヲ目シテ請求ノ原因ヲ變更シタルモノト謂フヲ得ス

四二 七三

○金圓支拂ノ契約ヲ請求ノ原因トスル者カ其約定金ノ支拂ヲ受クヘキ場合トシテ第一審ニ於テハ二箇ノ事實ヲ主張シ第二審ニ至リ更ニ一箇ノ新事實ヲ加フルモ同一ノ契約ニ包含スル事項トシテ其新事實ヲ主張スルトキハ之ヲ目シテ新ナル訴ヲ提起シタルモノト謂フヲ得ス

四三 四三五

○消費貸借ノ成立シタル事實關係ヲ以テ訴ノ原因ト爲シタル場合ニ於テ其關係ハ代理人ニ依リテ成立シタル旨主張シタルヲ後ニ至リ縱令其代

理權限ナシトスルモ本人ノ追認ニ因リテ效力ヲ生シタル旨附加シタルハトテ原因ノ一定ヲ缺キ若クハ新原因ヲ附加シタルモノト爲スヲ得ス

〔第四百十四條〕

○訴訟能力ノ欠缺又ハ法律上代理ノ欠缺ノ抗辯ハ職權調査ニ屬スル事項ナルヲ以テ當事者ハ其過失ニ非スシテ第一審ニ提出シ能ハサリシコトヲ疏明スルノ要ナク第二審ニ於テ之ヲ提出シ得ヘキノミナラス決シテ之ヲ拋棄スルコトヲ得サルモノトス

〔第四百十五條〕

○第一審ニ於テ單ニ請求金ノ辨濟ヲ主張シ出訴期限規則ヲ援用セサルモ第二審ニ至リ之ヲ申立ツルトキハ其援用ノ權利ヲ拋棄セリト云フヲ得ス

○強制執行異議ノ訴ニ於テ起訴者カ控訴審ニ至リ辨濟スヘキ金額ヲ供託シ其事實ヲ新ニ提出シタルカ如キハ訴ノ變更ニ非スシテ民事訴訟法第四百十五條ニ所謂新ナル事實トアルニ該當スルニ付キ控訴審ニ於テモ其提出ヲ許ササルヲ得ス

〔第四百十六條〕

○新ナル請求アルトキハ民事訴訟法第四百十六條同法第九十六條第二

元

八四九

三

五

七

二

四

三

三

九三六

號ニ據テ採用セサルヘカラス而シテ其申立印紙貼用等ノ法式ヲ缺キタルモノヲ採用シ前審ノ判決ヲ對手人ノ不利益ニ變更シタルハ不法ノ裁判ナリ

二

一

八四

○原告カ第一審ニ於テ被告ノ或行爲ヲ以テ契約違反ノ行爲ト主張シテ違約金請求ノ申立ヲ爲シ第二審ニ至リテハ更ニ他ノ行爲ヲ以テ均シク同契約違反ノ行爲ト爲シ併セテ之ヲ主張シタルトキハ民事訴訟法第九十六條ニ所謂訴ノ原因ヲ變更セスシテ事實上ノ申述ヲ補充シタルニ外ナラサルモノトス

三

九

四

○第一審ニ於テ申立テタル請求ト第二審ニ於テ申立テタル請求ト請求自體ノ異ナル場合ニ於テハ控訴裁判所ハ其請求カ債權ニ基クト物權ニ基クトヲ問ハス新請求ヲ排斥シ舊請求ニ對シ其當否ヲ判斷スレハ足ルモノトス

三

五

二

○民事訴訟法第四百十六條ニ當事者カ其過失ニ非スシテ第一審ニ提出シ能ハサリシコトヲ疏明スルヲ要スル旨ヲ規定セルハ相殺スルコトヲ得ヘキ新ナル請求ニ關スルモノニシテ同法第九十六條第二號及ヒ第三號ノ場合ニ關スルモノニ非ス

三

二〇

(同第三號)

第二審ニ於テ請求ノ擴張ヲ爲スニハ請求者ハ其過失ニ非スシテ第二審ニ提出シ能ハサリシコトヲ疏明スルヲ要セス

民事訴訟法第九十六條第二號ニ該當スル新ナル請求ハ第二審ニ至テ之ヲ提出スルモ請求者ハ其過失ニ非スシテ第一審ニ於テ提出シ能ハサリシコトヲ疏明スルヲ要セス

○第一審ニ於テ地所貸賃借ノ無効ヲ原因ト爲シ登記ノ抹消及ヒ收益賠償ヲ請求シタル後第二審ニ至リ同一ノ原因ニ基キ更ニ無効確認ノ請求ヲ附加スルカ如キハ即チ訴ノ申立ヲ擴張シタルモノニ外ナラス

○第一審ニ於テ數名ノ被告ニ對シ債務分割履行ノ請求ヲ爲シ分割請求ヲ爲ス所以ノ事實關係ノミヲ陳述シ第二審ニ至リ更メテ各被告ニ對シ連帶債務履行ノ申立ヲ爲シ連帶債務ノ事實ヲ陳述セル場合ト雖モ若シ其係争債務カ元來連帶債務ナルトキハ第二審ニ於ケル連帶事實ノ供述ハ事實上ノ補充ニシテ其請求額ノ増加ハ申立ノ擴張ニ外ナラス

○原告カ勝訴ノ判決ヲ受ケタルトキハ縱合請求ノ擴張ヲ爲サント欲スル意思アレハトテ控訴若クハ附帶控訴ハ之ヲ申立ツルヲ得スト雖モ被告ヨリ控訴ヲ提起シタル場合ニ於テ單ニ請求ノ擴張ヲ申立ツルコトヲ妨ケス

○相殺抗辯ハ民事訴訟法第四百十六條ノ所謂請求ニ該當スルモノトス

三四	四	六六
三五	一〇	六三
三六		四一
三六		一〇三〇
四二		六四
四三		九三七

○民事訴訟法第四百十六條ハ第一審ニ提出セサリシ新ナル請求ヲ爲スヲ許サストノ原則ニ對スル例外ノ場合ヲ規定シタルモノニシテ其提起ニ付キ相手方ニ異議アルト否トヲ問ハサルノ法意ナリトス

(同主旨)

控訴審ニ於テハ民事訴訟法第四百十六條ニ規定セル場合ノ外新ナル請求ヲ爲スコトヲ得ス

○一箇ノ原因ニ基キ二箇ノ事項ヲ請求ノ目的ト爲シタル訴訟ニ於テ敗訴者ヨリ其ノ一事項ニ付キ控訴ヲ提起シタルトキハ他ノ一事項ニ付テモ相手方ヨリ附帶控訴ヲ爲シタルト否トヲ問ハス訴訟ハ控訴審ニ移轉セララルモトトス

(参照)

裁判上ノ相殺ニテモ原告ノ請求金額マテニ止マル相殺ハ反訴ノ方法ニ依ルヲ要セサルモノト爲シテ之ヲ許シタルハ民事訴訟法第四百十六條ニ違反シタル不法ノ裁判ナリ

第四百十八條

○民事訴訟法第四百十八條ノ裁判上ノ自白トハ一方ノ當事者ヨリ提出シタル陳述ニシテ權利ノ存在又ハ不存在ニ關係スル事實上ノ主張ニ對シ他ノ一方ノ當事者ニ於テ其主張事實ノ眞實ノ承認ヲ言明スル所ノ意思

三五	五	一一
二		八二
二六	一	八〇

表示ヲ云フ從テ同法第一百一條第二項ニ依ル擬制的推定自白ノ如キハ所謂裁判上ノ自白ニ該當セス

○民事訴訟法第四百十八條ハ當事者カ第二審ニ於テ第一審ノ自白ヲ引用スルトキハ第二審ニ於テモ亦第一審ノ自白ヲ有效ナラシムル法意ニシテ當事者ヨリ第一審ノ自白ヲ引用セサル場合ト雖モ第二審裁判所ハ職權上其自白ノ有無ヲ調査シ自白アルトキハ之ヲ事實判定ノ資料ト爲スヘキ職責ヲ有スルモノトスル旨趣ニ非ス

〔同主旨〕

第一審ニ於テ顯ハレタル事實ハ縱令自白ニ係ルモ第二審ニ於テ更ニ之ヲ主張スルカ又ハ採用スルニ非サレハ其事實第二審ニハ顯ハレサルモノトス既ニ其事實顯ハレサル以上ハ之ヲ認めサルハ至當ナリ

民事訴訟法第四百十八條ニ所謂第一審延ノ自白ハ當事者ノ申立ナキモ第二審ニ於テ亦效力ヲ有ストノ法意ニ非ス

○債權ヲ讓渡シタルコトナシトノ陳述ト債權讓渡ノ消滅ニ歸シタルコトノ陳述トハ讓渡ノ效力ノ存續ヲ否認スル點ニ於テ相異ナル所ナキモ決シテ同一ナル事實ノ陳述ニ非ス

○當事者カ一旦債權讓渡ノ成立シタルコトヲ認メ之ト同時ニ其讓渡ノ效力ハ既ニ消滅ニ歸シタル旨ヲ陳述スルモ未タ必スシモ債權讓渡ノ事實

ヲ自白セサリシモノト云フヲ得ス

○裁判上ノ自白トハ相手方主張ノ事實カ眞實ナリトノ裁判所ニ對スル表示ヲ指スモノナルヲ以テ當事者カ裁判所ニ於テ證書ノ成立ヲ承認スルハ裁判上ノ自白ニ外ナラス

○第二審裁判所ハ職權調査ニ屬スルモノヲ除ク外辯論ニ顯ハレサル事實ヲ以テ裁判ノ資料ト爲ス職權ナシ從テ第一審ニ於テ爲シタル裁判上ノ自白ノ效力ハ當事者ニ於テ之ヲ引用セサル限ハ第二審裁判所ハ之ヲ事實判斷ノ資料ト爲スヘカラサルモノトス

〔同主旨〕

當事者カ第一審ニ於テ爲シタル自白ヲ第二審ニ於テ有效ニ審理ノ資料トスルニハ必スヤ當事者ノ採用ヲ疎タサルヘカラス

『第四百十九條』

〔第四百十九條〕

○第一審裁判所ニ於テ適法ノ呼出狀正本ヲ送達シタル證アラサルニ第二審ニ於テ之ヲ合式ノ呼出ヲ受ケタルモノト同視シ其故障申立人ニ懈怠ノ責アルモノト爲シ民事訴訟法第四百十九條ヲ適用シテ控訴ヲ棄却シタルハ不法ナリ

○第一審裁判所ニ於テ既ニ闕席判決ヲ言渡シタル以上ハ其判決ノ手續上

三六	三六	元	元	三元
二	二	二〇三〇	二〇三五	二〇三八
二六	二六	二〇三六	二〇三九	二〇四一
三六	三六	二〇三五	二〇三九	二〇四一
三六	三六	二〇三五	二〇三九	二〇四一

ニ錯誤アルト否トヲ問ハス民事訴訟法第二百五十五條第一項及ヒ同法第三百九十八條ノ規定ヲ闕席判決ヲ受ケタル者ニ適用スヘキモノナリ之ニ準據セサル控訴ヲ棄却シタルハ不法ニ非ス

○控訴期間ハ判決ノ有效ナル送達ヲ以テ始マルカ故ニ其送達ハ果シテ適法ノ場所ニ於テ適法ノ人ニ爲サレタルヤ否ヤハ控訴審カ職權ヲ以テ調査スヘキ事項ニ屬ス

○控訴カ法律上ノ期間内ニ提起セラレタルヤ否ヤハ裁判所ノ職權上調査スヘキ事項ニ屬ス而シテ此職權調査ハ控訴人カ口頭辯論期日ニ闕席シ相手方タル被控訴人ヨリ闕席判決ノ申立ヲ爲シタルカ爲メ毫モ消長スヘキモノニ非ス

○訴訟手續中斷中ニ提起セラレタル控訴ハ不適法トシテ之ヲ棄却スヘキモノトス

○控訴ノ適否ハ控訴裁判所ノ職權ヲ以テ調査セサルヘカラサル事項ナリト雖モ相手方ノ爭ナキトキハ其適法ナルコトヲ判決ニ明示スル要ナキモノトス

第四百二十條

○控訴ノ判決主文ニ於テ第一審判決ヲ廢棄ストアル以上ハ附帶控訴アル

二七	三五
三五	九
三七	八一
四一	六
四	五九〇

モ共ニ判決シタルモノトス

○第一審判決ヲ廢棄シテ更ニ本案ノ判決ヲ爲スハ民事訴訟法第四百二十條ニ所謂判決ノ變更ナリトス

○第一審裁判所カ當事者間ノ權利義務ヲ判定シ請求ヲ斥ケタルトキ第二審裁判所ハ原告ニ訴權ナシトシテ其要求ヲ排斥スルニハ第一審判決ヲ廢棄シ訴ノ却下ヲ言渡スヘキモノトス

○原因及ヒ數額ニ付キ爭アル訴訟ニ於テ先ツ原因ニ對シ爲シタル裁判ハ中間判決ナリ而シテ第二審ハ中間判決ヲ以テ終局判決ヲ變更スルヲ得サルニ由リ終局判決タル數額ノ判決ヲ爲スニ當リ第一審判決ト衝突スル場合ニ於テ第一審判決ヲ廢棄スヘキモノトス

○控訴審ニ於テ控訴ヲ棄却スル場合ノ外請求ニ關シ言渡ス判決ハ訴ノ一定ノ申立ニ基キ之ヲ爲スヘキモノトス

○訴訟能力欠缺ノ妨訴抗辯ニ基キ訴ヲ却下シタル判決ニ對スル控訴ニ付テ第二審裁判所ハ唯其抗辯ノ當否ヲ裁判スヘキモノニシテ本案ノ裁判ヲ爲スハ不法ナリ

○第一審ニ於テ請求ノ原因ニ辯論ヲ制限シタル判決ニ對シ控訴アリタル場合ニ控訴審ニ於テ請求ノ金額ノ點ニ付キ判決ヲ下シタルハ違法ナリ

二六	二	七
二九	一〇	一八
三〇	三	一一三
三	五	四
三三	九	一三三
三三	四	一〇五
三三	八	二六

○民事訴訟法中第二審裁判所カ第一審判決ヲ取消シ更ニ其裁判ヲ爲スヘキ場合ニ於テ取消ノ意義ヲ示ス用語ヲ限定シタル規定ナキヲ以テ第一審ノ判決ヲ取消スニ方リ廢棄ナル文字ヲ用ユルモ同法ニ違フコトナシ

○民事訴訟法第四百一條若クハ第四百二十條等ニ變更ナル文字アルハ本案判決ヲ取消ス場合ニ之ヲ使用スヘシト云フ旨趣ヲ示スニ非スシテ當事者ノ申立ナキモノハ上訴ニ於テモ審理ヲ爲サストノ原則ヲ明カニシタルニ外ナラス

〔第四百二十一條〕

○第一審裁判所カ辯論ヲ係争法律關係ノ當事者ナルヤ否ノ點ニ制限シテ原告ニ敗訴ヲ言渡シタル場合ニ於テハ第二審裁判所ハ事件ノ全部ニ付キ裁判スヘキモノニシテ唯請求ノ原因ノミニ付キ裁判ヲ爲シ其數額ニ付テ裁判ヲ爲サシムル爲メ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スコトヲ得ス

〔第四百二十二條〕

○控訴院カ第一審裁判所ニ於テ訴狀ヲ却下シタルモノヲ不法トスルトキハ其事件ヲ其裁判所ニ差戻シ本案ノ辯論及ヒ判決ヲ爲サシムヘキモノトス

○第一審裁判所カ訴訟ノ要件ノミニ付キ判決ヲ爲スニ熟シタルモノト認

メ訴ヲ却下シタル場合ニ於テハ請求ノ當否ニ付テノ第一審裁判ナキヲ以テ其控訴ヲ受ケタル第二審裁判所カ尙ホ事件ニ付キ裁判ヲ爲サシムル必要アリト認メタルトキハ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻シ更ニ本案ニ付キ辯論及ヒ裁判ヲ爲サシメサルヘカラス

○控訴審ニ於テ差戻ノ判決ヲ爲シタルトキハ事件ハ其審級ノ繫屬ヲ離脱スルモ更ニ本案ニ付キ第一審ノ判決ヲ受ケ其判決ニ不服アル場合ニハ再ヒ控訴スルコトヲ得ヘキカ故ニ其事件ヨリ之ヲ見レハ未タ終局セサルモノニシテ中間判決タルヲ失ハス

〔同(五)旨〕

民事訴訟法第四百二十二條ノ規定ニ基ク差戻ノ裁判ハ未タ以テ事件ノ終局ヲ告グルモノナラス即チ中間判決ニシテ同條第二號ニ該當スルモノハ上訴ニ關シ終局判決ト看做スノ法文ナク之ヲ終局判決ト看做ササル限ハ獨立ノ上訴ヲ許スヘキモノニ非ス

第二審裁判所カ第一審判決ヲ廢棄シ更ニ辯論及ヒ裁判ヲ爲サシムル爲メ原裁判所ヘ差戻ス旨ノ判決ハ中間判決ナルヲ以テ獨立ノ上告トシテ之ヲ提起スルコトヲ得ス

民事訴訟法第四百二十三條ニ依リ第一審判決ヲ廢棄シ更ニ原裁判所ニ差戻ス旨ノ判決ハ中間判決ニシテ直ニ上告ヲ爲スヲ得ス

第二審ニ於テ爲シタル差戻ノ判決ハ中間判決ナルヲ以テ獨立シテ上告ヲ爲スコトヲ得ス

第二審ニ於テ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻ス判決ハ中間判決ナルヲ以テ獨立シテ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

三〇	二九	二八	二六	二六	三六	三五
二	九	五	三			四
二三	一三〇	一七	七	五〇八	三三三	一三〇

二五	三五	三六	三六
三	四		六三
二五	一三〇	六三	

○民事訴訟法第四百二十三條ノ規定ハ第一審ノ訴訟手續ニ違背アリタル場合ニ於テ事件ノ差戻ヲ爲スト否トヲ控訴裁判所ノ權能ニ一任シタルモノト解スヘキモノトス

○民事訴訟法第四百二十三條ニ因ル控訴裁判所ノ權能ニ付テハ別ニ制限スル所ナキヲ以テ第一審裁判所カ單ニ形式上訴ヲ不適法トシテ却下シタルニ止マリ本案ニ付キ裁判ヲ爲ササル場合ニ於テモ控訴裁判所ハ必スシモ事件ヲ差戻スヲ要セサルモノトス

○民事訴訟法第四百二十三條ハ控訴裁判所ニ付與スルニ差戻ノ權利ヲ以テシタルモノナレハ第一審裁判所カ訴訟手續ノ規定ニ違背シタルコトヲ看過シテ控訴裁判所自ラ事件ニ付キ裁判シタル場合ト雖モ是レ自己ノ職權ヲ行使シタルモノニシテ不法ナリト云フヲ得ス

○第一審判決カ民事訴訟法第二百三十二條ニ違背シタリトスルモ同法第四百二十三條ニ依リ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スヘキヤ否ヤハ第二審裁判所ノ自由ニ選擇シ得ル所ナリトス

(同三三)

第一審ニ於ケル訴訟手續ノ規定ニ違背シ控訴裁判所カ其判決及ヒ違背シタル訴訟手續ノ部分

三六

九〇二

四四

九三八

四四

九三六

四五

四一

元

九九七

ヲ廢棄スルトキ事件ヲ第一審裁判所ニ差戻スト否トハ其自由ナリトス

民事訴訟法第四百二十三條ノ規定ニ該當スル事件ニ付テハ之ヲ第一審裁判所ニ差戻スト否トハ第二審裁判所ノ職權ニ屬スルモノトス

第一審裁判所カ訴訟手續ニ違背シタル場合ニ於テ民事訴訟法第四百二十三條ニ依リ第一審判決ヲ廢棄シ事件ヲ第一審ニ差戻スト否トハ控訴裁判所ノ自由ナリトス

(第四百二十四條)

『第四百二十四條』

○第一審判決中ニ「事務取扱ハ達示ヲ發スル權ヲ有ス」トアルハ裁判ノ理由ニシテ之ニ依リ事件ノ裁判ヲ爲シタルモノニ非ス則チ違法ノ判決ナリト云フヲ得ス故ニ原院カ第一審判決ヲ廢棄セスシテ控訴ヲ却下シタルハ相當ナリ

○第一審裁判所カ故障申立後ノ對審判決ト闕席判決ト符合スル場合ニ闕席判決維持ノ言渡ヲ爲サス之ヲ廢棄スルノ言渡ヲ爲スモ結局當事者ニ利害ノ關係ナキ上ハ第二審裁判所ニ於テ原裁判ヲ認可シ控訴ヲ棄却シタルハ不法ニ非ス

○第二審判決ハ第一審判決ト其理由符合セサルモ結局曲直ノ點ニ於テ同一ナルトキハ第一審判決ヲ廢棄セスシテ控訴ヲ棄却スヘキモノトス

(同三五)

訴訟手續ノ停止ナル語ハ民事訴訟法中ニ用井タル所ナキモ此語辭ヲ用井タレハトテ裁判ヲ取

三三

五五

三四

五一

三四

一三一

二七

五三

二九

四一

三〇

三九

消スヘキ瑕瑾ニ非ス又上訴審ノ裁判ト下級審ノ裁判ト歸スル所同一ナレハ其理由ニ於テ差異アルモ下級審ノ裁判ヲ取消スヘキモノニ非ス

○裁判所ノ構成ヲ爲ササル第一審裁判所カ下シタル裁判ニ對スル控訴ヲ審判スルニ當リ第二審裁判所カ其裁判ヲ認可シ控訴ヲ棄却シタルハ不法ナリトス

(參照)

控訴裁判所カ一件審理ノ後印紙ノ犯則ヲ發見シタルトキハ民事訴訟法第四百二十四條ヲ適用シテ控訴ヲ棄却スヘキモノトス同法第四百二十九條ハ法律上ノ方式ニ適セサルカ期間經過後ニ起シタルコトナキヤ否ヤヲ調査シ之カ處分ヲ爲スコトノ規定ニ過キサレハ此場合ニ適用スヘキモノニ非ス

第四百二十五條

『第四百二十五條』

○民事訴訟法第四百二十五條ニ所謂判決ハ終局判決又ハ終局判決ト看做スヘキモノニ限り獨立シテ上訴スルヲ得サル中間判決ヲ包含セサルモノトス

○第二審裁判所ハ相手方カ控訴又ハ附帶控訴ノ方法ヲ以テ不服ヲ申立テタル部分ニ非サレハ縱令第一審判決ニ瑕瑾アルトキト雖モ之ヲ控訴人ノ不利益ニ變更スルコトヲ得ス

○民事訴訟法第四百二十五條ノ所謂判決ヲ控訴人ノ不利益ニ變更スルト

ハ判決主文其モノヲ不利益ニ變更スルノ意ニシテ判決理由ノ變更ハ之ニ包含セス

(同主旨)

民事訴訟法第四百二十五條ニ不利益ノ變更トアル文詞ハ判決主文ノ變更ヲ云フモノニシテ判決理由ヲ指シテ云フニ非ス

○控訴審カ其判決主文ニ於テ控訴ヲ棄却スト言渡シタル場合ハ第一審ト同一ノ判決ヲ爲シタルモノニシテ判決ヲ變更セルモノニ非ス從テ控訴審カ第一審ト同一ノ理由ニ基キ控訴ヲ棄却スルト否ト將タ控訴人ニ利益ナル理由ニ基クト否トハ之ヲ問フノ要ナシ

第四百二十九條

『第四百二十九條』

○民事訴訟法第四百二十九條末段ハ控訴人ニ於テ一應相當ノ證據力アリトスヘキ新證ヲ提出シ以テ第一審裁判所ニテ確定セル事實ヲ攻撃スルニ際シ被控訴人ニ於テ出頭シテ辯論セサルトキハ控訴人ノ立證ハ其證據ニ相當セル結果ヲ得タルモノトシテ闕席判決ヲ爲スヘシトノ律意ナリ

○控訴人ヨリ闕席判決ノ申立ヲ爲シタルトキハ民事訴訟法第四百二十九條ノ規定ニ從テ判決スヘキモノナルニ同法第二百四十八條ノ規定ニ從

二六	三	二五	三〇	三三
六	四	六	一	四
二	九	一	二五	二

三九	二六	三九	二五
一五〇四	二二四	一五〇四	一三三

テ判決シタルハ法律ヲ不當ニ適用シタルモノトス

○被控訴人カ闕席ノ場合ニ於テ控訴人カ新事實ヲ主張シ新證據ヲ提出シタルトキハ原院ハ宜ク民事訴訟法第四百二十九條ノ規定ニ依リ其主張シタル事實及ヒ提出シタル證據方法ハ第一審裁判ノ憑據ト爲リタルモノニ牴觸スルヤ否ヤヲ調査シ果シテ之ニ牴觸スルモノト認ムルトキハ其牴觸スル理由ヲ付シテ之ヲ排斥スヘク若シ牴觸セサルモノト認ムルトキハ控訴人ノ事實上ノ供述ハ被控訴人之ヲ自白シタルモノト看做シ且事實上ノ確定ヲ辯駁スル爲メ控訴人ノ申立テタル適法ノ證據調ハ既ニ之ヲ爲シ其結果ヲ得タルモノト看做シ闕席判決ヲ爲スヘキモノトス然ルニ原院ノ判決茲ニ出テサルハ不法ノ裁判ナリ

〔同主旨〕

被控訴人口頭辯論期日ニ出頭セサル場合ニ於テ出頭シタル控訴人ヨリ闕席判決ノ申立ヲ爲ストキハ先ツ控訴人タル者ノ事實上ノ供述カ第一審裁判ノ憑據ト爲リタルモノ即チ第一審判文ニ記載セラレタル事實上ノ供述ト牴觸スルヤ否ヲ審査シ然後相當ノ判決ヲ下ササルヘカラス

○被控訴人カ口頭辯論ノ期日ニ出頭セス闕席判決ヲ言渡ス場合ニ於テ控訴人カ援用セル證人ノ證言ヲ排斥シタルハ民事訴訟法第四百二十九條ノ規定ニ背反セル不法アルモノナリ

二五	二	二三
二六		四六
二七		四七
二九		一

〔第四百三十條〕

○判決ノ事實ノ摘示ハ前審ノ判決ヲ引用スルコトヲ得

○第二審ニ於テ呈供シタル某證ハ他ノ證ノ事實ヲ確メンカ爲メノモノニシテ更ニ新事實ヲ提出シテ之ヲ證明シタルモノニ非サレハ第一二審ノ間ニ事實上ノ差異ヲ生セス故ニ第二審カ「控訴人被控訴人ノ陳述ハ原判文ニ摘載スル所ト同一ナリ」ト判シタルハ不法ニ非ス

〔第四百三十一條〕

○民事訴訟法第四百三十一條ニ從ヒ認證シタル判決謄本ハ原本ニ代用セラレテ其效ヲ有ス故ニ其認證謄本ニ依リ作成シタル正本ヲ受ケタル者ハ之ニ依リテ不變期間ヲ計算スヘキモノトス

第一章 上告

○大審院ハ事實認定ノ當否ヲ審判スル所ニ非ス又其判決例ハ事實承審官ノ事實認定權ヲ羈束スヘキモノニ非ス

○裁判言渡書ノ理由中ニ掲載シアル文字カ如何ナル意味ヲ含有シ如何ナル事柄ヲ指示シタルカヲ判定スルハ事實上ノ問題ニ屬スルモノトス既ニ事實上ノ問題ニ屬スル以上ハ事實裁判所ノ主權ヲ以テ解釋スヘキモ

二五	一	二三
二七		三三
二九		三七
三四		一八

ノナルヲ以テ縱令其解釋カ司法裁判上古來ノ成績ニ於テ見サル所ノ事實ヲ認定セラレシニモセヨ大審院カ之ニ立入り解釋ノ當否ヲ鑒查スヘキモノニ非ス

○當事者間ノ前訴訟ニ於テ一方カ他方ノ株券ヲ委任狀附ノ儘委任權ヲ超越セル訴外人ヨリ抵當ニ取リタルハ其不注意ニ出テタルモノナリトノ斷定ヲ受ケ其事實確定セシトキハ爾後他ノ訴訟ニ於テ該抵當ニ取リタル行爲ハ自己ノ過失ニ非スシテ其責他方ニ在リト主張スルヲ得ス隨テ其商習慣有無ノ點ニ對スル原判決ノ理由不穩當ハ以テ其判決理由ノ基本ニ影響ヲ及ホサス

○當事者ノ法定代理人タル資格ヲ以テ受ケタル判決ニ對スル上告ハ其法定代理人之ヲ提起セサルヘカラス若シ其者ノ法定代理權消滅スルトキハ民事訴訟法第八十條ノ規定ニ依ルヘキモノトス

○第二審ノ判決言渡後ニ於テ合意上權利拘束ノ效力ヲ消滅セシメタルトキハ其理由ノ如何ニ拘ハラス上告ヲ爲スヲ得ス

○上告ハ法律ニ違背シテ權利上不利利益ナル裁判ヲ受ケタル者ニ限り其救濟方法トシテ之ヲ提起シ得ヘキモノトス

○訴訟手續中斷中ニ提起セラレタル上告ハ不適法ナリ

二六	二	三五九
二八	一	四〇
三四	五	三六
三五	六	二五
三七		五六
四一		四〇

(同主旨)

訴訟當事者ノ一方カ第二審判決後ニ死亡シ其承繼人ニ於テ未タ訴訟ヲ受繼セサル間ニ他ノ一方ヨリ提起シタル上告ハ不適法ニシテ承繼人ニ對シ何等ノ效力ヲ有セサルモノトス

○控訴裁判所カ假執行ヲ宣言スヘキ申立ヲ看過シタルトキハ補充判決ノ申立ヲ爲シ得ルニ止マリ援テ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

○舊曆ノ辰刻法ハ天保壬寅元曆以前ニ在リテハ日出日没ハ常ニ明六ツ時暮六ツ時ト一致スルコトナク明六ツ時ハ日出前ニシテ暮六ツ時ハ日没後ニ係リ又春夏秋冬晝夜ノ伸縮アルニ隨ヒ時刻ニ長短ノ差ヲ生シタルモノトス

(參照)

第二審ノ裁判所ニ提出シタル證書ノ寫ニ印紙貼用ノ形アリ且該裁判所ニ於テ印紙ノ有無ニ付キ論争ナカリシトキハ上告裁判所ハ印紙貼用アリタルモノト認定セサルヲ得ス

(第四百三十二條)

○凡ソ上告ハ第二審ノ終局判決ヲ受クルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス故ニ第二審カ終局判決ヲ與ヘサル所ノ理由ノミニ對スル上告ハ其當否ノ如何ニ拘ハラス爲スヲ得サルモノトス

○請求ニ對シ答辯ヲ爲ス資格ナシトノ抗辯ハ本案ニ關スル獨立ノ防禦方法ナリ隨テ之ヲ排斥シタル判決ハ中間判決ナルヲ以テ獨立シテ上訴ヲ

三六		五九六
四三		三七六
四三		四二一
二四	一	一六二
二六	二	一九九

爲スコトヲ得ス

○中間判決ニ對シテハ上訴ニ關シ終局判決ト看做スヘキ法文アルモノノ外獨立シテ上告ヲ提起スルコトヲ得ス

(同主旨)

普通ノ中間判決ニシテ終局判決ト看做スヘカラサルモノハ獨立シテ上告ヲ許サス

第四百三十三條

第四百三十三條

○終局判決前ニ爲シタル裁判ハ本案ノ終局判決ヲ受ケタル後之ニ對シ上告ヲ爲ス場合ニ限リ併セテ不服ヲ主張シ得ヘキモ妨訴抗辯ニ付テノ判決ニ對スル上告ト共ニ不服ヲ主張シ得ヘキモノニ非ス

○判決ノ誤謬ヲ更正シタル裁判ニ對シテハ民事訴訟法第二百四十一條第三項ニ依リ抗告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ヘキ規定アルヲ以テ原判決ニ對シ上告ニ於テ重ネテ此點ニ付キ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

○忌避ノ原因アリトスル決定ハ終局判決前ニ爲シタル裁判ナルモ之ニ對シ上告裁判所ノ判斷ヲ受クルコトヲ許サス故ニ該決定ニ關スル手續ニ違法ノ點アルモ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

(同主旨)

忌避ノ原因アリト宣言スル決定ハ民事訴訟法第四百三十三條但書前半ノ規定ニ該當スルモノ

三〇	二	五七
三九	二	一〇四
二八	三	三九七
三一	五	七六
三五	一	五七
四〇	一	一〇〇

ニシテ上級審ヲ羈束スル裁判ナリトス
忌避ノ原因アリト宣言スル決定ハ終局判決前ニ爲シタル裁判ナリト雖モ之ニ對シ不服ヲ申立テ上告裁判所ノ判斷ヲ受クルコトヲ得ス

○起訴者カ控訴審ニ至リ訴ヲ變更シタル場合ニ於テ其新訴ヲ却下セル判決ニ對シ不服ナルトキハ民事訴訟法第四百三十三條ニ依リ終局判決前ニ爲シタル裁判トシテ上告裁判所ノ判斷ヲ受クヘキモノニシテ獨立シテ上訴ヲ爲スコトヲ得ス

第四百三十四條

第四百三十四條

○事實ニ悖レル推定ヲ以テ證書ノ明記ニ反スル異常ノ事實ヲ認定シタルハ法律ニ違背シテ事實ヲ確定シタルモノトス

○様式上ノ瑕疵ハ原判決ヲ破毀スルノ理由ト爲スニ足ラス

○申立テサル事柄ヲ申立テタリト判示スルモ其申立ヲ採用セスト判決シタルトキハ當事者ノ權利關係ニ消長ナキヲ以テ上告ノ理由ト爲ラス

○事實ノ認定ハ控訴院ノ權内ニ屬スルヲ以テ事實上ノ判斷ニ係ルコトハ上告ノ理由ト爲ラス

○判決説明文中ニ誤認ノ文詞アルモ之カ判決ノ主旨ニ變動ヲ生スヘキ違法ノ廉ナキトキハ上告ノ理由ト爲ラス

三四	一〇	五九
三五	一〇	一八
四二	四	七五
二五	二	一七
二五	二	二五
二五	四	五二
二五	四	八八
二六	二	七六

コトヲ得ス

○口頭辯論期日ノ呼出狀ヲ送達セサル違法アルモ當事者雙方カ期日ニ出頭シ辯論ヲ爲シタルトキハ其手續違背ハ裁判ニ影響ヲ及ホササルヲ以テ上告ノ理由ト爲ラス

○訴訟手續ニ不當ノ廉アルモ利害ノ關係ナキ當事者ノ一方ハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

○第三回第四回ノ辯論調書ヲ一貫シテ作成シ其調書末尾ニ裁判長及ヒ書記ノ署名捺印セルハ調書作成ノ手續ニ違背セルモ爲メニ判決ニ影響ヲ及ホササルニ依リ上告ノ理由ト爲ラス

○判決ノ主タル理由ニ瑕疵ナキトキハ其附加ノ理由ニ不法ノ點アルモ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

(同主旨)

判決理由中其前段判定ノ主旨ヲ鞏固ナラシムル爲メ附加シタル補充ノ理由ニ違法ノ廉アルモ其裁判ヲ破毀スル理由ト爲スニ足ラス

○第一審裁判所ニ於ケル訴訟手續ノ批難ニ付キ第二審裁判所ニ於テ何等異議ノ申立ヲ爲ササリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

(同主旨)

第一審ニ於テ當事者ニ對スル呼出ノ手續適法ナラサリシ期日ニ訊問シタル證人ノ證言ヲ第二審ノ判決ニ採用スルモ第二審ニ於テ異議ヲ主張セサリシトキハ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス
第一審調書ノ瑕瑾ニ就テ控訴審ニ於テ異議ヲ主張セサリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○新辯論ニ基キ爲スヘキ判決カ闕席判決ト符合スルニ拘ハラズ闕席判決ヲ維持スル旨言渡サスシテ更ニ之ト同旨趣ノ判決ヲ爲スモ其結果同一ニ歸スルヲ以テ破毀ノ理由ト爲スニ足ラス

○民事訴訟法第五十條第五項ニ於テ懈怠シタル共同訴訟人ニモ總テノ送達及ヒ呼出ヲ爲スハ其訴訟人ヲシテ何時タリトモ訴訟手續ニ再ヒ加ハルノ便宜ヲ得セシムル爲メニ外ナラス故ニ懈怠シタル訴訟人カ呼出ナキニ拘ハラズ何等ノ異議ヲモ挾マヌシテ口頭辯論ニ加ハリタル以上ハ送達及ヒ呼出ナキコトヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○證人訊問ノ囑託ヲ受ケタル裁判所カ忌避ノ申請ヲ正當ナリトシ其訊問ヲ爲ササル旨ノ決定ヲ爲シタル場合ト雖モ申請人ニ於テ異議ヲ留メヌ辯論ヲ終了シ判決ヲ受ケタルトキハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス
○訴狀中請求ノ目的物ニ誤記アリテ第一審判決モ亦其記載ヲ誤リタルカ爲メ勝訴者ヨリ附帶控訴ヲ以テ判決ノ變更ヲ請求シ第二審裁判所ニ於

二九	二〇	八〇
二九	二二	一〇
三二	二二	一一
三三	二五	三
三二	二二	一七
三〇	二四	一五
三三	二二	一一

三三	三六	七四
三三	三七	九
三四	九	一五九
三六		一七〇
三七		一五四

テ之ヲ許容シタル場合ト雖モ控訴人カ其誤記ノ訂正ニ異議ナカリシ以上ハ該判決ヲ目シテ違法ナリト云フヲ得ス

○或事項ヲ以テ上告ノ理由ト爲スニハ裁判所ノ職權調査ニ屬スルモノヲ除ク外原裁判所ニ提出シタルモノナラサルヘカラス

(同主旨)

原院ニ於テ争點ト爲リタル證據ナキ事ハ探テ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

商業帳簿ノ性質及ヒ其日附ノ前後ノ事ニ付キ原裁判カ其證據力ヲ抹殺シタリト論スルモ嘗テ原裁判所ニ於テ之ヲ申立テタル痕迹ナケレハ漫ニ原裁判ヲ批難攻撃スルニ過キスト云フニ外ナキノミ

原院ニ提出セサル事實上ノ論旨ヲ以テ上告理由ト爲スヲ得ス

原院審理中ニ申立テサル事項ヲ以テ上告理由ト爲スヲ得ス

訴訟委任狀ニ對手者人員中ノ一人ヲ缺キタル場合ハ職權ヲ以テ調査スヘキ委任欠缺ト同視スヘキモノニ非ス從テ異議ナク原審ヲ經過シタル上ハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

職權調査ニ屬セサルモノニシテ原院ニ提出セサルモノハ上告論旨ノ基礎ト爲スヲ得ス

○判決言渡ノ期日ヲ宣言シタル後何等ノ決定ヲ爲サスシテ之ヲ變更スルハ違法ナリト雖モ之カ爲メ上告人ノ權利上ニ利害ノ影響ヲ及ホササルヲ以テ上告ノ理由ト爲ルヘキ限ニ在ラス

○裁判所カ答辯書其他ノ準備書面ノ送達ヲ爲ササルモ相手方ニ於テ之ニ

三	三	二六	二六	二五	三
二五	二二	二二	二二	二	二五
二〇	二〇	二〇	二〇	一	二五
二〇	二〇	二〇	二〇	一	二五
二〇	二〇	二〇	二〇	一	二五
二〇	二〇	二〇	二〇	一	二五
二〇	二〇	二〇	二〇	一	二五
二〇	二〇	二〇	二〇	一	二五
二〇	二〇	二〇	二〇	一	二五
二〇	二〇	二〇	二〇	一	二五

對シ何等ノ異議ヲ申立ツルコトナク口頭辯論ヲ終了シ判決ヲ受ケタル以上ハ後日ニ至リ其送達ナキコトヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○法定代理人ニ非サル者カ當事者本人ニ宛テ發セラレタル呼出狀ヲ受取リタル場合ト雖モ爾後該當事者ノ代理人期日ニ出頭シテ辯論ヲ爲シ判決ヲ受ケタル以上ハ之ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

○契約書ノ解釋ハ事實裁判所ノ職權ニ屬ス從テ其解釋ニ不服ヲ唱ヘ之カ當否ヲ論争シ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

(同主旨)

書證ノ解釋ハ事實問題ニ屬ス從テ其解釋ニ批難ヲ加ヘ以テ上告論旨ト爲スヲ得ス

○第二審裁判所カ控訴ノ申立ナキ點ニ對シ控訴棄却ノ判決ヲ爲シタル場合ト雖モ被控訴人ハ之ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

○口頭辯論期日ノ呼出ニ不法アルモ訴訟代理人カ異議ヲ留メスシテ其期日ニ辯論ヲ爲シタル以上ハ上告ノ理由ト爲ラス

(同主旨)

控訴狀又ハ辯論期日呼出狀ノ送達ニ不適法ノ點アルモ何等ノ異議ヲ狹マスシテ口頭辯論ヲ爲シ判決ヲ受ケタル以上ハ其責問權ヲ拋棄シタルモノナレハ之ヲ理由トシテ上告ヲ爲スコトヲ得ス

○判決ノ事實摘示ニ當事者ノ提出シタル申立ヲ掲ケサル場合ト雖モ其欠

三	三	三三	三三	三	三
三	三	三三	三三	三	三
三	三	三三	三三	三	三
三	三	三三	三三	三	三
三	三	三三	三三	三	三
三	三	三三	三三	三	三
三	三	三三	三三	三	三
三	三	三三	三三	三	三
三	三	三三	三三	三	三
三	三	三三	三三	三	三

○ 缺ノ爲メ當事者ニ不利益ナル結果ヲ生シ殊ニ主文ニ影響スヘキコトヲ理由トスルニ非サレハ上告ヲ爲スコトヲ得ス

三九

二九七

○ 破産管財人ノ爲ス訴訟ヲ審理スルニ當リ破産者ヲ證人トシテ訊問シタルハ不當ナリト假定スルモ管財人ニ於テ何等ノ異議ヲ述ヘサルトキハ其責問權ヲ拋棄シタルモノニ外ナラサレハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

三九

三〇七

○ 裁判所カ判決言渡ノ期日ヲ指定セサルハ違法ナレトモ之カ爲メ當事者ニ不利益ヲ蒙ムラシメタル場合ニ在ラサレハ上告ノ理由ト爲ラス

三九

五八

○ 控訴裁判所カ第一審判決中控訴人ヨリ不服ノ申立ヲ爲ササリシ部分ニ付キ判決ヲ爲シタル場合ト雖モ之カ爲メ控訴人ニ對シ何等ノ不利益ヲ及ホササルトキハ上告ノ理由ト爲ラス

三九

七九七

○ 第一審裁判所カ原告ヨリ提出シタル一定ノ申立訂正書ヲ被告ニ送達セシテ該訂正書ニ基キ闕席判決ヲ爲シタル場合ト雖モ爾後其故障申立ニ依リ更ニ闕席判決ヲ維持スル旨ノ言渡ヲ爲シタル以上ハ被告タル上告人ノ利害ニ何等ノ影響ヲ及ホスコトナケレハ之ヲ以テ上告ノ理由トスルヲ得ス

三九

一五四

○ 控訴裁判所カ裁判所構成法第四十八條ニ依リ大審院ノ表示セル法律上

ノ意見ニ遵據シテ判決ヲ爲シタル以上ハ其旨趣同院ノ最近判例ニ背反スルモ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

四〇

一〇三

○ 受託裁判所カ鑑定人ニ對シ當事者トノ關係ヲ訊問スルニ方リ其配偶者ト親族ナルヤ否ヤノ訊問ヲ遺脱シタル場合ト雖モ相手方ニ於テ之ニ對シ何等ノ異議ヲ述フルコトナク判決ヲ受ケタル以上ハ後日ニ至リ其違法ヲ主張シテ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

四〇

一一六

○ 裁判所カ判決言渡ノ期日ヲ變更スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テ該決定ヲ當事者ニ送達セサルハ違法ナレトモ之カ爲メ其權利上ニ利害ノ影響ヲ及ホササルヲ以テ上告ノ理由ト爲ラス

四〇

一八三

○ 新辯論ニ基キテ爲スヘキ判決カ闕席判決ト符合セサルニ拘ハラヌ新判決ニ於テ闕席判決ヲ廢棄セサルハ失當ナレトモ之カ爲メ當事者ノ利害ニ何等ノ影響ヲ及ホササルヲ以テ上告ノ理由ト爲ラス

四〇

二五二

(同主旨)

○ 新判決ニ於テ之ニ符合セサル控訴棄却ノ闕席判決ヲ廢棄セス第一審判決ヲ廢棄シ更ニ判決ヲ爲シタル場合ニ於テハ闕席判決カ形式上存在スルニ拘ハラヌ毫モ新判決ニ影響ヲ及ホササルカ故ニ闕席判決ヲ廢棄セサル瑕疵ノ爲メ新判決ヲ破毀スルノ要ナキモノトス
○ 新辯論ニ基キテ爲スヘキ判決カ闕席判決ト符合セサルニ拘ハラヌ新判決ニ於テ闕席判決ヲ廢棄セサルハ穩當ナラス然レトモ闕席判決ヲ廢棄セサルカ爲メ其判決カ形式上存在スルモ毫モ

三〇

一〇三

新判決ニ影響ヲ及ホササルカ故ニ破毀ノ理由ト爲スニ足ラス

○民事訴訟法第二百九十七條ニ依リ證言ヲ拒ム權利アル者ニ對シ裁判所
カ其旨ヲ告クルコトナク直ニ參考人トシテ訊問スルモ當事者ニ於テ何
等ノ異議ヲ述ヘサルトキハ後日ニ至リ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得
ス

○受訴裁判所カ證人ノ證言拒絶ノ當否ニ付キ當事者ヲ審訊セスシテ裁判
ヲ爲シタル場合ト雖モ當事者異議ヲ述ヘサリシトキハ後日ニ至リ之ヲ
以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

○控訴裁判所ノ差戻判決ニ對スル不服ノ理由ニシテ本案終局判決ニ何等
ノ影響ヲ及ホササルモノハ其當否ヲ論セス原判決ヲ破毀スル理由ト爲
スニ足ラス

○控訴代理人カ控訴狀ニ捺印セサル場合ト雖モ控訴人カ該書面ニ基キ申
立ヲ爲シ且相手方ニ於テ異議ヲ述ヘサリシトキハ之ヲ以テ上告ノ理由
ト爲スヲ得ス

○差戻後ニ於ケル控訴判決ノ基本タル口頭辯論期日ニ當事者ヨリ委任ヲ
受ケタル訴訟代理人出頭シテ辯論ヲ爲シタルトキハ縱令差戻前ノ控訴
及ヒ上告判決ニ代理ノ欠缺アリタレハトテ原判決ヲ破毀スル理由ト爲

スニ足ラス

○裁判所カ公權停止者ヲ證人トシテ訊問スルニ當リ宣誓ヲ爲サシメタル
場合ニ於テ當事者カ何等ノ異議ヲ申立テサリシトキハ自ラ責問權ヲ抛
棄シタルモノナルヲ以テ後日ニ至リ斯ル事由ヲ上告ノ理由ト爲スヲ得
ス

○頼母子講ノ世話人カ講ノ規約上講員ノ同意ヲ要セスシテ落札講員ニ對
シ訴ヲ提起スルノ權アル場合ニ其名ニ於テ訴ヲ提起シタルハ講員ノ訴
訟代理人トシテ訴ヲ起シタルモノニ非サルヲ以テ其訴訟委任ノ有無及
ヒ方式ニ關スル攻撃ハ上告ノ理由ト爲ラス

○人事訴訟手續ニ於テ檢事ニ事件及ヒ期日ヲ通知スヘキ旨ノ規定存スル
場合ニ之カ通知ヲ爲サスシテ裁判ヲ爲シタルトテ之ヲ以テ直ニ上告適
法ノ理由ト爲スヲ得ス必スヤ斯ル法律違背ト判決トノ間ニ因果關係ノ
存スル場合タルコトヲ要スルモノトス

○判決ニ事實ノ摘示ヲ爲ササルトキハ判決ヲ爲スニ足ルヘキ事實上ノ基
本ヲ缺キ又上告裁判所ハ之カ判斷ヲ爲ス能ハサルニ至ルヲ以テ右摘示
ヲ缺ク判決ハ法律ニ違背スルモノトス

○裁判所カ證人申請ヲ許容シタルニ拘ハラズ之ヲ訊問セスシテ結審ヲ告

三五	二	二二
四〇	二七〇	
四二	九二	
四二	一〇五	
四三	二五三	
四四	四三二	五四
四五	四三五	
四六	六〇五	
四五	三三七	

ケタルニ對シテ異議ヲ留メサルハ是レ責問權ヲ拋棄シタルモノナレハ後ニ至リ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

○人證申請ノ如キハ判決ニ之ヲ掲ケサルモ上告ノ理由ト爲ラス

○控訴審ノ訴訟手續ニシテ適法ニ行ハレタル以上ハ縱令第一審ニ於ケル訴訟手續ニシテ違法アリトスルモ之ヲ以テ上告ノ理由トスルニ足ラス

(同三言)

控訴審ノ訴訟手續ニシテ適法ニ爲サレタル以上ハ縱令第一審ニ於ケル訴訟手續ニ違法ノ點アリトスルモ之ヲ以テ控訴判決ヲ破毀スヘキ瑕瑾ト爲スヲ得ス

『第四百二十五條』

(第四百二十五條)

○攻撃論争ノ點顯然タルニ毫モ異議ナキ證據ノ如ク卒然之ヲ採用シテ認定シタルハ違法ノ判決ナリ

○當事者ノ辯論セス立證セサルモノヲ以テ事實ヲ確定シ法則ヲ不當ニ適用シタル裁判ハ違法ナリ

○甲者カ賣買代金ヲ乙者ニ託シテ丙者ニ渡シシトキ乙者該金圓中若干圓ヲ渡ササリシカ爲メ紛議ヲ生シ訴フル場合ニ於テハ先ツ乙者ハ丙者ノ代人ニ屬スル歟將タ甲者ノ代人ニ屬スル歟ヲ定メ然ル後其金圓ヲ丙者ニ渡サシムルカ又ハ甲者ニ返戻スルカヲ判定セサルヘカラス然ルニ其

事實ヲモ定メス甲者ニ返戻スヘキモノト判定シタルハ事實ヲ確定セスシテ法則ヲ不當ニ適用シタルモノナリ

○上告人ハ民事訴訟法實施前ニ於テ適法ニ本件訴訟ヲ提起シタリト雖モ同法實施後ニ於テ其規定ニ從ヒ訴訟手續ヲ完結シタルモノニ非サレハ之ニ對シ與ヘタル第一審第二審ハ皆不法ニシテ破毀ヲ免レサルモノトス

○當事者ノ提出セサル證據ニ依リ出訴期限中斷ノ事實ヲ認定シタルハ違法ナリ

(同三言)

原院カ法廷ニ提出セサル證據ヲ裁判ノ資料ニ供シタルハ不法ナリ縱令該證據ヲ法廷ニ提出シタリトスルモ當事者カ該證據ニ不服ナルニ其文詞ヲ援用シテ之カ裁判ヲ爲サンニハ相當ノ理由ヲ示ササルヘカラス

當事者ノ引用セサル證人ノ證言ヲ採リテ判斷ノ材料ト爲シタル裁判ハ不法ナリ

○印紙稅法施行後ニ於テ相當ノ證券印紙貼用ナキ證書ハ裁判上證據トシテ採用スヘカラサルモノトシ之ヲ排斥シタルハ印紙稅法ヲ不當ニ適用セサルモノナリ

○地上權ヲ以テ永小作權ナリト判定スルモ當事者間ニ於ケル法律關係ノ

四五	二	四五	二六
三二	二	二五	二六
五〇三	二	二五	二七
三二	二	二九	二八
八五七	二	二九	二九
五	二	二九	三〇
五	二	二九	三一
五	二	二九	三二
五	二	二九	三三
五	二	二九	三四
五	二	二九	三五
五	二	二九	三六
五	二	二九	三七
五	二	二九	三八
五	二	二九	三九
五	二	二九	四〇
五	二	二九	四一
五	二	二九	四二
五	二	二九	四三
五	二	二九	四四
五	二	二九	四五
五	二	二九	四六
五	二	二九	四七
五	二	二九	四八
五	二	二九	四九
五	二	二九	五〇
五	二	二九	五一
五	二	二九	五二
五	二	二九	五三
五	二	二九	五四
五	二	二九	五五
五	二	二九	五六
五	二	二九	五七
五	二	二九	五八
五	二	二九	五九
五	二	二九	六〇
五	二	二九	六一
五	二	二九	六二
五	二	二九	六三
五	二	二九	六四
五	二	二九	六五
五	二	二九	六六
五	二	二九	六七
五	二	二九	六八
五	二	二九	六九
五	二	二九	七〇
五	二	二九	七一
五	二	二九	七二
五	二	二九	七三
五	二	二九	七四
五	二	二九	七五
五	二	二九	七六
五	二	二九	七七
五	二	二九	七八
五	二	二九	七九
五	二	二九	八〇
五	二	二九	八一
五	二	二九	八二
五	二	二九	八三
五	二	二九	八四
五	二	二九	八五
五	二	二九	八六
五	二	二九	八七
五	二	二九	八八
五	二	二九	八九
五	二	二九	九〇
五	二	二九	九一
五	二	二九	九二
五	二	二九	九三
五	二	二九	九四
五	二	二九	九五
五	二	二九	九六
五	二	二九	九七
五	二	二九	九八
五	二	二九	九九
五	二	二九	一〇〇

○判決ニ法定代理人ヲ表示セサル欠缺ハ民事訴訟法第四百三十六條ニ列
 舉セル事項ノ如キ常ニ法律ニ違背シタルモノトスヘキ要件ニ非ス
 ○構成上欠缺アル裁判所ニ於テ鑑定セシメタル鑑定ヲ採テ判斷ノ資料ニ
 供シタル判決ハ利害ノ關係如何ヲ問ハス又當事者カ質責權ヲ行使シタ
 ルト否トヲ論セス民事訴訟法第四百三十六條第一號ニ該當スル所謂常
 ニ法律ニ違背シタル裁判ナリトス
 ○地方裁判所判事カ裁判所構成法ノ規定ニ依リ控訴院判事ノ代理ヲ爲シ
 タル場合ニ於テハ縱令裁判ニ代理ナル肩書ヲ脱スルモ之ヲ以テ裁判所
 ノ構成ニ違背シタルモノト云フヲ得ス

(同主旨)

地方裁判所判事カ控訴院判事ヲ代理シ控訴院ノ決定ニ干與シタル場合ニ於テ其決定書ノ署名
 ニ代理ノ肩書ヲ遺脱スルモ之ヲ以テ裁判所ノ構成ニ不法アルモノト云フヲ得ス

○第一審ノ委任ニ欠缺アルモ第二審ニ至リ完全ナル代理委任アルニ於テ
 ハ第一審ノ訴訟行爲ヲ追認シタルモノト認ムルニ足ルヲ以テ第一二審
 共通法ニ代理セラレサルモノト云フヲ得ス

○民事訴訟法第四百三十六條第五號ト同第四百六十八條第四號ハ其法文
 同一ナルモ法意相異ナリ前者ハ當事者カ自己ノ代理ニ欠缺アルト相手

三六	三五
三六	三九
三六	二五
三六	八四
三六	二五
三六	三五
三六	三五

方代理ニ欠缺アルトヲ問ハス共ニ上告ノ理由ト爲シ得ヘキモ後者ハ自
 己ノ代理ニ欠缺アル場合ノミヲ指示シタルモノニシテ相手方代理ニ欠
 缺アル場合ニ適用スヘキモノニ非ス
 ○被後見人成年ニ達シ後見資格消滅ノ後後見人ノ名義ヲ以テ訴訟代理ヲ
 委任シ之ニ因テ受ケタル判決ハ當事者カ法律ノ規定ニ從ヒ代理セラレ
 サリシ場合ニ該當スル不法アルモノトス
 ○辯護士カ判事奉職中ニ取扱ヒタル事件ニ付キ原告若クハ被告ノ代理人
 ト爲リ訴訟手續ヲ爲シタルトキハ其原告若クハ被告ニ對スル裁判ハ不
 法ナリ

○承認ノ必要ヲ認メ乍ラ其如何ナル理由ニ基キタルカノ理由ヲ明示セサ
 ルトキハ法律ニ違背シタル裁判ナリ
 ○不知ノ答述ヲ採用シ且判決ノ要點ニ理由ヲ付セサル裁判ハ破毀ノ原由
 アルモノトス
 ○單ニ組合營業ノ實權ヲ有スルノ故ヲ以テ營業者ト認メ速斷シタル裁判
 ハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判ナリ
 ○主要ナル争點ヲ不問ニ措キテ爲シタル裁判ハ不法ノ裁判ナリ
 ○當事者間ノ權利義務ノ消滅ニ非スシテ甲銀行ヨリ乙銀行ニ辨濟スヘキ

三〇	二〇	二三
三三	二二	五七
三三	二二	五七
三三	二二	五七
三三	二二	五七
三三	二二	五七
三三	二二	五七

負債ヲ甲銀行カ他ヨリ得ヘキ債權ヲ以テ振換ヘ即チ轉用セシコトノ記入アルニモ拘ハラズ裁判所ニ於テ唯之ヲ債權ノ放棄若クハ免除ト判定セシハ理由欠缺ノ裁判ナリ

○控訴郷ト記セハ無形人ナレトモ前後ノ判決理由ノ文意ニ就テ視レハ控訴郷ハ控訴郷民ノ畧記タルヲ知ルヘシ

○原判文前段ニ於テ年期小作證書ヲ差入レタル事實アリト斷定シタルハ甲者外四名ヲ除クノ控訴人ノミニ係レルニ其後段ニ至リ更ニ此五名ニ對スル何等ノ理由ヲモ示サスシテ此五名モ亦自餘ノ者等ト同一ニ前契約ノ期限滿了シタルモノトシ新小作證書ヲ差入ルヘキ責務アリト爲シタルハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判ナリ

○村長ノ職務上保管スル帳簿ハ村民タリト雖モ隨意ニ披閱謄寫スルノ權ナキノミナラス其披閱謄寫ノ許否ハ公法上村長ノ職權ニ屬スルヲ以テ縱令村長ノ徵收シタル諸稅ニシテ村民カ割戻ヲ受クヘキモノアリテ其私權利ヲ害サレタリトスルモ其爭訟ハ司法裁判ニ屬スヘキモノニ非スト説明シタレハ其理由ニ齟齬スル所アリト云フヲ得ス

○當事者ノ資格ニ付キ爭アリタルコトハ口頭辯論調書ニ明カナルニ其爭ヲ判示説明セサルハ民事訴訟法第四百三十六條第七號ニ該當スル違法

ノ裁判ナリ

○原判決ノ初段ニハ第一審判決某ノ事ヲ中間判決ニ非スシテ本案ニ對スル終局判決ト認メタリ既ニ本案ニ對スル終局判決ト認ムル以上ハ之ニ對スル全部ノ控訴ハ單ニ一部ノ變更ヲ求ムルモノニ非スシテ第一審裁判全部ヲ廢棄シ第一審ニ於テ請求セル全金額ヲ請求スルコトハ自ラ明晰ナリ然ルニ原判決ノ後段ニ「控訴狀一定ノ申立中ニハ被控訴人ニ對シ金若干ノ支拂ヲ求ムル旨ノ申立ハ毫モ包含セス」ト説明シ本案ニ對スル全部ノ控訴ヲ棄却シタルハ前後撞著ノ裁判ナリ

○民事訴訟法第四百三十六條第七號ハ裁判ニ全ク理由ヲ缺クカ又ハ其文詞曖昧ニシテ判決ヲ爲スニ至リタル裁判所ノ思考ヲ知ルニ由ナキ場合ニ適用スヘキモノニシテ理由ノ當否ハ該法條ノ關スル所ニ非ス

○判決ニハ係爭事實ノ判斷ニ付キ裁判官ノ心證ノ標準ト爲リタル事項若クハ證據ヲ明示セサルヘカラス隨テ之ヲ明示セサル判決ハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判ナリ

○判決理由ノ齟齬ヲ以テ上告ノ理由ト爲シ得ルハ判決主文ノ因リテ生スル理由中ニ相牴觸スルモノアリテ其何レカ正當ナルヤヲ知ル能ハス從テ判決ノ理由ヲ付セサルト同一ノ結果ヲ來スヘキ場合ニ限ル

二七	二六	二六	二六	二七
二九	二五	二四	二四	二九
二九	二五	二四	二四	二九
二九	二五	二四	二四	二九

二五	二六	二六	二七	二五
二五	二六	二六	二七	二五
二五	二六	二六	二七	二五
二五	二六	二六	二七	二五

(同主旨)

請求ヲ不當トスル理由ヲ示サス又其理由ヲ示スモ請求ノ理由ニ應答セサルモノハ違法ノ裁判ナリ

○民事訴訟法第四百三十六條第七號ニ所謂「裁判ニ理由ヲ付セサルトキ」トハ判決ノ因リテ生シタル理由ヲ付セサルトキヲ謂フモノニシテ證據採否ノ理由ヲ付セサルトキヲ謂フモノニ非ス

(同主旨)

證據採否ノ理由ハ必スシモ判決基本ノ理由タラス

法律ニ所謂裁判ニ理由ヲ付セストハ直接ニ判決主文ノ原由タル理由ヲ付セサルノ謂ナリ一事一項ノ判斷若クハ認定ニ就テ其義務アリト謂フニ非ス

判決主文ノ由テ生スル理由ヲ缺キタル判決ハ民事訴訟法第四百三十六條第七號ニ該當スル違法アルモノトス

判決ノ基本タル理由ヲ缺クニ非サレハ民事訴訟法第四百三十六條第七號ニ該當スル不法アリト云フヲ得ス

○虐待又ハ侮辱ヲ請求ノ原因トスル離婚ノ訴ニ於テ請求者カ其事實ヲ知リタルトキヨリ一年內ニ訴ヲ提起シタル事實ヲ確定セスシテ其請求ヲ容レタル判決ハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判ナリ

○裁判所カ職權上調査スヘキ事項ノ外ハ控訴審ニ於テ攻撃防禦ノ方法ト

シテ論述シタルモノニ非サレハ其事實理由ヲ判定セストノ口實ヲ以テ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス

○拒絕證書ニ商法第五百十五條規定ノ要件ヲ具備セサルヲ以テ無効ナル旨ヲ判示シタルニ止マリ其要件中ノ如何ナルモノヲ缺如シタルヤ之ヲ指摘セサル判決ハ理由ヲ付セサル不法ノ裁判タルコトヲ免レス

○判決ノ理由ニ於テ損害金請求ノ一部ノ不當ナルコトヲ説明シ乍ラ其主文ニ於テ其請求ノ一部ヲ棄却スル旨ヲ記載セサルモ被告タル上告人ニ對シ何等利害ノ影響ヲ及ホスコトナケレハ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

(同主旨)

判決ノ理由カ其主文ニ副ハサルモ當事者ノ利益ニ影響ヲ及ホササルトキハ上告ノ理由ト爲ラス

○「甲號證及ヒ各證人ノ供述ニ依リテ法律上離婚ノ原因ト爲ルヘキ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタリシ事實アリト認ムル能ハス」トノ理由ヲ以テ離婚ノ請求ヲ棄却シタル判決ハ起訴者カ請求ノ原因トスル日常殘忍ノ取扱ヲ受ケタル事實ヲ認ムルコト能ハスト云フニ在ルカ又ハ此事實ハ之ヲ認メ得ルモ未タ以テ離婚ノ原因ト爲スニ足ルヘキモノト認ム

二四 一 二六

三四 四 六

二六 一 二八

二六 二 二七〇

二九 四 六七

三〇 二 四

三四 九 九七

三五 二 二六

三五 五 一三

三六 二四七

二九 一〇 五四

ルコト能ハスト云フニ在ルヤ其意味明瞭ナラスシテ理由不備ノ違法アルモノトス

○共同訴訟人ノ一人カ私署證書ノ成立ヲ是認シ他ノ一人ハ之ヲ否認シタル場合ニ其真正ノ成立タルコトヲ確定セスシテ是認ノ效力ヲ否認者ニ及ホシタル判決ハ不法ナリ

○裁判所カ裁判ヲ爲スニ適切ナル一ノ防禦方法ヲ採用シテ判決ノ資料ト爲シタル場合ニ於テ縱令其事項カ他ノ防禦方法ト牴觸スルコトヲ免レサルモ指シテ以テ理由ノ齟齬アルモノト云フヲ得ス

○運送取扱人トシテ起訴セラレタル者ニ對シ運送ヲ兼業セル事實ヲ認メスシテ商法第三百四十八條ノ規定ヲ適用シタル判決ハ違法ナリ

○詐害行爲取消請求事件ニ於テ債務者及ヒ之ト賣買ヲ爲シタル相手方ニ債權者ヲ害スル惡意アリシ事實ノミヲ判示シ其賣買ハ果シテ債權者ニ實害ヲ與ヘタルヤ否ヤヲ判示スルコトナク直ニ詐害行爲トシテ其取消ヲ命シタル判決ハ不法ナリ

○賃借人カ其借家ニ火ヲ失シタル場合ト雖モ重大ナル過失ノ存セサル以上ハ賠償ノ責ヲ負フコトナシ從テ其失火ニ付キ重大ナル過失アリシヤ否ヤヲ審究セス單ニ失火ノ過失ニ基因セサルコトヲ認メ得ヘキ立證ヲ

三六

七三六

三六

一四四

三七

五九

三七

六七

三七

二二六

爲ササル理由ヲ以テ賠償ノ責任アリト爲シタル判決ハ不法ナリ(民法第四百十五條四五年三一五頁參照)

○未成年者ニ對シ商取引ニ基ク債務ノ履行ヲ請求スル事件ニ於テ裁判所カ其取引當時ノ狀況ニ鑑ミ後見人之ヲ許容シタルコトヲ判示セルニ止マリ果シテ親族會ノ同意ヲ得テ許容シタルモノナルヤ否ヤヲ確定スルコトナク直ニ其取引ヲ取消シ得サルモノト斷定シタルハ不法ナリ

○當事者カ或私書ヲ否認シタルニ拘ハラス其成立ノ真正ナル理由ヲ判示セスシテ之ヲ採用シタル判決ハ不法ナリ

○甲者カ乙者ノ爲メニ株金ノ拂込ヲ爲シタル後其利息ノ償還ヲ要求セル場合ニ於テ其拂込カ委任ニ原因スルト事務管理ニ原因スルトニ依リ要求シ得ヘキ利息ノ起算點ヲ異ニスルヲ以テ其原因ヲ定メスシテ漫然乙者ニ對シ立替ヲ受ケタル翌日ヨリ年五歩ノ利子ヲ支拂フヘキコトヲ命シタル判決ハ違法ナリ

○經濟狀態ニ因リ價格騰貴スルコトアルヘキ物品ヲ以テ地代ヲ定メタル場合ニ在リテハ其價格如何ヲ判示スルニ非サレハ未タ以テ其比率ノ當否ヲ知ルコト能ハサル筋合ナレハ之ヲ判示セサル判決ハ理由不備ノ不法アルモノトス

三六

一八二

四〇

二八九

四〇

一一三〇

四二

七三

四三

二二二

○裁判所カ實際ノ生活ニ於テ得タル常識經驗ヲ以テ心證判斷ノ資料ニ供スルモ斯ル常識經驗ノ如キハ特ニ之ヲ證明スルノ必要ナキモノナルヲ以テ其推理判斷ノ因テ生スル事實ニ付キ證據ヲ舉示セサレハトテ違法ナリト云フヲ得ス

○家屋取拂地所明渡ノ請求ニ對スル判決ニ於テ家屋ノ朽廢若クハ天災火災ニ因ル滅失ニ至ル迄期間存續スヘキ賃貸借ノ契約アリトノ理由ニ基キ請求ヲ排斥スルニハ其契約カ民法第六百四條第一項ニ牴觸セサル所以ノ旨趣ヲ明カニスルニ非サレハ判決ノ理由ヲ具備スルモノト言フコトヲ得ス

○破産宣告ノ申立ハ債權者ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス又支拂ノ猶豫ハ債權ノ存立ヲ前提トスルニ非サレハ認ムルコトヲ得サル筋合ナレハ債權ノ存否ニ付キ審理判斷ヲ爲サスシテ直ニ支拂ノ猶豫ヲ認メ支拂停止ナシト判斷シタルハ裁判ノ理由ニ矛盾アルモノトス

○株券賣買ノ證據ニ援用シタル委任狀ニ關シ當事者乙カ之ヲ作成シテ甲ニ交付シタルコトニ付テハ爭ナキ事實ナルニ裁判所ニ於テ甲カ乙ノ財産管理中乙ノ實印ヲ濫用シテ作成シタルモノト推斷シ以テ之ヲ排斥スルノ理由ト爲シタルハ當事者間ニ爭ナキ事實ニ反スル事實ニ基キテ裁

判シタルノ不法アルヲ免レス

第四百三十七條

『第四百三十七條』

○上告期間内ニ某甲ヲ上告シ上告期間ヲ經過シタル後ニ及テ原法廷ニ於テ共同對手人タリシ乙丙等數人ノ記載ヲ脱落シタリトテ追加申請スルモ之ヲ期間内ニ提起シタル上告ト爲スコトヲ得ス

○民事訴訟法第六十七條第一項ノ期間伸長ノ規定ハ之ニ依リ伸長セラレタル期間ヲ以テ適法ノ期間ト爲スモノナレハ上告狀ノ提出ハ伸長期間内ニ爲スコトヲ以テ足り必スシモ本然ノ上告期間タル三十日內ニ其手續ヲ爲スコトヲ要セス

第四百三十八條

『第四百三十八條』

○民事訴訟法第二百三十六條第二號及ヒ第二百二十二條ノ事項ヲ採テ上告ヲ爲サントスルトキハ法則ノ表示ノ外仍ホ第四百三十八條ノ規定ニ從ヒ其欠缺ヲ明カニスル事實ノ表示ナカルヘカラス

第四百三十九條

『第四百三十九條』

○本院ニ於テ上告人ノ居留地ヲ住居地ト認メ法定ノ上告期間ヲ計算シ尙ホ之ニ其居留地ト本院トノ距離ニ應シ里程猶豫ノ日數ヲ加算スルモ上告期間外ノ提起ニ係ルトキハ之ヲ棄却スルハ民事訴訟法第四百三十九

民事訴訟法 上訴 上告

一一九

元 一〇四三

二五 三 三六

四三 七三

二六 二 二七〇

四 七三

四五 二七

四五 七九

條第一項ノ命スル所ナリ

○原狀回復ノ申立ハ其理由ナキニ非サルヲ以テ民事訴訟法第四百三十九條第一項ノ規定中法律上ノ期間ニ於テ起ササルトキトアルニ該當スルモノトハ看做ササルモ同條項ノ末段ニ所謂第四百三十四條ノ規定ニ依ラサルトキトアルニ該當スルトキハ之ヲ棄却セサルヲ得ス

○上告人カ訴訟上ノ救助ヲ許可セラレタルニ非スシテ訴訟物價額相當ノ印紙ヲ上告狀ニ貼附セス又上告豫納金ヲ預入セサルトキハ其上告ハ不適法ナリ

〔第四百四十二條〕

○附帶上告ハ名稱ノ如ク主タル上告ニ附帶シテ被上告人ヨリ不服ヲ申立ツル方法ナルヲ以テ主タル上告狀ノ送達ナキ以前ニ提出スルヲ許サス

〔第四百四十四條〕

○被上告人カ闕席シタル場合上告論旨カ事實ノ認定ニ關スルトキハ民事訴訟法第四百四十四條同第二百四十八條ニ依リ被上告人ニ於テ上告人ノ事實上ノ供述ハ之ヲ自白シタルモノト看做スヘキモノトス

○被上告人カ口頭辯論期日ニ闕席シタル場合ニ於テ民事訴訟法第四百四十四條第二百四十八條ノ規定ニ從ヒ被上告人ハ上告人ノ事實上ノ口頭

二五

一八四

八八一

三七五

六一

〔第四百四十六條〕

供述ヲ自白シタルモノト看做シ裁判シタルトキハ其裁判ハ闕席判決ナルモ否ラサル場合ハ對席判決ト看做スヘキモノトス

○上告裁判所ハ民事訴訟法第四百四十六條末段ノ規定ニ從ヒ同法第四百三十八條第三項ニ掲ケタル事實ニ限り之ヲ斟酌スルノ權アルモノニシテ其事實ノ斟酌ハ訴訟手續ニ違背アルヤ否ニ關スル法律上ノ判斷ニ屬ス

○請求權ノ拋棄ハ上告審ニ於テモ亦有效ニ之ヲ爲スコトヲ得ルモ上告裁判所ハ裁判ヲ爲スニ付キ控訴裁判所カ其裁判ノ憑據トシタル事實ヲ標準トスルヲ以テ其拋棄ニ基キ裁判ヲ爲ササルモノトス

〔第四百四十七條〕

○數額ノ點ニ付テノ上告論旨ハ其理由ナシト雖モ請求ノ原因ニ關スル判定ノ不法ニシテ破毀ヲ免レサル上ハ數額ニ關スル判定モ亦自然不法ニ歸スルコト論ヲ竣タス

○權利關係カ合一ニノミ確定スヘキ事件ニ在リテハ其判決カ共同訴訟人ノ一人ニ對シ不法ナルトキト雖モ其全部ヲ破毀スヘキモノトス

○第二審裁判所カ對席判決ニ於テ闕席判決ヲ維持シタル場合ニ其對席判

三七

一六二

八七

四三一

一三七

決ニ對スル上告ニ因リ第三審裁判所カ該判決ヲ破毀スルコトアルモ其破毀ノ裁判ハ關席判決ニハ何等ノ效力ヲ及ボササルモノトス

○當事者雙方ヨリ提出セシ證據ニ依リ事實ヲ確定スヘキ場合ニ於テ其一方カ提出セル證據ノミニ依據シ他ノ一方カ反證トシテ提出セシ證據ヲ全然遺脱シテ事實ヲ確定シタルハ訴訟手續ニ違背セル裁判ニシテ破毀ヲ免レス

○訴訟手續違背ノ有無ハ職權調査ニ屬スル事項ナルヲ以テ當事者ノ申立又ハ證明ヲ竣テ始メテ之ヲ判定スヘキモノニ非サルヤ勿論ナリト雖モ其違背ノ事實ヲ認識スルニ足ルヘキ事跡現ニ存在スルアルニ非サレハ漠然之ヲ推測スヘキモノニ非ス

○裁判所カ訴訟事件ノ審判ヲ爲スニ當リ訴ノ適法ナリヤ否ヤノ争點ヲ調査スルコトナク直ニ本案ノ攻撃防禦ノ方法ニ付キテ判斷ヲ下シ實體上ヨリ請求ノ當否ヲ決スルハ訴訟手續ノ違背タルヲ免レサルモノトス

〔第四百四十八條〕

○控訴ノ判決カ上告ニ因リ破毀セラレ控訴審ニ差戻又ハ移送セラレタルトキハ事件ハ控訴ノ辯論及ヒ判決ヲ爲ササリシ以前即チ嘗テ控訴審ニ繫屬シタルトキノ程度ニ復スヘキモノトス

三六	二	三五	三一	三六
		一〇	四	
		一八五	五	三七九
二八二	四三三			

〔第四百五十五條〕

○上告審ニ於テ終局判決ヲ破毀シ之ヲ原審ニ差戻スモ終局判決前ノ中間判決ニシテ破毀セラレサル以上ハ其效力ヲ失フモノニ非サルヲ以テ差戻ヲ受ケタル裁判所カ新辯論ニ基キ裁判ヲ爲スニ付テハ上告審ノ表示シタル法律上ノ意見ニ抵觸セサル限ハ尙ホ依然トシテ中間判決ノ羈束ヲ免レス

〔第四百五十條〕

○大審院カ第一回ノ上告以來私訴ノ成立ヲ認許シ其理由ヲ付シテ控訴院ニ移送シタル場合ニ於テ控訴院カ「私訴トシテ提起スヘキニ非サルヤ判然」ト説明シテ棄却シタルハ不法ナリ

○上告審ニ於テ控訴裁判所カ訴ノ變更アリト判決シタルモノヲ更ニ訴ノ變更ナキモノト判斷シ事件ヲ差戻シタルトキハ第二審ノ裁判所ハ裁判所構成法第四十八條及ヒ民事訴訟法第四百五十條ニ依リ其判斷ニ羈束セラル

○民法第一百十條ニ所謂正當ノ理由アリトスルニハ本人ノ過失ヲ要スルヤ否ヤハ法律上ノ問題ニ屬スヘキハ勿論代理人カ犯罪行為ヲ爲シタル事實ノミ存在スル場合ニ於テ本人ニ過失アリト爲スヘキヤ否ヤモ亦同シク法律上ノ問題ニ屬スルモノトス

三六	三〇	二七	二	
	三			
	一六二	一四二	一四二	
三三				

第四百五十一條

○事實確定シテ裁判ヲ爲スニ熟シ且民事訴訟法第四百二十二條ニ當ル場合ニハ上告裁判所ハ其事件ヲ直ニ第一審裁判所ニ差戻スヘキモノトス

二五
三
二五

第四百五十三條

○丙者ノ有シシ證書ノ成立ハ甲者カ某家ノ戸主以前ニ係ルモ現ニ戸主中負擔スヘキ義務トシテ起訴セラレ之ニ對スル裁判確定シテ遂ニ其相續人タル乙者ノ債務ニ歸シタルコト原文ノ理由ニ徴シテ明カナルトキハ判文中該證ハ甲者ノ戸主中ニ起因シタルモノトセシハ失當ナリトスルモ曩ノ確定判決ニハ影響ナキノミナラス甲者退隱後ニ生シタルモノニ非サレハ退隱後ノ甲者ハ之ニ關係ナキヲ以テ丙者ハ甲者ニ對シ訴權ヲ有セサルモノト判定セシ理由ニ因リ原裁判ノ正當ナルコトヲ明知シ得ヘケレハ單ニ證書成立ノ時期ニ誤認アレハトテ破毀ノ理由ト爲ラス而シテ原判決ハ此件ト曩ノ確定判決トハ甲者ノ資格ニ於テ全ク異ナル事實ヲ認メ乍ラ之ニ對シ一事再理ノ法則ヲ適用シタルハ瑕瑾ヲ免レスト雖モ前ニ述ヘタル如ク他ノ理由ニ因リ原裁判ノ正當ナルコトヲ認メタル以上ハ上告ヲ棄却スヘキモノトス

二六
二
二九七

○裁判カ法律ニ違背シタルトキト雖モ他ノ理由ニ因リ裁判ノ正當ナルト

キハ其判決ヲ破毀スヘキモノニ非ス

(同主旨)

判決中一部不當ノ理由アリト雖モ他ノ理由ニ因リ裁判正當ナルトキハ破毀スヘキ限ニ在ラス裁判ノ理由ニ不法アルモ上告審ニ於テ發見シタル他ノ法律上ノ理由ニ依リ其主文ニ不法ナキトキハ原裁判破毀ノ理由ト爲ラス

二六
二五
二六
二七
二〇六

○控訴ニ於テ新ニ利子ヲ請求スルトキ控訴院カ之ヲ聽許シテ民事訴訟法第四百十六條ノ新ナル請求ニ非スト説明シタルハ不法ヲ免レスト雖モ其判決ハ正當ナリ何トナレハ同條ニ於ケル新ナル請求ノ内相殺ノ場合ハ其過失ニ非スシテ第一審ニ於テ提出シ能ハサルコトヲ説明セサレハ之ヲ聽許スヘキモノニ非サレトモ其他ノ新ナル請求ハ説明ヲ要セスシテ聽許スヘキモノナルヲ以テナリ則チ此場合ニ在テハ大審院ハ同法第四百五十三條ノ所謂「裁判カ其理由ニ於テ法律ニ違背シタルトキト雖モ他ノ理由ニ因リ裁判ノ正當ナルトキハ上告ヲ棄却スヘシ」トノ法條ヲ適用スヘキモノトス

二六
二
四〇八

○法律上許スヘキ妨訴抗辯ヲ許ササリシハ違法ナリト雖モ其抗辯ヲ本案ニ對スルモノト爲シ判斷ヲ與ヘタル以上ハ妨訴ノ抗辯ト本案トヲ併セテ判定シタル筋合ニシテ其違法ハ形式上ニ止マリ實體上利害ヲ生スヘ

キ謂レナキニ付キ破毀ノ理由ト爲ラス
 ○後見人ノ越權行爲ヲ無効ノモノト爲シ原判決理由ノ末段ニ於テ「無効ノ行爲ナルコトヲ知リツツ云云」ト掲載シタル説明ハ本院ノ判例ニ背クト雖モ同理由ノ前段ニ行爲追認ノ事實ヲ認ムル旨ノ説明アリテ實質上取消シ得ヘキ行爲ヲ追認セルコトノ事實ヲ認メタル筋合ト爲ルニ付キ原判決ハ結局相當ニシテ違法ナキコトニ歸著ス

第四百五十四條

○新闕席判決ハ故障ヲ許ササル闕席判決ナルヲ以テ之ニ對シテハ懈怠ナカリシコトヲ理由トスルトキニ限り上告ヲ以テ不服ヲ申立ツルコトヲ得ルモノトス

○職權ヲ以テ調査スヘキ性質ノモノハ縱令第一審ニ於テ提出者自身ニ一旦取消シタルモ更ニ之ヲ大審院ニ提出スルモ敢テ不當ナリト云フヲ得ス(民訴四五四條六號四一四條)又本件ハ行政廳ニ係リ營業免許ノ取消ヲ求ムルモノニ非スシテ漁業權ノ侵害ヲ救済センカ爲メ對手人カ行政廳ヨリ受ケタル所ノ免許取消願ノ手續ヲ爲サシメント求ムルモノナレハ司法裁判ニ屬スルモノトス

○甲者ノ實父乙者ノ名義ヲ以テ金圓ヲ貸與スト雖モ其實ハ甲者ノ商業資

本ニ借入レタルモノナリトノ事實ヲ確定シ其債務ニ付テハ甲者ト乙者共ニ連帶ノ義務アリト判決シタリ此債務ニシテ甲者ノ債務ト定マル以上ハ乙者ニ於テ其連帶義務ノ負擔ニ付テ不服ヲ唱フルハ格別之カ爲メ却テ利益ヲ得タル甲者ニ於テ不服ヲ唱フルノ理ナシ抑我民事訴訟法ハ或場合ニ在ラサレハ控訴人ノ不利益ニ判決ヲ變更スルコトヲ得サル旨ナルヲ以テ縱令原判決ニシテ連帶責任ヲ推定シタル違法アルモノトスルモ原判決ヲ變更セシムルニ於テハ結局甲者ノ不利益ニ歸スヘキモノナルカ故ニ大審院ニ於テハ此理由ヲ以テ原判決ヲ破毀スルコトヲ得サルモノトス

第三章 抗告

○訴訟代理人カ裁判所ノ決定ニ對シ抗告ヲ爲スニハ委任者タル本人ノ名義ヲ用ユヘキモノニシテ自己ノ名義ヲ以テスルコトヲ許シタル規定ナシ

○辯論中止ノ申請ヲ却下セラレタル者カ既ニ終局判決ヲ受ケタル後ハ縱令其決定ニ不服アルモ抗告ヲ提起スルヲ得ス

○一ノ裁判ニ對シテハ二重ニ抗告ヲ提起スルコトヲ許サス

三六八

三五〇一八

四九三五

二七一八九

二七五八四

三六一二九四

四〇四三七
四二一三五